

# 河南町地域防災計画



「みんなで守ろうみんなの安全」

令和8（2026）年2月

河南町防災会議



## 第1編 総 則

第1節 計画の目的等	1
第1 計画の目的	
第2 計画の構成	
第3 町域の概況	
第4 想定災害の種類	
第5 南海トラフ地震防災対策推進地域	
第2節 防災に関する基本方針	12
第1 防災の基本理念	
第2 防災の基本方針	
第3 災害対策	
第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱	14
第4節 住民、事業者の基本的責務	19
第1 住民の基本的責務	
第2 事業者の基本的責務	
第3 住民・事業者・公共機関等の連携による住民運動の展開	
第4 ボランティアやNPO等多様な機関との連携	
第5節 計画の修正	21

## 第2編 災害予防対策

### 第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備	22
第1 組織体制の整備	
第2 防災拠点機能の確保、充実	
第3 装備資機材等の備蓄	
第4 防災訓練の実施	
第5 広域防災体制の整備	
第6 人材の育成	
第7 防災に関する調査研究の推進	
第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備	
第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策	
第10 事業者、ボランティアとの連携	

<b>第2節</b>	<b>情報収集伝達体制の整備</b> .....	34
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	
第2	情報収集伝達体制の強化	
第3	災害広報体制の整備	
<b>第3節</b>	<b>消火・救助・救急体制の整備</b> .....	38
第1	町、大阪南消防組合	
第2	連携体制の整備	
<b>第4節</b>	<b>災害時医療体制の整備</b> .....	40
第1	災害医療の基本的考え方	
第2	医療情報の収集・伝達体制の整備	
第3	現地医療体制の整備	
第4	後方医療体制の整備	
第5	医薬品等の確保体制の整備	
第6	患者等搬送体制の確立	
第7	個別疾病対策	
第8	関係機関協力体制の確立	
第9	医療関係者に対する訓練等の実施	
<b>第5節</b>	<b>緊急輸送体制の整備</b> .....	44
第1	陸上輸送体制の整備	
第2	航空輸送体制の整備	
第3	輸送手段の確保	
第4	交通規制・管制の確保	
<b>第6節</b>	<b>避難受入れ体制の整備</b> .....	46
第1	避難場所、避難路の指定	
第2	避難場所、避難路の安全性の向上	
第3	指定避難所の指定、整備	
第4	避難者の受入	
第5	避難者の状況把握に向けた準備	
第6	在宅避難等	
第7	避難指示等の事前準備	
第8	避難誘導體制の整備	
第9	広域避難体制の整備	
第10	応急危険度判定体制の整備	
第11	応急仮設住宅等の事前準備	
第12	斜面判定制度の活用	
第13	罹災証明書発行体制の整備	

<b>第7節</b>	<b>緊急物資確保体制の整備</b> .....	56
第1	給水体制の整備	
第2	食料・生活必需品の確保	
<b>第8節</b>	<b>ライフライン確保体制の整備</b> .....	60
第1	上水道（大阪広域水道企業団）	
第2	下水道（町、府）	
第3	電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社等）	
第4	ガス（大阪ガスネットワーク株式会社等）	
第5	電気通信（NTT西日本株式会社関西支店等）	
第6	住民への広報	
第7	倒木等への対策	
<b>第9節</b>	<b>交通確保体制の整備</b> .....	65
第1	道路施設	
<b>第10節</b>	<b>避難行動要支援者支援体制の整備</b> .....	66
第1	障がい者・高齢者等に対する支援体制整備	
第2	社会福祉施設の取組み	
第3	福祉避難所の指定	
第4	外国人に対する支援体制整備	
第5	その他の要配慮者に対する配慮	
<b>第11節</b>	<b>帰宅困難者支援体制の整備</b> .....	70
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	
第2	道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発	
第3	徒歩帰宅者への支援	
 <b>第2章 地域防災力の向上</b>		
<b>第1節</b>	<b>防災意識の高揚</b> .....	72
第1	防災知識の普及啓発	
第2	防災教育	
第3	災害教訓の伝承	
<b>第2節</b>	<b>自主防災体制の整備</b> .....	76
第1	地区防災計画の策定等	
第2	自主防災組織の育成	
第3	事業者による自主防災体制の整備	
第4	救助活動の支援	

第3節	ボランティアの活動環境の整備	79
第4節	企業防災の促進	80
<b>第3章 災害予防対策の推進</b>		
第1節	都市防災機能の強化	82
第1	防災空間の整備	
第2	都市基盤施設の防災機能の強化	
第3	密集市街地の整備促進	
第4	建築物の安全性に関する指導等	
第5	空き家等の対策	
第6	所有者不明土地の活用	
第7	文化財	
第8	ライフラインの災害予防対策	
第9	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	
第2節	地震災害予防対策の推進	89
第1	新・大阪府地震防災アクションプランの推進	
第2	地震観測体制の整備	
第3	住宅・建築物の耐震対策等の促進	
第4	土木構造物の耐震対策等の推進	
第5	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3節	水害予防対策の推進	93
第1	洪水対策	
第2	雨水出水対策	
第3	水害減災対策	
第4	ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	
第4節	土砂災害予防対策の推進	97
第1	土砂災害警戒区域等における防災対策	
第2	土石流対策（砂防）	
第3	地すべり対策	
第4	急傾斜地崩壊防止対策	
第5	土砂災害警戒情報の作成・発表	
第6	山地災害対策	
第7	宅地造成及び盛土等対策	
第8	災害防止工事の実施	
第5節	危険物等災害予防対策の推進	101

- 第1 危険物災害予防対策
- 第2 高圧ガス災害予防対策
- 第3 火薬類災害予防対策
- 第4 毒物劇物災害予防対策
- 第5 管理化学物質災害予防対策

- 第6節 火災予防対策の推進…………… 104
  - 第1 建築物等の火災予防
  - 第2 林野火災予防

### 第3編 災害応急対策

#### 第1章 活動体制の確立

- 第1節 組織動員…………… 106
  - 第1 組織体制
  - 第2 動員配備体制
  - 第3 動員計画
- 第2節 自衛隊の災害派遣要請…………… 118
  - 第1 派遣の要請
  - 第2 自衛隊の自発的派遣
  - 第3 派遣部隊の受入れと撤収
- 第3節 広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援…………… 122
  - 第1 広域応援の要請等
  - 第2 広域応援の受援体制の確立
  - 第3 広域応援の受入れの実施
  - 第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣
  - 第5 応急対策職員派遣制度に基づく支援
  - 第6 関係機関の連絡調整
- 第4節 災害緊急事態…………… 125

#### 第2章 情報収集伝達・警戒活動

- 第1節 警戒期の情報伝達…………… 126
  - 第1 気象予警報の伝達
  - 第2 土砂災害警戒情報の伝達
  - 第3 地震情報の伝達
  - 第4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

第5	住民への周知	
<b>第2節</b>	<b>警戒活動</b>	139
第1	気象観測情報の収集伝達	
第2	水防活動	
第3	土砂災害警戒活動	
第4	異常現象発見時の通報	
第5	ライフライン・交通等警戒活動	
第6	物資等の事前状況調査	
<b>第3節</b>	<b>発災直後の情報収集伝達</b>	145
第1	情報収集伝達経路	
第2	町及び府における情報収集伝達	
第3	町における情報収集伝達	
第4	防災関係機関の情報収集伝達	
第5	府等への被害状況報告	
第6	通信手段の確保	
<b>第4節</b>	<b>災害広報</b>	150
第1	災害モード宣言	
第2	災害広報	
第3	報道機関との連携	
第4	広聴活動の実施	
<b>第3章</b>	<b>消火、救助、救急、医療救護</b>	
<b>第1節</b>	<b>消火・救助・救急活動</b>	154
第1	消火・救助・救急活動	
<b>第2節</b>	<b>医療救護活動</b>	156
第1	医療情報の収集・提供活動	
第2	現地医療対策	
第3	後方医療対策	
第4	医療品等の確保・供給活動	
第5	個別疾病対策	
<b>第4章</b>	<b>避難行動</b>	
<b>第1節</b>	<b>避難誘導</b>	160
第1	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	
第2	洪水、土砂災害による高齢者等避難の指示	

第3	住民などに対する避難の周知方法	
第4	避難者の誘導等	
第5	広域避難	
第6	避難者の運送	
第7	警戒区域の設定	
<b>第2節</b>	<b>指定避難所の開設・運営等</b> ……………	168
第1	指定避難所の開設	
第2	指定避難所の管理、運営	
第3	指定避難所の早期解消のための取組み等	
第4	指定避難所の閉鎖	
<b>第3節</b>	<b>避難行動要支援者への支援</b> ……………	172
第1	避難行動要支援者の被災状況の把握	
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	
<b>第4節</b>	<b>広域一時滞在への対応</b> ……………	174
<b>第5章</b>	<b>交通規制、緊急輸送活動</b>	
<b>第1節</b>	<b>交通規制・緊急輸送活動</b> ……………	175
第1	緊急交通路の確保	
第2	交通規制の実施	
第3	地域緊急交通路の整備	
第4	緊急輸送	
<b>第2節</b>	<b>交通の維持復旧</b> ……………	180
第1	被害状況の報告	
第2	道路管理者における対応	
第3	交通の機能確保	
<b>第6章</b>	<b>二次災害防止、ライフライン確保</b>	
<b>第1節</b>	<b>公共施設応急対策</b> ……………	181
第1	公共土木施設等	
第2	公共建築物	
第3	応急工事	
<b>第2節</b>	<b>民間建築物等応急対策</b> ……………	183
第1	民間建築物等	
第2	危険物等	

第3 放射性物質

第4 文化財

**第3節 ライフライン・放送の確保**…………… 185

第1 被害状況の報告

第2 上水道

第3 下水道

第4 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社等）

第5 ガス（大阪ガス株式会社等）

第6 電気通信（NTT西日本株式会社関西支店等）

第7 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）

第8 府及び関係機関における対応

**第4節 農業関係応急対策**…………… 189

第1 農業用施設

第2 農作物

第3 畜産

第4 林産物

**第7章 被災者の生活支援**

**第1節 支援体制**…………… 191

**第2節 住民等からの問い合わせ**…………… 192

**第3節 災害救助法の適用**…………… 193

第1 法の適用

第2 救助の実施

**第4節 緊急物資の供給**…………… 196

第1 物資等の運送要請

第2 給水活動

第3 食料の供給

第4 生活必需品の供給

**第5節 住宅の応急確保**…………… 201

第1 被災住宅の応急修理

第2 住居障害物の除去

第3 応急仮設住宅の建設

第4 応急仮設住宅の借上げ

第5 応急仮設住宅の運営管理

第6	公共住宅への一時入居	
第7	住宅に関する相談窓口の設置等	
<b>第6節</b>	<b>応急教育</b> ……………	203
第1	教育施設の応急整備	
第2	応急教育体制の確立	
第3	就学援助等	
<b>第7節</b>	<b>自発的支援の受入れ</b> ……………	205
第1	ボランティアの受入れ	
第2	義援金品の受付・配分	
第3	海外からの支援の受入れ	
第4	日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等	
 <b>第8章 社会環境の確保</b>		
<b>第1節</b>	<b>保健衛生活動</b> ……………	208
第1	防疫活動	
第2	食品衛生監視活動	
第3	被災者の健康維持活動・災害関連死の防止	
第4	保健衛生活動における連携体制	
第5	応援要請	
第6	動物保護等の実施	
<b>第2節</b>	<b>廃棄物の処理</b> ……………	211
第1	し尿処理	
第2	ごみ処理	
第3	災害廃棄物等処理	
<b>第3節</b>	<b>遺体対策</b> ……………	213
第1	事前措置	
第2	遺体の処理	
第3	遺体安置所の設定	
第4	遺体の火葬等	
第5	応援要請	
<b>第4節</b>	<b>社会秩序の維持</b> ……………	215
第1	住民への呼びかけ	
第2	警戒活動の強化	
第3	物価の安定及び物資の安定供給	

## 付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1節	総則	216
第1	目的	
第2	基本方針	
第2節	東海地震注意情報発表時の措置	217
第1	東海地震注意情報の伝達	
第2	警戒態勢の準備	
第3節	警戒宣言が発せられた時の対応	218
第1	東海地震予知情報等の伝達	
第2	警戒態勢の確立	
第3	住民、事業所に対する広報	

## 付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	222
第1	推進計画の目的	
第2	推進地域	
第3	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	223
第1	南海トラフ地震臨時情報について	
第2	防災対応について	
第3	「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について	
第3節	地震発生時の応急対策等	226
第1	組織	
第2	地震発生時の応急対策	
第4節	防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	227
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	228

## 第4編 事故等災害応急対策

第1節	林野火災等応急対策	229
第1	火災の警戒	

## 第2 林野火災

第2節 危険物等災害応急対策	231
第1 危険物災害応急対策	
第2 高圧ガス災害応急対策	
第3 火薬類災害応急対策	
第4 毒物劇物災害応急対策	
第5 原子力災害への対策	
第3節 中高層建築物災害応急対策	236
第1 町	
第2 警察署	
第3 大阪ガスネットワーク株式会社南部導管部	
第4節 その他災害応急対策	238

## 第5編 災害復旧・復興対策

### 第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進	239
第1 公共施設等の復旧	
第2 激甚災害の要請	
第3 激甚災害指定による財政援助	
第4 特定大規模災害	
第2節 被災者の生活再建等の支援	241
第1 災害弔慰金等の支給	
第2 町災害弔慰金及び災害見舞金	
第3 災害援護資金・生活資金等の貸付	
第4 罹災証明書の交付等	
第5 租税等の減免及び徴収猶予等	
第6 雇用機会の確保	
第7 住宅の確保等	
第8 被災者生活再建支援金	
第3節 中小企業の復興支援	248
第4節 農業関係者の復興支援	249

第5節	ライフライン等の復旧	250
第1	復旧計画	
第2	広報	

## 第2章 災害復興対策

第1節	復興の基本方針	251
第1	災害復興基本方針の決定	
第2	原状復旧	
第3	復興に向けた取組み	

# 第 1 編 総 則



# 第1節 計画の目的等

## 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特別措置法」という。）第6条の規定に基づき、河南町の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、町、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定める。

また、町における国土強靱化に係る事項については、上位計画である河南町国土強靱化地域計画を指針とすることから、この計画の目標も河南町国土強靱化地域計画の基本目標及び事前に備えるべき目標と整合することにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、住民と相互協力のもと、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 位置図



## 第2 計画の構成

この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、町域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。

## 第3 町域の概況

### 1 地理的条件

#### (1) 位置

町は、大阪府の東南部に位置し、大阪市の中心部からは約25km圏の距離にある。

#### (2) 面積

町域は、東西に約6.7km、南北に約7.5kmあり、面積は、25.26km<sup>2</sup>で大阪府域の面積1,901.42km<sup>2</sup>の1.3%である。

#### (3) 地勢

##### ① 地形

東に葛城山脈が連なり、その山頂を境として、奈良県御所市、葛城市と接し、北は太子町、西は富田林市、南は千早赤阪村と隣接している。そして、葛城連山を背景に東から西に向けてゆるやかな傾斜を有している。

町の東部は大半が山林で、田畑は西部に位置し、南から北へ帯状に延びて河内平野に連なっている。

##### ② 河川

葛城山系を水源とする水越川は、千早川と合流して町の西部を流れ、梅川は町の中央を貫き、いずれも北へ流れ石川を経て大和川に注いでいる。

一級河川：石川、梅川、千早川、水越川

準用河川：天満川、梅川

普通河川：島川、馬谷川、天満川、梅川、竹の谷川、平石川、笠石川

### 2 気象

気候は、瀬戸内式気候に属し、過去6年間の年平均気温は17.3℃前後と温暖ではあるが、内陸に位置していることから、やや内陸性の特徴をもっている。過去6年間（令和元年～令和6年）の年間降水量は、約1,229mmから約1,754mmまで大きな差があり、平均量として、1,589mmとなっている。（数値は、気象庁ホームページのデータを参考（観測地点：気温…堺地域気象観測所、降水量…河内長野地域気象観測所））

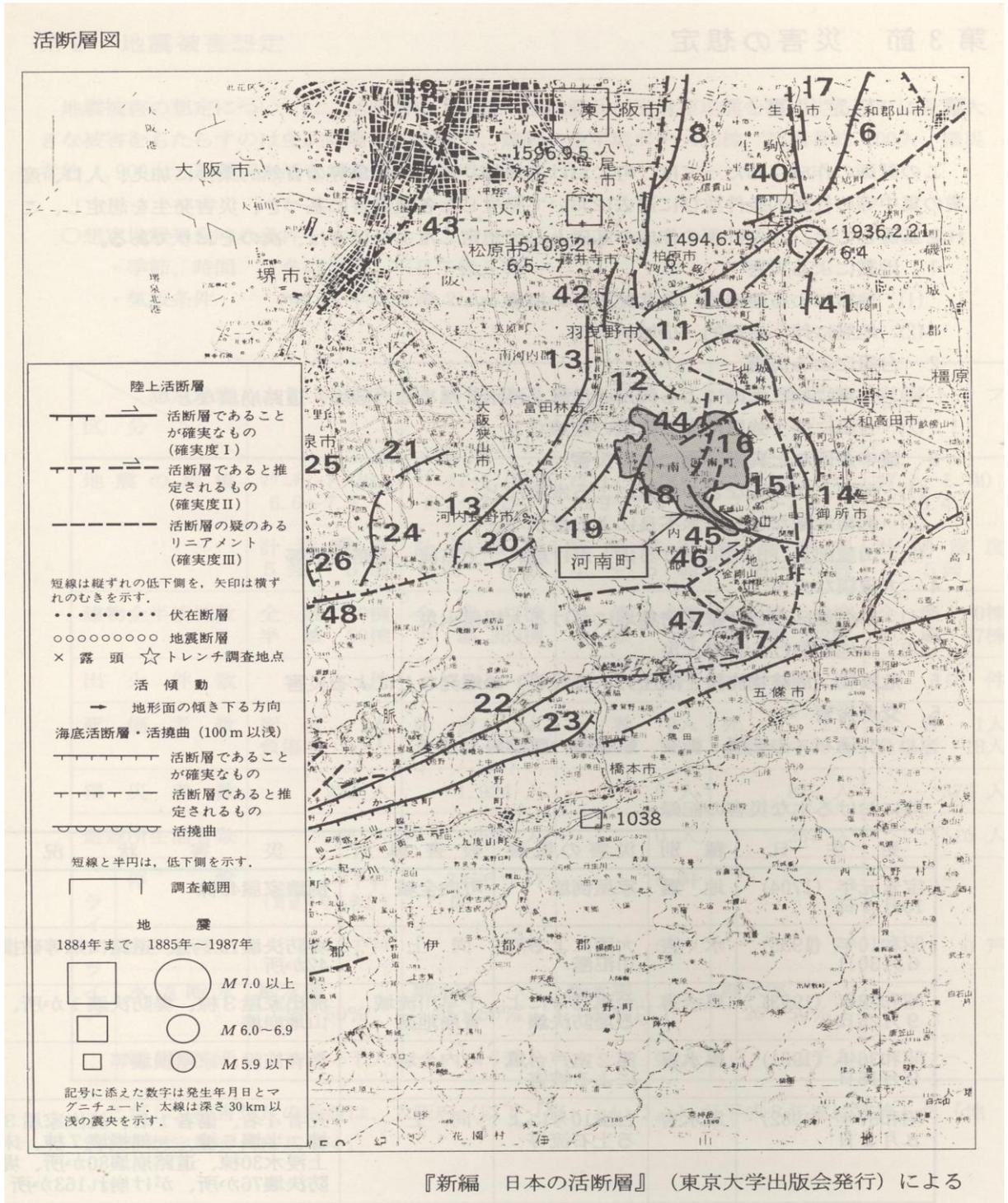
### 3 地質構造及び活断層

町域の基盤岩類は、白亜紀の領家変成帯に属し、山地部分の大半は花崗岩類からなる。花崗岩類は、ほとんど花崗閃緑岩であるが、片麻状のものや方状のものも含んでいる。

宇奈田川と千早川に挟まれた西部の丘陵には、砂・小礫や粘性土軽石火山灰等からなる古大阪層群が分布し、砂・小礫中心の大阪層群は北部丘陵地に見られる。

また、石川沿いの低平地や梅川、水越川などの流域には、砂がちの沖積層が見られるほか、花崗岩類と風化したマサ土により構成された中・低位段丘堆積層は、町域西部を南北に形成された河南台地に分布する。

本町の直下には、活断層であることが確実視されている活断層が走っている（活断層図参照）。



## 4 社会的条件

### (1) 人口・世帯

昭和31年の4村合併により町制を施行して以来、総人口は概ね9,000人前後で推移していたが、町北部の大規模な住宅団地の開発により、昭和50年には一気に増加し、12,000人を超えるに至った。それ以後も、平成5年からの新たな住宅開発に伴う入居増により国勢調査による総人口と世帯数は、ゆるやかな増加傾向が続いており、昭和50年から平成17年までの30年間に、総人口は約1.4倍、世帯数は約2.1倍となったが、人口は平成20年から減少に転じている。また、1世帯当たりの人数は昭和50年の4.04人/世帯から令和2年の2.46人/世帯へと減少しており、核家族化が進んでいる。

人口・世帯数の推移（国勢調査）

（単位：人、世帯、人/世帯）

	総人口	性別		世帯数	1世帯の 人員
		男	女		
昭和50年	12,262	6,260	6,002	3,033	4.04
55年	13,967	6,973	6,994	3,995	3.50
60年	14,390	7,123	7,267	4,393	3.28
平成2年	14,588	7,201	7,387	4,713	3.10
平成7年	15,913	7,747	8,166	5,325	2.99
平成12年	17,341	8,446	8,895	6,090	2.85
平成17年	17,545	8,506	9,037	6,412	2.74
平成22年	17,040	8,292	8,748	6,426	2.65
平成27年	16,126	7,838	8,288	6,115	2.64
令和2年	15,697	7,621	8,076	6,392	2.46

### (2) 土地利用

森林が町面積の過半を占めており、これに農地と水面を加えると、約4分の3が緑地系の土地利用となっており、宅地系の土地利用は、約1割である。

（令和7年4月1日現在）

用途地域	面積	構成比
第一種低層住居専用地域	102ha	41.2%
第一種中高層住居専用地域	1.6	0.7
第二種中高層住居専用地域	34	13.7
第一種住居地域	97	39.1
第二種住居地域	12	4.8
近隣商業地域	1.2	0.5
計	248ha	100.0%

### (3) 都市構造

町内には、鉄道駅がなく、町外の複数駅に依存している。また、山地に平坦地が入り組んだ地形のため集落が分散しており、町の核・拠点の形成に向けて、まちづくりを進めている。

## 第4 想定災害の種類

この計画の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害に基づき、災害発生を想定し、これを基礎とした。この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また、これらの各災害が複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）として発生する可能性も考慮するものとする。

- ・ 地震災害（南海トラフ地震臨時情報発表時を含む）
- ・ 風水害
- ・ 林野火災
- ・ 危険物等災害
- ・ 中高層建築物災害

（参考）町における主な災害の記録

発 生 日	種 別	災害の概要	被 害 場 所	災 害 状 況
宝永4年(1707) 10月4日	地 震	家屋倒壊	町内全域	倒壊家屋 45 棟
昭和10年(1935) 6月30日	水 害	大雨による河川 氾濫	同上	堤防決壊 19 か所、道路田畑 等破損 42 か所
昭和28年(1953) 9月25日	風水害	台風13号による 堤防決壊	千早川流域、 青崩地区	流出家屋3棟、堤防決壊1か 所、山地崩壊
昭和36年(1961) 9月16日	風水害	第2室戸台風に よる被害	町内全域	教育施設、家屋損壊等
昭和57年(1982) 8月2日	風水害	台風10号による 土石流等	同上	死者4名、負傷者1名、流出 家屋3棟、半壊6棟、一部損 壊7棟、床上浸水30棟、道 路崩壊80か所、堤防決壊76 か所、がけ崩れ163か所
平成29年(2017) 10月22日	風水害	台風21号による 土砂崩れ等	同上	一部損壊2棟、床下浸水6棟 道路崩壊17か所、がけ崩れ 129か所など 被害総数255件
平成30年(2018) 6月18日	地震	大阪北部で震度 6弱	同上	本町域で震度4を観測
平成30年(2018) 9月4日	風水害	台風21号による 暴風被害	同上	暴風による家屋破損、停電 発生

# 1 地震被害想定

地震被害の想定については、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定する。

## (1) 直下型地震

想定地震 区分	上町断層帯 地震 (A)	上町断層帯 地震 (B)	生駒断層帯 地 震	有馬高槻断層帯 地 震	中央構造線断層帯 地 震	
	地震規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測階級 4~7	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測階級 4~7	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測階級 4~7	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測階級 3~7	マグニチュード (M) 7.7~8.1 計測階級 3~7
建物全半壊棟数	全壊 116 棟 半壊 214 棟	全壊 321 棟 半壊 399 棟	全壊 59 棟 半壊 121 棟	全壊 0 棟 半壊 0 棟	全壊 163 棟 半壊 260 棟	
出火件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	
死者数	死者 0 人 負傷者 55 人 重傷者 5 人	死者 3 人 負傷者 94 人 重傷者 6 人	死者 0 人 負傷者 29 人 重傷者 3 人	死者 0 人 負傷者 0 人 重傷者 0 人	死者 1 人 負傷者 59 人 重傷者 5 人	
罹災者数	716 人	1,562 人	378 人	0 人	873 人	
避難所生活者数	208 人	453 人	110 人	0 人	254 人	
震災廃棄物発生量	可燃物 4 千トン 不燃物 12 千トン	可燃物 8 千トン 不燃物 27 千トン	可燃物 2 千トン 不燃物 7 千トン	可燃物 0 千トン 不燃物 0 千トン	可燃物 5 千トン 不燃物 16 千トン	
ライフライン	停電	停電率 19.4% 〃 軒数 1,274 軒	停電率 58.1% 〃 軒数 3,821 軒	停電率 11.9% 〃 軒数 784 軒	停電率 0.0% 〃 軒数 0 軒	停電率 40.3% 〃 軒数 2,645 軒
	ガス供給停止	0 千戸				
	水道断水	断水率 20.9% 〃 人口 0.3 万人	断水率 25.3% 〃 人口 0.4 万人	断水率 21.4% 〃 人口 0.3 万人	断水率 0.0% 〃 人口 0 万人	断水率 43.3% 〃 人口 0.7 万人
	固定電話 被災回線	被災率 1.8% 382 回線	被災率 1.8% 382 回線	被災率 1.8% 382 回線	0 回線	被災率 1.8% 382 回線

ただし、上記被害想定の数値は、大阪府（以下「府」という。）が平成 18 年度に実施した府域に影響の大きい地震の高精度予測に基づいた「地震被害想定調査」によるもの。

（直下型地震）

- ・ 上町断層帯地震 (A) …大阪府北中部でゆれ大
- ・ 上町断層帯地震 (B) …大阪府南部でゆれ大
- ・ 生駒断層帯地震…大阪府東部でゆれ大
- ・ 有馬高槻断層帯地震…大阪府北部でゆれ大
- ・ 中央構造線断層帯地震…大阪府南部でゆれ大

(2) 海溝型地震

南海トラフ巨大地震は、東南海・南海地震など南海トラフ沿いで発生する様々な地震が広い震源域で連動して起こると予想されるマグニチュード9級の巨大地震で、現時点の最新の科学的知見に基づき、起こりうる最大クラスの地震・津波を推計し、平成25年10月30日の「大阪府第4回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」で大阪府域の被害想定が示された。南海トラフ巨大地震による河南町の被害想定は、次のとおりとなっている。

① 南海トラフ巨大地震被害想定

(ライフライン)

項目		給水人口(人)	被災直後	1日後	4日後	7日後	1カ月後	約40日後
上水道	断水率		77.4%	41.9%	39.6%	37.1%	11.6%	0.8%
	断水人口	16,750	12,965	7,018	6,633	6,214	1,943	134

項目		処理人口(人)	被災直後	1日後	4日後	7日後	1カ月後
下水道	機能支障率		4.2%	4.2%	3.1%	2.1%	0.0%
	処理人口	13,064	549	549	405	274	0

項目		契約件数(件)	被災直後	4日後	4日後	7日後
電力	停電率		49.0%	4.0%	3.0%	0.0%
	停電人口	8,415	4,123	337	252	0

項目		契約件数(件)	被災直後	1日後
固定電話	不通契約		100.0%	0.0%
	契約者	4,000	4,000	0

項目		基地局数	被災直後	1日後	4日後	7日後
携帯電話	停波局率		100%	4.0%	3.0%	0%
	基地局数	57	57	2	2	0

(交通施設被害)

項目	道路総延長(km)	被害箇所数
道路	87	6

項目	5.5m以上13m未満	3m以上5.5m未満	3m未満	計
道路幅員別延長(Km)	40.6	41.7	3.2	85.5
閉塞率	0.9%	2.7%	5.6%	
道路閉塞延長(Km)	0.37	1.13	0.18	1.68

## (避難者数)

項 目		1 日後	1 週間後	1 カ月後	約 4 0 日後
避難者 (人数)	避難所	188	918	609	94
	避難所外	125	919	1,420	219
	計	313	1,837	2,029	313

## (帰宅困難者)

項 目	人数
帰宅困難者数	539

## (物資)

項 目	備蓄量	1～3日間	4～7日間	不足量(7日間)
飲料水(ℓ)	23,066	101,260	78,266	156,460

項 目	備蓄量	1～3日間	4～7日間	不足量(7日間)
食料(食)	712	3,378	26,447	29,113

項 目	備蓄量	必要量	不足量(7日間)
毛布(枚)	346	626	280

## (医療機能)

項 目	医療対応不足人数
医療機能	72

## (災害廃棄物等)

項 目	計	揺れ	液状化	津波	急傾斜	火災
災害廃棄物発生量 (万ト)	0.9	0.8	0.1	0.0	0.0	0.0

## (エレベータ内閉じ込め)

項 目	台数
エレベータ設置	48
エレベータ停止	13

## (建物被害)

(単位：棟)

項 目	建物棟数	揺れによる全壊	揺れによる半壊	液状化による全壊	液状化による半壊	急傾斜地崩壊による全壊	急傾斜地崩壊による半壊	計	
								全壊	半壊
木造	5,849	58	531	5	23	2	4	65	558
非木造	3,179	15	82	1	0	1	1	17	83
計	9,028	73	613	6	23	3	5	82	641

※地震火災による建物被害 0 棟

## (ブロック塀の転倒)

項目	建物棟数	転倒件数	転倒率
ブロック塀	797	138	17.4%
石塀	175	85	48.5%
コンクリート塀	179	30	16.5%
計	1,151	253	

## (自動販売機の転倒)

項目	台数	転倒台数
自動販売機	647	95

## (屋外落下物の発生)

項目	落下危険物を 有数建物棟数	屋外落下物が生 じる建物棟数	落下率
建物棟数	3,239	21	0.7%

## (建物倒壊による被害 (ケース夏 12 時))

		死者	負傷者	重傷者
揺れによる被害	木造	1	10	1
	非木造	1	50	4
	小計	2	60	5
屋内収容物移動・転倒・落下物による被害	収容物	0	5	1
	落下物	0	6	1
	ガラス	0	8	1
	小計	0	19	3
計		2	79	8

## (建物倒壊による被害 (ケース冬 18 時))

		死者	負傷者	重傷者
揺れによる被害	木造	2	27	1
	非木造	0	26	2
	計	2	53	3
屋内収容物移動・転倒・落下物による被害	収容物	0	5	1
	落下物	0	6	1
	ガラス	0	8	0
	小計	0	19	2
計		2	72	5

## 第5 南海トラフ地震防災対策推進地域

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、同法第3条の規定に基づき、平成15年12月17日に1都2府18県652市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「東南海・南海地震推進地域」という。）として指定された。府では、本町をはじめ30市6町1村が東南海・南海地震推進地域に指定された。

その後、平成25年11月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に改正され、法第3条の規定に基づき、平成26年3月28日に1都2府27県705市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された。府では、本町をはじめ33市8町1村が推進地域に指定された。

これにより、法第5条の規定に基づいて、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等について、地域防災計画に「南海トラフ地震防災対策推進計画」を定めるように努めなければならないこととされた。

なお、推進地域の指定基準は、次のとおりであるが、本町は震度に関する基準に該当する。

### (1) 震度に関する基準

震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。）

### (2) 津波に関する基準

「大津波」（3m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域

### (3) 過去の地震による被害

○過去に発生した南海トラフで、特殊な地形な地形条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

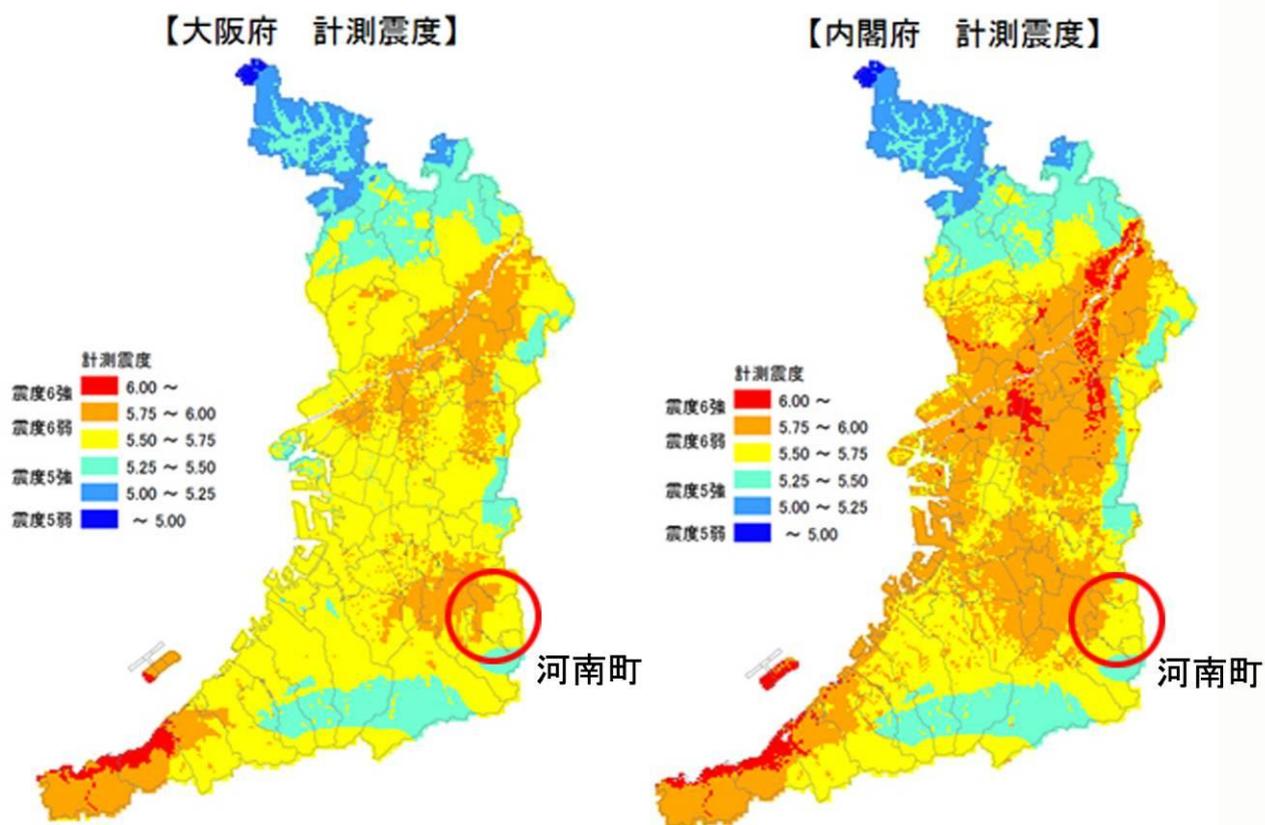
○「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。

### (4) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・ 広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・ 周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

(参考) 南海トラフ計測震度分布図



## 第2節 防災に関する基本方針

防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。これまで本町は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、町域の災害対策を進めてきた。しかし、平成28年(2016年)熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年(2018年)に発生した大阪府北部を震源とする地震、さらには元日に発生した令和6年(2024年)能登半島地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく。

### 第1 防災の基本理念

「減災」・・・災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る。

### 第2 防災の基本方針

町及び防災関係機関は災害対策を進めていくため、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取り組みを進めていかなければならないことから、下記の「テーマ」及び基本方針により、災害に備えるものとする。

テーマ・・・「みんなで守ろうみんなの安全」

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

### 第3 災害対策

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

#### 1 災害予防対策（周到かつ十分な対応）

レベル1の地震（※1）に対しては、被害防止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロをめざす防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2の地震（※2）に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

## 2 災害応急対策（迅速かつ円滑な対応）

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

## 3 災害復旧・復興対策（適切かつ速やかな対応）

ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

※1 レベル1の地震・・・中規模の地震（震度5強程度）

※2 レベル2の地震・・・過去及び将来にわたり最強と考えられる地震（震度6強から震度7程度）

### 第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

町の処理すべき事務を中心として町域に係る府、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理する。

#### 1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備、区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実並びに住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、町の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

#### (1) 政策総務部

- ① 町の防災・危機管理対策の総合調整に関すること
- ② 町防災会議に関すること
- ③ 町災害対策本部に関すること
- ④ 防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑤ 防災訓練に関すること
- ⑥ 消防団との連絡に関すること
- ⑦ 自主防災組織の育成指導に関すること
- ⑧ 防災知識の普及啓発に関すること
- ⑨ 防災行政無線の運用統制及び非常・緊急通信に関すること
- ⑩ 国、府、自衛隊、協定市町村等への応援要請に関すること
- ⑪ 気象情報等に関すること
- ⑫ 被害情報の収集・伝達に関すること
- ⑬ 災害広報・公聴に関すること
- ⑭ 災害及び災害対策活動の記録の総括に関すること
- ⑮ 災害救助法に関すること
- ⑯ 避難行動要支援者の避難計画に関すること
- ⑰ 避難指示に関すること
- ⑱ 指定避難所の開設に関すること
- ⑲ 防災に関する物資、資機材などの備蓄、点検に関すること
- ⑳ 災害に係る被災証明書に関すること
- ㉑ 国、府に対する緊急要望に関すること
- ㉒ 区長への協力要請、連絡調整に関すること
- ㉓ 車両の確保、配車及び輸送機関との連絡調整に関すること
- ㉔ 住民からの相談、被害情報の収集に関すること
- ㉕ 町有財産の被害調査及び応急措置に関すること
- ㉖ 庁舎、指定避難所の防災拠点施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧等に関すること

- ⑳ 災害対策予算、その他財務に関すること
  - ㉑ 職員動員の総括に関すること
- (2) まち創造部
- ① 山地災害危険地の把握に関すること
  - ② 都市公園等の防災空間の整備に関すること
  - ③ 公園、道路の防災機能強化に関すること
  - ④ 土木構造物の耐震対策の推進に関すること
  - ⑤ 道路、河川、橋梁、公園施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること
  - ⑥ 富田林土木事務所、南河内農と緑の総合事務所、富田林警察署、大阪広域水道企業団との連絡調整に関すること
  - ⑦ 重機、資機材、要員等の手配に関すること
  - ⑧ 公共土木施設等の二次災害の防止に関すること
  - ⑨ 宅地造成に伴う開発地域の災害予防対策及び災害復旧についての行政指導に関すること
  - ⑩ 建築物の安全に関する指導に関すること
  - ⑪ 開発行為に伴う災害現場の応急措置及び災害復旧に係る指導に関すること
  - ⑫ 被災建築物・宅地等の応急危険度調査に関すること
  - ⑬ 農作物及び農林、商工施設等の被害状況の調査に関すること
  - ⑭ 農作物及び家畜の防疫に関すること
  - ⑮ 被災企業等に対する融資等の対策に関すること
  - ⑯ 応急仮設住宅の建設に関すること
  - ⑰ 下水道施設の災害予防対策に関すること
  - ⑱ 下水道施設の被害調査及び報告に関すること
  - ⑲ 下水道施設の災害復旧作業に関すること
  - ⑳ 南部流域下水道事務所との連絡、調整に関すること
- (3) すこやか生活部
- ① 災害時における防疫、清掃（ごみ・し尿）その他の保健衛生などの応急措置に関すること
  - ② 愛玩動物の収容に関すること
  - ③ 遺体の搬送及び対策に関すること
  - ④ 災害による家屋・土地・設備等の被害調査及び確認に関すること
  - ⑤ 指定避難所の運営に関すること
  - ⑥ 高齢者及び障がい者の救援状況の調査及び処理に関すること
  - ⑦ 福祉施設の被害調査に関すること
  - ⑧ 避難行動要支援者の避難支援に関すること
  - ⑨ 避難行動要支援者に対する福祉サービスに関すること
  - ⑩ 義援金、義援物資、見舞金の受付、配分と支給に関すること
  - ⑪ 災害弔慰金の支給等に関すること
  - ⑫ 被災者生活再建支援法に関すること
  - ⑬ 福祉施設利用者の安全確保に関すること及び所管福祉施設入所者の避難に関すること
  - ⑭ ボランティア・NPOの受入れに関すること
  - ⑮ 救護所に関すること

- ⑯ 被災者の医療、助産及び救護に関する事
- ⑰ 富田林医師会等医療機関及び富田林保健所との連絡に関する事
- ⑱ 医療救護班の編成派遣に関する事
- ⑲ 災害救援物資の調達及び配分に関する事
- ⑳ 炊き出しの実施に関する事
- ㉑ 感染症対策に関する事
- ㉒ 日本赤十字社等への応援要請に関する事

(4) 教・育部

- ① 児童等（幼児、園児、児童、生徒）の安全確保に関する事
- ② 学校園における防災教育に関する事
- ③ 災害時の応急教育に関する事
- ④ 文化財の応急対策に関する事
- ⑤ 教職員への応援要請に関する事
- ⑥ 児童等とその家族の被災状況の調査に関する事
- ⑦ 被災児童及び生徒の就学援助に関する事
- ⑧ 学用品の供与に関する事
- ⑨ 保育、教育施設の災害予防対策、被害調査、安全確認及び復旧に関する事
- ⑩ 私立学校等の防災計画に関する事

(5) 出納室

- ① 災害経費の収支に関する事
- ② 義援金、見舞金の保管に関する事

(6) 議会事務局

- ① 町議会議員との連絡調整に関する事

2 府

(1) 富田林土木事務所

- ① 災害予防対策及び災害応急対策等に係る町及び関係機関との連絡調整に関する事
- ② 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関する事
- ③ 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関する事

(2) 南河内農と緑の総合事務所

- ① ため池に関する水防対策に関する事
- ② 農作物等の被害に関する技術指導に関する事
- ③ 林野火災及び山地災害防止に関する事
- ④ 水防時水防ため池に関するデータ収集とため池管理者への情報提供に関する事

(3) 富田林保健所

災害時における保健衛生対策に関する事

3 富田林警察署

- ① 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
- ② 被災者の救出・救助、救護及び避難指示・誘導に関する事
- ③ 交通規制・管制に関する事
- ④ 行方不明者の捜索及び遺体の検視（見分）に関する事

- ⑤ 被災地における犯罪の予防、取締りその他治安の維持に関すること
- 4 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）
  - ① 府、町その他関係機関が実施する災害応急対策の支援協力に関すること
  - ② 地域防災計画にかかる町防災訓練への参加協力に関すること
  - ③ 災害派遣に関すること
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関
  - (1) NTT 西日本株式会社関西支店
    - ① 電信・電話施設の防災対策、災害時の施設の応急復旧、非常通信の調整確保に関すること
    - ② 災害関連電報・電話料金の減免に関すること
    - ③ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること
  - (2) 関西電力送配電株式会社大阪南本部
    - 電力施設の防災管理、災害時の電力供給確保並びに施設の応急復旧に関すること
  - (3) 大阪ガスネットワーク株式会社南部事業部
    - ① ガス施設の防災対策、施設の応急復旧に関すること
    - ② 災害時におけるガスの二次災害の防止に関すること
    - ③ 災害時におけるガスの供給確保に関すること
  - (4) 日本郵便株式会社（河南郵便局）
    - ① 災害時における郵便業務の確保、為替貯金、保険、年金の非常取扱等災害特別事務の実施に関すること
    - ② 被災郵便業務施設の復旧に関すること
  - (5) 大阪広域水道企業団
    - ① 水道施設の耐震化等に関すること
    - ② 水道の被害情報に関すること
    - ③ 災害時の緊急物資に関すること
    - ④ 水道用水の供給確保に関すること
    - ⑤ 応急給水及び応急復旧に関すること
- 6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者
  - (1) 富田林医師会
    - ① 災害時における医療救護活動に関すること
    - ② 傷病者の収容並びに看護に関すること
  - (2) 富田林歯科医師会
    - ① 災害時における医療救護活動に関すること
    - ② 被災者に対する歯科保健に関すること
  - (3) 富田林薬剤師会
    - ① 災害時における医療救護及び公衆衛生活動に関すること
    - ② 災害時における医薬品の確保及び供給に関すること
  - (4) 大阪南農業協同組合
    - ① 災害時における被災農家の復旧指導及び被害調査の援助に関すること
    - ② 農地、農業用施設などの災害復旧指導及び再生産の維持などに必要な資金の貸付けに関すること

- (5) 大阪府森林組合
  - ① 山林火災予防対策に関する事
  - ② 災害時における被災山林の復旧指導及び各種情報の伝達に関する事
  - ③ 町が行う林業に関する被害調査の援助に関する事
- (6) ため池管理者
  - ため池の防災管理に関する事
- (7) 危険物関係の取扱い施設管理者
  - 災害時における危険物の保安措置及びガス等燃料の供給に関する事
- (8) 学校、こども園、保育施設、介護保険施設等の管理者
  - ① 避難施設の整備及び避難訓練に関する事
  - ② 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関する事
  - ③ 災害時における要介護者支援体制の整備に関する事
  - ④ 施設入所者及び利用者の避難に関する事
- (9) 一般社団法人大阪府LPガス協会
  - ① LPガス施設の整備と防火管理に関する事
  - ② 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事
  - ③ 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事
  - ④ 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事
- (10) 社会福祉法人河南町社会福祉協議会
  - ① 災害時における福祉に関する事
  - ② ボランティアの防災活動支援に関する事
  - ③ 避難行動要支援者対策に関する事
- (11) 自主防災組織等
  - ① 各種情報の連絡、避難者の世話その他応急措置の協力奉仕に関する事
  - ② 災害時における安否確認、避難支援、避難所運営に関する事

## 第4節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

### 第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

#### 1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

#### 2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

#### 3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

### 第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

- 1 災害等の知識の習得
  - (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
  - (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- 2 災害への備え
  - (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
  - (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
  - (3) 避難場所、避難経路の確認
  - (4) 従業員及び利用者等の安全確保
  - (5) 従業員の安否確認方法の確認
  - (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄
- 3 出勤及び帰宅困難者への対応
  - (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
  - (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
  - (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
  - (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認
- 4 地域防災活動への協力等
  - (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
  - (2) 初期消火、救出救護活動への協力
  - (3) 国、府、町が実施する防災・減災対策への協力

### 第3 住民・事業者・公共機関等の連携による住民運動の展開

災害の軽減には、住民、事業者、公共機関、町等が、それぞれ防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行う必要があることから、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実するため、その実践を促進する事業を展開しなければならない。

### 第4 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティア・NPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

## 第5節 計画の修正

河南町防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本防災計画を社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは河南町防災会議に諮り修正するものとする。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

- 1 河南町防災会議は関係機関の意見等を聞き、防災計画修正（案）を作成する。
- 2 河南町防災会議を開催し、防災計画を審議し、修正する。
- 3 作成した防災計画を災害対策基本法第42条の規定により大阪府知事へ報告するとともに、その要旨を公表する。

なお、町、府及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、府からの助言等を通じて、町地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

### [注 記]

本計画における用語について

住 民・・・町域に住所を有する者、他市町村からの町域に通学・通勤する者及び災害時に町域に滞在する者等を含める。

要配慮者・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

避難行動要支援者・・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

ライフライン・・・上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。

災害時・・・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

## 第 2 編 災 害 予 防 対 策



# 第1章 防災体制の整備

## 第1節 総合的防災体制の整備

町をはじめ防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。なお、災害応急対策に従事する者の安全確保には、十分留意する。

### 第1 組織体制の整備

#### 1 組織体制の整備

町は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

さらに、町と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるように、タイムライン（事前行動計画）を運用・活用する。

なお、本文中の震度については、勤務時間内は、町震度計観測値あるいは町域に関する大阪管区気象台発表のものとし、勤務時間外は、気象台から報道機関を通じて発表されるものとする。

また、報道機関から町域について発表がない場合は、隣接市町村（富田林市・太子町・千早赤阪村）の震度とする。

##### (1) 河南町防災会議

河南町防災会議条例（昭和40年条例第10号）の定めるところにより、河南町地域防災計画の作成及びその実施の推進等を行う。

##### (2) 町防災対策推進本部

防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時における防災組織として推進本部を設置する。

〔組織〕

本部長 : 町長  
副本部長 : 副町長  
本部員 : 教育長、防災監、政策総務部長、政策総務部理事、すこやか生活部長、まち創造部長、まち創造部理事、教・育部長、教・育部理事、理事兼議会事務局長、自治防災課長等

##### (3) 町事前配備本部

町域に警報（大雨警報、大雪警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報）が発表されたとき又は町域で震度4の震度を観測したとき、その他必要により町長が配備を指令するときにおいて、災害予防及び災害応急対策の準備体制を整えるため設置する。

〔組織〕

本部長 : 防災監  
副本部長 : 自治防災課長

本部長 : 秘書広報官、総務課長、人事財政課長、契約検査室長、  
住民生活課長、保険年金課長、税務課長、高齢障がい福祉課長、  
健康づくり推進課長、地域整備課長、農林商工観光課長、  
都市環境課長、教育課長、こども1ばん課長、生涯まなぶ課長、  
学校給食センター所長、出納室長、各課課長補佐等、自治防災課担当者等

#### (4) 町災害警戒本部

災害の発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、小規模の災害が発生したとき、石川に洪水予報等が発表されたとき、町域に土砂災害警戒情報が発表されたとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき、また、その他必要により町長が配備を指令するときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 : 防災監  
副本部長 : 自治防災課長  
本部長 : 政策総務部長、政策総務部理事、すこやか生活部長、まち創造部長、  
まち創造部理事、教・育部長、教・育部理事、理事兼議会事務局長等

#### (5) 町災害対策本部

中規模又は大規模の災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき、町域で震度5弱以上の地震の発生又は特別警報が発表されたとき、その他必要により町長が配備を指令するときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 : 町長  
副本部長 : 副町長、教育長、消防団長  
本部長 : 防災監、政策総務部長、政策総務部理事、すこやか生活部長、  
まち創造部長、まち創造部理事、教・育部長、教・育部理事、  
理事兼議会事務局長、自治防災課長等

#### (6) 町の現地災害対策本部

災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために設置する。

## 2 町の動員体制の整備

町は、災害時の組織体制の整備とあわせて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

### (1) 町の動員体制の整備

町長は、必要に応じ町事前配備本部、町災害警戒本部及び町災害対策本部の各配備を指令する。町域において震度4以上の震度を観測した場合には、配備区分（震度4の震度を観測したときは、事前配備。震度5弱以上の震度を観測したときは、災害対策本部C号配備。）に従い、自動配備とする。

さらに、勤務時間外において町域で震度4以上の震度を観測したときは、配備区分（震度4の震度を観測したときは、事前配備。震度5弱以上の震度を観測したときは、災害対策本部C号配備。）に従い、職員は居住地の被害状況を把握し、直ちに所定の勤務場所に自主参集する。

また、気象の状況、河川水位の状況等により、町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めた場合には、町災害対策本部体制をとる。

連絡方法については、災害対策本部設置前は町長の指示を受けて自治防災課長が、各部長に連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に連絡し、災害対策本部設置後は、本部員が各課長に連絡し、各課長は各職員に連絡する。

## (2) 勤務時間外における動員体制

### ① 動員体制

勤務時間外に、町事前配備本部、町災害警戒本部及び町災害対策本部を設置する場合、基本的に勤務時間内における動員と同じ体制をとる。

### ② 町災害対策本部員等への情報の伝達

災害に関する情報が防災関係機関から入ったときは、宿日直者は直ちに自治防災課長等に対し、情報の伝達を速やかに行い、自治防災課長等は、その情報を確認したうえで町長、副町長及び防災監等に連絡する。自治防災課長等は、町長、副町長及び防災監等の協議の結果出される配備指令を各部長へ連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に、定められた部内連絡網に従い連絡する。

## 3 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

町および府は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。

## 4 その他の防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

## 5 防災関係機関の連携

町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成する。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

## 動員体制

配 備 区 分		配 備 基 準	配 備 内 容
事前 配備 本部	事前配備	① 町域に警報が発表されたとき ② 町域で震度4の震度を観測したとき ③ その他必要により町長が配備を指令するとき	最小限の人員で情報連絡を実施する体制
災害 警戒 本部	警戒配備	① 石川に洪水予報が発表されたとき ② 町域に土砂災害警戒情報等が発表されたとき ③ 東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき ④ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発されたとき ⑤ 災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき ⑥ 小規模の災害が発生したとき ⑦ その他必要により町長が配備を指令するとき	水害その他の災害の発生を防御するため情報連絡活動、物資資機材の点検整備等又は小規模の災害応急対策を実施する体制
災害 対策 本部	A号配備	① 町域に特別警報が発表されたとき ② 中規模の災害が発生したとき ③ その他必要により町長が配備を指令するとき	中規模の災害応急対策を実施する体制
	B号配備	① 大規模の災害が発生するおそれのあるとき ② その他必要により町長が配備を指令するとき	大規模の災害発生に対する災害応急対策を実施する体制
	C号配備	① 大規模の災害が発生したとき ② 町域で震度5弱以上の震度を観測したとき ③ その他必要により町長が配備を指令するとき	町の総力をあげて防災活動を実施する体制（全職員）

## 第2 防災拠点機能の確保、充実

町は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

### 1 地域防災拠点の定義

地域防災拠点とは、災害対策上、極めて重要な機能を発揮する人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」をいう。

### 2 司令塔機能の整備

町及び防災関係機関は、災害対策本部等の司令塔機能施設を整備するよう努める。

また、代替施設の選定などのバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

### 3 広域防災拠点（物資集積・輸送拠点）の管理・運営

府は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設を適切に管理するとともに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、効率的な運営に努める。

- (1) 府の備蓄拠点、物資集積・輸送拠点
- (2) 航空機を活用した物資輸送拠点（災害時用臨時ヘリポートとして利用）
- (3) 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点

### 4 後方支援活動拠点（消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地）の整備

府は、自衛隊、消防、警察など広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点を整備する。

### 5 災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、府内3空港に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を整備し、適切な管理・運営に努める。

### 6 地域防災拠点の整備

町は、町域における備蓄拠点、物資輸送拠点として、大阪府広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、道路管理者と連携してその機能強化に努めるものとする。

## 第3 装備資機材等の備蓄

町及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

### 1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、町、府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

### 2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

### 3 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

## 第4 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

### 1 総合防災訓練の実施

町は、関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。

### 2 災害通信連絡訓練

通信連絡訓練は、平常時通信から災害時通信への迅速円滑な切り換え、通信途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達及び受報などについて十分な効果が発揮できるように実施するものとする。

### 3 非常参集訓練

非常参集による職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡などについて訓練するものとする。

特に、消防団員についてメール又は電話などによる参集、さらに停電時並びに通信途絶時を想定して車両による参集について訓練を行うものとする。

### 4 学校などにおける訓練教育

災害予防に関する教育を行う一方、あらゆる災害に対して冷静に対処できるよう定期的に避難訓練を実施するものとする。

### 5 留意事項

- (1) 実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。
- (2) あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。
- (3) 業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。
- (4) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。
- (5) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

- (7) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。
- (8) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

## 第5 広域防災体制の整備

町及び防災関係機関は、平常時から大規模災害も視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

### 1 市町村間等災害相互広域応援体制の整備

町は、地震災害、大規模火災等の災害を視野に入れ、周辺市町村等との災害相互応援協定の整備を推進する。

なお、町では、広域での応援の重要性を考慮し、全国の13市町村と「砂防関係協力市町村災害時応援協定」を締結したほか、人員の派遣、物資の援助をはじめとした総合的な応援体制の整備を進めている。

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

(参考) 相互応援協定

#### ① 砂防関係協力市町村災害時応援協定

宮城県蔵王町、秋田県東成瀬村、新潟県出雲崎町、長野県下条村、長野県大桑村、岐阜県海津市、大阪府河南町、奈良県五條市、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、徳島県牟岐町、宮崎県高原町、熊本県錦町

#### ② 災害時相互応援協定

堺市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

#### ③ 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定

### 2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

町及び府は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入れ体制の整備を図る。

### 3 その他防災関係機関の広域防災体制の整備

大規模災害に対応し、広域的な防災体制の整備を図るため、町では、広域での応援の重要性を考慮し、国土交通省近畿地方整備局と「災害時の応援に関する協定」、財務省近畿財務局と「災害時の人的指示に関する協定」に基づき、職員の派遣、災害調査等総合的な防災体制の強化を図る。

## 第6 人材の育成

町及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

また、町は、府が行う町長及び幹部職員を対象とした研修に参加し、町の災害対応能力の向上に努める。

### 1 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

#### (1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動マニュアル等の配付
- エ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

#### (2) 教育の内容

- ア 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象、その他災害発生原因等についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施（DIG、HUG、クロスロード等）
- ク その他必要な事項

### 2 家屋被害認定を行う者の育成

町は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、家屋被害認定調査員の確保・スキルアップに向け、府における家屋被害認定調査員向けの研修に積極的に参加する。

### 3 住民に対する広報及び防災知識の普及

#### (1) 防災知識の普及方法

町は、防災意識の啓発と防災に関する知識の普及を、概ね以下の方法で実施する。

- ア 各種講習会、出前講座、避難所運営ゲーム（HUG）等の開催
- イ 防災啓発情報の提供
- ウ 広報紙（印刷物）
  - ・ハザードマップ（地域版土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップなど）、防災パンフレット、防災マップ
- エ 避難誘導看板の設置

#### (2) 防災教育・広報の内容

防災教育は、地域の実情に応じ、概ね以下の内容とする。

なお、避難行動要支援者や被災時の性別によるニーズの違い等を考慮し、関係機関での女性や家庭向けの防災・減災学習等、様々な視点についても配慮する。

ア 災害に関する一般的な知識

イ 過去の災害の概要

ウ 町における災害想定概要

エ 平常時の心得（家具の固定、耐震診断・改修、ブロック塀の転倒防止、備蓄品の確保等）

オ 災害時の心得（情報の入手方法、避難行動の原則、非常持ち出し品）

カ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識

キ 出火の防止及び初期消火の心得

ク 救助・救護の方法

ケ 応急手当の方法

コ 町地域防災計画の内容

サ 防災関係機関が行う災害応急対策等の内容

#### 4 消防団員に対する防災教育

町は、防災関連の研修会への積極的な参加を促進するとともに、消防団員の研修会、各種訓練等を実施し、専門的知識の習得を図る。

#### 5 学校等における防災教育

町は、学校等の施設ごとに発災時に避難する場所を定め、保育園・こども園児、小中学校の児童生徒を対象に、防災施設で実施される催しの見学なども取り入れながら、災害発生の要因や避難場所への避難方法、避難時の心得等の防災教育に努める。

また、学校行事の一環として防災訓練を実施し、地域や家庭での防災活動の理解や避難行動の習得を促す。

#### 6 事業所等における自主防災活動・防災教育

事業所等は、従業員、利用者等の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することのないよう、自主防災組織を構成し、関連地域と連携を図りながら、的確な防災活動を行うよう努める。

#### 7 防災上重要な施設における自主防災活動・防災教育

防災上重要な施設における事業者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、出火防止、初期消火、避難誘導等、災害時における防災行動力を養い、緊急時に有効に対応できる自主防災体制の確立をめざす。

##### (1) 社会福祉施設等

社会福祉施設等について、入院者等の実態を把握するとともに、避難通路の確保、防災設備の維持管理の徹底を指導し、災害発生時における避難誘導體制を強化する。

##### (2) 工場・事業所

ア 危険物等を保有する工場・事業所の管理者に対し、日頃からの保安体制を強化するとともに自主防災体制の充実を図る。

イ 近隣自主防災組織と連携した防災活動が行えるよう、地域ぐるみの自主防災体制を推進する。

ウ 事業所独自、あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて災害時の行動力の向上を推進する。

#### 8 自主防災組織に対する防災教育

自主防災組織において活動する者に対し、災害が発生した場合には、自分の命や財産は自分で守る「自助」の意識や、近隣の人々が助け合う「共助」の精神を養い、災害に対する正しい知識を身に付け災害に備えるなど、地域の防災力の向上を図る。

(1) 防災知識の習得

講演会、懇談会、訓練その他防災行事に積極的に参加し、一人ひとりが正しい知識を習得できるよう努める。

(2) 防災リーダーの養成

平常時には地域での防災対策及び啓発活動などを行い、災害時には地域のリーダーとして人命救助とともに被害を最小限に抑える取り組みや避難場所の運営などに助力できる防災リーダーを養成する。また、リーダー養成のため、防災士の資格取得に要した経費に対し、助成を行う。

(3) 防災訓練への参加

町が実施する防災訓練や校区における訓練、その他の訓練に積極的に参加するとともに、各自主防災組織においても災害発生時を想定した訓練を実施する。

## 第7 防災に関する調査研究の推進

町において災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

府は、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握するものとする。

また、地震活動の長期評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用を努める。

さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

## 第8 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

大規模災害に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

## 第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

町は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

### 1 業務継続計画（BCP）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、町の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても、速やかに復旧するため、町は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに行政サービスの提供を維持するための優先業務を特定した自治体BCP（業務継続計画）を策定し、適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる住民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位や本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、行政サービスの提供を維持するための優先業務の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

## 2 町の体制整備

町は、被災程度に応じて、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、府の支援を受け体制の整備に努める。

- (1) 被災者支援システムの導入  
町は、被災者支援システムの活用・研修に努める。
- (2) 業務継続の体制整備  
町は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努める。
- (3) 相互応援体制の強化  
町は、相互応援協定の締結など、近隣市町村や府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

## 3 受援体制の強化

町及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、各業務担当部署における受援担当者の選定、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

- (1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

## (2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理 及び活用

## (3) 応援職員の環境整備・装備の充実

町及び府は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。

- ア 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成
- イ 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保
- ウ テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

## 第10 事業者、ボランティアとの連携

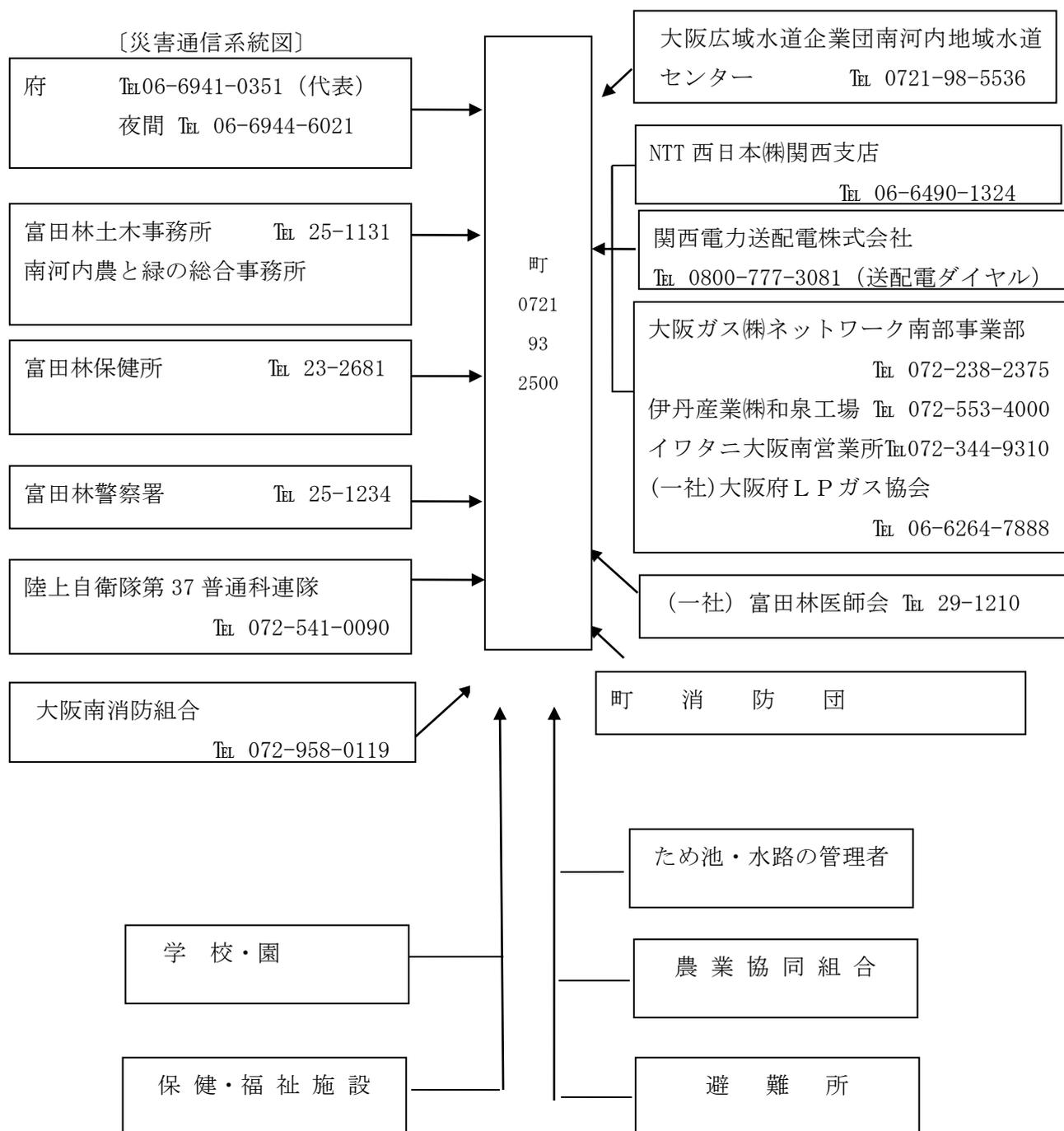
町は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きの確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、町は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、コーディネート機能の強化、防災協定の締結等に努める。

## 第2節 情報収集伝達体制の整備

町をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の強化を進める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。



## 第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

町及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、府、町、消防署等を通じた一体的な整備を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置等を図る。

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

### 1 防災情報システムの充実

町は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、無人航空機等も利用して情報収集するほか、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう、府と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、町は、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）
- (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
- (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

### 2 無線通信施設の整備

町及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- (1) 町防災無線システム（同報系）の整備充実
- (2) 簡易無線、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備
- (3) 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保

## 第2 情報収集伝達体制の強化

町をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

### 1 情報収集伝達体制の整備

- (1) 町及び国、府、公共機関の間で情報の共有化が図られるよう、国は各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。また、国は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。
- (2) 町は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。
- (3) 町、府をはじめ防災関係機関は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

### 第3 災害広報体制の整備

町は、放送事業者、通信事業者等とともに、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、町は、府等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

さらに、府は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

#### 1 広報体制の整備

- (1) 災害時の情報一元化を図るため、災害広報責任者の選任
- (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- (3) 広報文案の事前準備
  - ① 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況
  - ② 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
  - ③ 出火防止、初期消火の呼びかけ
  - ④ 要配慮者への支援の呼びかけ
  - ⑤ 災害応急活動の窓口及び実施状況

#### (4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細やかな広報等手段の確保

町及び府は、特に、障がい者に関し、障がいの種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。併せて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備、推進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 2 緊急放送体制の整備

町は府及び放送事業者と連携して、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

#### 3 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

#### 4 災害時の広聴体制の整備

町、府及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談

窓口などの体制を整備する。

5 停電時の住民への情報提供

町、府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

6 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

7 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

町及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

## 第3節 消火・救助・救急体制の整備

町及び大阪南消防組合は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。町は、府等と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、消防団員の新規加入に対して、事業者や大学等への協力を求める。

なお、町及び府は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等に当たる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

### 第1 町、大阪南消防組合

町及び大阪南消防組合は大規模火災などの災害の発生に備えて、府とともに消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

#### 1 消防力の充実

##### (1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年(2000年)1月20日消防庁告示第1号)に基づき消防署所を配置し、消防施設や映像情報を活用した情報収集体制や通信機能の強化を図り、総合的消防力の充実に努める。

##### (2) 消防水利の確保

ア 「消防水利の基準」（昭和39年(1964年)12月10日消防庁告示第7号)に基づき、消火栓を配置する。

イ 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

ウ 遠距離大量送水システムの整備など消防水利を有効に活用するための消防・設備の充実に努める。

##### (3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

##### (4) 消防団の充実強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化を図るため、体制整備や資機材の整備等に努める。

##### ア 体制整備

青年層・女性層を始めとした団員の入団促進や若手、女性リーダーの育成、処遇の改善に努める。

##### イ 消防施設、装備の強化

大規模災害等に備え、ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備、拠点施設である消防団詰所の充実

強化に努める。

#### ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等の を徹底、必要な資格の取得等の教育訓練を実施する。

#### エ 地域との交流

地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

#### オ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

### 2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

### 3 消防の広域化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化を推進する。

### 4 緊急消防援助隊の充実強化

大阪南消防組合は大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の資機材等の適切な整備を行う。

## 第2 連携体制の整備

町は府等と平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

## 第4節 災害時医療体制の整備

町及び府は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

### 第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

#### 1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療は、富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会（以下「富田林医師会等」という。）が編成する医療救護班等が「救護所」において実施する。

##### (1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

##### ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する応急救護所で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

※ トリアージ 被災負傷者・病人を治療優先順位に基づいて分類すること

##### イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される医療救護所で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

##### (2) 考え方

ア 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

#### 2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含む）全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先した活動を行う。

(2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（町域外も含む）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入

れを行う。

## 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

町、府及び医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。  
また、町、府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、多重化、多様化による非常用通信手段の確保に努める。

### 1 連絡体制の整備

- (1) 町及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- (2) 町は府と連携して、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、医療情報連絡員を指名する。

### 2 その他

- (1) 町は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

## 第3 現地医療体制の整備

町は府及び医療関係機関と相互に連携して、救護所において応急措置などを行う現地医療体制を整備する。

### 1 医療救護班の種類と構成

町は府及び医療関係機関と相互に連携して、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

#### (1) 緊急医療班

災害発生直後に富田林医師会が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

#### (2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

#### (3) 歯科医療班

富田林歯科医師会が、救護所等で活動する。

#### (4) 薬剤師班

富田林薬剤師会が、救護所、富田林病院及び広域防災拠点などで活動する。

### 2 医療救護班の編成基準

町は、医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等を定めておく。

### 3 救護所の設置

町は、救護所の設置場所・基準、運営方法等を定めておく。また医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

### 4 医療救護班の受け入れ及び派遣・配置調整

町は、医療救護班の受け入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

## 第4 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

### 1 災害医療機関の整備

#### (1) 災害拠点病院

##### ア 基幹災害拠点病院

府は、地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

##### イ 地域災害拠点病院

府は、重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受け入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

#### (2) 特定診療災害医療センター

府は、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要とすることから対策拠点として特定診療災害医療センターを整備する。

### 2 医療機関

すべての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

## 第5 医薬品等の確保体制の整備

町は府と連携して、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平時からそれぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターである薬剤師などの助言により、必要な医療関係機関、医薬品等関係団体、薬局等との連携・連絡体制を整え、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

### 1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

町は府と連携して、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備に努める。

#### (1) 災害拠点病院等での病院備蓄

##### ア 災害拠点病院

##### イ 特定診療災害医療センター

#### (2) 卸業者による流通備蓄

#### (3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による流通備蓄

## 2 輸血用血液の確保体制の整備

町は、日本赤十字社大阪府支部と連携して血液製剤の確保体制を整備する。

## 第6 患者等搬送体制の確立

町は府と連携して、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

### 1 患者搬送

町は府と連携して、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、適切な搬送体制を確立する。

### 2 医療救護班の搬送

町は府及び医療関係機関等と連携して、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

### 3 医薬品等物資の輸送

町は、医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。府は、日本赤十字社大阪府支部と連携し、医薬品等の府外からの受け入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

## 第7 個別疾病対策

町は府と連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

併せて、府は、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携等に努めるものとする。

## 第8 関係機関協力体制の確立

町は府と連携して、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

## 第9 医療関係者に対する訓練等の実施

### 1 災害医療に関する研修

基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。また、府は、基幹災害拠点病院等と連携し、災害派遣医療チーム（D M A T）の養成・技能向上や災害時における病院支援等に関する研修会を実施する。

### 2 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。町は府及び医療関係機関等と連携して、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

## 第5節 緊急輸送体制の整備

町は、災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

### 第1 陸上輸送体制の整備

#### 1 緊急交通路の選定

町は、府、富田林警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

##### (1) 広域緊急交通路（府選定）

国道309号

##### (2) 地域緊急交通路（市町村選定）

広域緊急交通路と町が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、指定避難所などを結ぶ道路

#### 2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

#### 3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

#### 4 緊急交通路の周知

町、府、大阪府警察署（富田林警察署）及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民への緊急交通路の周知に努める。（参照 資料 63 「町内の地域緊急交通路」）

#### 5 緊急通行車両確認標章等の交付

防災関係機関は緊急通行車両等として使用する計画のある車両について緊急通行車両確認申出を行い、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることで、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。また、府は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるよう、周知及び普及を図るものとする。

#### 6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重要支援を実施する。

### 第2 航空輸送体制の整備

町は、災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送に際して、陸上輸送の補完並びに林野火災時の空中消火等を円滑に実施するため災害時用臨時ヘリポートを選定する。また、災害時にヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

なお、町は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合、又は報告事項を変更（廃止）した

場合は、府に報告する。

### 第3 輸送手段の確保

町は、陸上輸送、航空輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

#### 1 車両などの把握

町は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画する。

#### 2 調達体制の整備

町、府、その他の防災関係機関（指定行政機関等を含む。）は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定等を締結し緊急通行車両確認申出を行い、緊急通行車両確認標章等の交付を受ける。

### 第4 交通規制・管制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

#### 1 府

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、あらかじめ緊急通行車両の確認申出があり、緊急通行車両と認めたときは、原則緊急通行車両確認標章等を交付する。

#### 2 大阪府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があり、緊急通行車両と認めたときは、緊急通行車両確認標章等を交付する。

#### 3 大阪府警察（富田林警察署）

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

##### (1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

##### (2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

## 第6節 避難受入れ体制の整備

町は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所の選定を行い日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。

さらに、府と共に、建築物等の二次災害を防止するための応急危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

### 第1 避難場所、避難路の指定

町は、避難場所及び避難路の適性を確認し、日頃から住民に対し周知に努める。

なお、指定緊急避難場所について、町は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

#### 1 火災時の避難場所及び避難路の指定

##### (1) 指定緊急避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる原則1ha以上の場所を指定緊急避難場所として指定する。

##### (2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

##### (3) 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

## 2 その他の避難場所の指定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所を指定する。

避難場所の指定にあたり、町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、町は府と連携し、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

また、指定した避難場所については、洪水、土砂災害に係るハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

また、近畿地方測量部は、発災時の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。

### (1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

### (2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

## 第2 避難場所、避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、指定緊急避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

### 1 指定緊急避難場所

(1) 避難場所標識等による住民への周知

(2) 周辺の緑化の促進

(3) 複数の進入口の整備

### 2 広域避難場所

(1) 避難場所標識の設置

(2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備

(3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(4) 複数の進入口の整備

### 3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置

## 第3 指定避難所の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水等により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

### 1 指定避難所の指定

指定避難所は、地区等单位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ洪水による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 町は、指定避難所において、各施設管理者との連携を図り、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド等、要配慮者にも配慮した施設・設備

の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。加えて、指定避難所における良好な生活環境を確保するため、男女のニーズの違い等、男女双方の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。

なお、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

府は、飲料水や空気環境、トイレの衛生等の環境衛生対策をまとめたガイドを市町村に周知・啓発し、生活環境の確保に必要な知識、対策の普及に努めるものとする。

- (5) 保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、町の防災担当部局等と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は町の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

## 2 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、町は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 町は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 町は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、

管理体制を整える。)

### 3 指定避難所の管理運営体制の整備

町は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

## 第4 避難者の受入

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。また、家庭動物と同行避難した避難者についても、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

## 第5 避難者の状況把握に向けた準備

町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

## 第6 在宅避難等

- 1 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- 2 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

## 第7 避難指示等の事前準備

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

#### 1 避難情報に関するマニュアルの作成

- (1) 町は、町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年(2021年)5月改定）に基づき、洪水、土砂災害等に対する避難情報に関するマニュアルを作成する。
- (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。
- (3) 町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

#### 2 住民への周知・意識啓発

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町及び府は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 町は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報（気象庁が発表）	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水注意報（気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避	高齢者等避難（町長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報

3	<p>難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）</li> <li>・大雨警報（土砂災害）</li> <li>・土砂災害に関するメッセージ情報（警戒）</li> </ul>
警戒レベル4	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>	<p>避難指示（町長が発令）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険）</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・土砂災害に関するメッセージ情報（非常に危険）※1</li> </ul>
警戒レベル5	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	<p>緊急安全確保（町長が発令）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・（大雨特別警報（浸水害））※2</li> <li>・（大雨特別警報（土砂災害））※2</li> </ul>

注1 町長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 町長が発令する避難指示等は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 緊急安全確保は、令和3年(2021年)災対法改正により、警戒レベル5を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったこと

から、※1の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注4 気象庁は令和3年（2021年）3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

## 第8 避難誘導體制の整備

### 1 町

災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、その内容を防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、地区組織など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、町は、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。

### 2 学校等の施設管理者

学校、社会福祉施設等多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

### 3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、町は府と連携し、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

## 第9 広域避難体制の整備

町及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

## 第10 応急危険度判定体制の整備

町は府と連携し、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

### 1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

#### (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

町は、府、建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

#### (2) 実施体制の整備

町は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。府は、応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。

#### (3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

町は府と連携し、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

### 2 被災宅地災害危険度判定体制の整備

#### (1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

町は、府、建築関係団体との連携により開催する危険度判定講習会に参加し、被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。

#### (2) 実施主体の整備

町は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。

#### (3) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

町は府と連携し、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第11 応急仮設住宅等の事前準備

### 1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

町は府と連携し、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

## 2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。

また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

## 第12 斜面判定制度の活用

町及び府は、土砂災害から住民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

### 1 実施体制の整備

町は、府、砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

### 2 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

### 3 斜面判定制度の普及啓発

町及び府は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第13 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定相当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

## 第7節 緊急物資確保体制の整備

町及び府は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

なお、町は、東日本大震災において、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

### 第1 給水体制の整備

#### 1 給水体制の整備

大阪広域水道企業団、府及び町は相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3ℓの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) ボトル水、缶詰水等の備蓄
- (2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路による調達及びその情報交換等の体制整備
- (3) 応急給水マニュアルの整備
- (4) 相互応援体制の整備

ア 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府が設置する大阪府水道災害調整本部を通じて、関係機関と連携した体制を整備する。

イ 町は関係機関と相互に連携して、都道府県域を越えた広域的相互応援体制を強化する。

#### 2 井戸水による生活用水の確保

町は府と連携し、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

### 第2 食料・生活必需品の確保

町をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

#### 1 町、府

##### (1) 重要物資の備蓄

町と府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、町と府で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震(1日分)と南海トラフ巨大地震(3日分)それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

品 目	算 出 式
食料	避難所避難者数×3食×1.2（注）。 （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人。
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク （乳アレルギーに対応したものを含む）	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は3日に乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は3日に乗じる）
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日。
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日。
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	（直下型地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方。
トイレトペーパー	（直下型地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方。
マスク	（直下型地震による）避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方。

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

## (2) その他の物資の確保

町は府と連携し、下記の物資の確保体制を整備する。

- ア 精米、即席麺等の主食
- イ ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ウ 野菜、漬物、菓子類等の副食
- エ 被服（肌着等）
- オ 炊事道具・食器類（鍋、炊出しセット等、炊飯等に必要な資機材等）
- カ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- ク 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）

- ケ ブルーシート、土のう袋
- コ 仮設風呂・仮設シャワー
- サ 簡易ベッド、間仕切り等
- シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）
- ス 棺桶、遺体袋など

(3) 家庭での備蓄

大規模災害が起きた場合、発災後しばらくは外部から支援が必ずしも十分に届かないため、家庭において1週間分の食糧、生活必需品の備蓄を、そして避難する際には最低1日分の非常用物資を持つことを促進する。

(4) 備蓄・供給体制の整備

町は危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、避難者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、新物資システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。

また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

町は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

- ア できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- イ 備蓄物資の点検及び更新
- ウ 定期的な流通在庫量の調査の実施
- エ 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）
- オ 町物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

町の重要物資備蓄目標量

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における必要物資量と府の「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について」と前回目標量等と比べ、多い数量を目標量とする。

※避難所避難者数

① 南海トラフ巨大地震 188人

② 上町断層帯地震B 453人

	区 分	内 容	(参考) 前回目標量	目 標 量
1	アルファ化米等	避難所避難者数①×3食×1.2×3日×1/2(町分)=1,016食	500食	1,020食
2	高齢者用食	上記の5%=51食	20食	60食
3	毛布	避難所避難者数②×2枚×1/2(町分)=453枚	200枚	460枚
4	粉ミルク	避難所避難者数①×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g(1日当たり必要量)×3日×1/2(町分)=411g(小缶350g2本)	10缶	10缶
5	哺乳瓶	避難所避難者数②×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1本/人=6本	10本	10本
6	乳児用おむつ	避難所避難者数①×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚(1日当たり必要量)×3日×1/2(町分)=57枚	100枚	100枚
7	大人用おむつ	避難所避難者数①×0.5%(必要割合)×8枚(1日当たり必要量)×3日×1/2(町分)=12枚	—	50枚
8	簡易トイレ (ボックスタイプ)	避難所避難者数②100人に一基=5基	5基	5基
9	生理用品	避難所避難者数①×48%(12~51歳人口比)×52%(必要人口比)×5枚(1日当たり必要量)×5/32(月経周期)×3日×1/2(町分)=55枚	900枚	900枚
10	トイレットペーパー	避難所避難者数①×7.5m×3日×1/2(町分)=2,115m(15ロール)	—	20ロール (150m/1ロール)
11	マスク	避難所避難者数①×1.8%(インフルエンザ感染比率)×3日×1/2(町分)=6枚	—	190枚(※)

※在庫数等を考慮した目標量とする。

## 第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

### 第1 上水道（大阪広域水道企業団）

大阪広域水道企業団及び関係機関は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムの整備に努める。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図や施設管理図書を整備する。

#### 2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

#### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制・応援受援体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、定期的に単独及び広域的な防災訓練を実施する。

#### 4 相互応援体制の整備

- (1) 上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府が設置する大阪府水道災害調整本部を通じて、関係機関と連携した体制を整備する。
- (2) 町は（公社）日本水道協会及び関係機関と連携し、都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備に協力する。

### 第2 下水道（町、府）

町は、災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を整備する。

#### 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。

(2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

### 4 協力応援体制の整備

(1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制の整備に町は協力する。

(2) 「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制の整備に町は協力する。

(3) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

## 第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社等）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

(1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。

(2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。

(3) 対策要員の動員体制を整備する。

(4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

(5) 平常時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。

(6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

### 2 災害対策用資機材の整備、点検

(1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。

(2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。

(3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。

(4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

(5) 簡易無線の配備など情報通信手段の多様化を図る。

### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、南海トラフ巨大地震等も想定した各種訓練を計画的に実施する。

(1) 社員の安全を確保するために地震等を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。

(2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。

- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

#### 4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他の電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力供給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

### 第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社等）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
  - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
  - イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
  - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
  - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

#### 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。

- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

### 4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

## 第5 電気通信（NTT西日本株式会社関西支店等）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

### 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

### 3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
  - ア 災害予報及び警報の伝達
  - イ 非常招集
  - ウ 災害時における通信疎通確保
  - エ 各種災害対策機器の操作
  - オ 電気通信設備等の災害応急復旧

カ 消防及び水防

キ 避難及び救護

(2) 国、府等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力することで、平常時からの連携体制を構築する。

#### 4 協力応援体制の整備

##### (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

##### (2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

#### 5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、町及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

### 第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

1 町等は、水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

2 大阪広域水道企業団は、飲料水等の備蓄の重要性、節水等について広報する。

3 関西電力送配電株式会社並びに大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

4 NTT西日本株式会社（関西支店）等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

### 第7 倒木等への対策

町、府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防安全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努めるものとする。

## 第9節 交通確保体制の整備

道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

### 第1 道路施設

道路管理者は、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

また、道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。さらに、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

## 第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

町及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者の安全確保を図るための体制の整備に努める。

### 第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

#### 1 町、府による支援体制整備

##### (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、名簿作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

ウ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

エ 避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は町の条例等の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

オ 名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

カ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得るとともに、地域特有の課題に留意しながら、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。また、計画作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

キ 町地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ク 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ケ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

コ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

サ 気象庁は、町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

## (2) 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

## (3) 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

## (4) 福祉避難所における体制整備

町は府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

## (5) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

## (6) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自主防災組織や地区組織、民生委員児童委員協議会、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

## (7) 大阪府による個別避難計画の作成支援等

府は、町における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかけるとともに、個別避難計画の策定等、避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。

## (8) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の受け入れ体制の整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を町に派遣できるように関係機関と共に受け入れ体制を整備するものとする。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。

## (9) 難病患者等への支援体制の構築

府は、平時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者について、迅速な安否確

認を行うための取組を進めるとともに、町、医療機関、訪問看護ステーション、地域住民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続に向けた支援体制の構築を図る。

府は、大阪府訪問看護ステーション協会等との連携により、在宅療養人工呼吸器装着患者に対する非常用電源確保等にかかる支援を行う。

## 第2 社会福祉施設の取組み

府は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、施設の所在する都道府県や他の都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう指導に努め、併せて、その状況の把握に努める。また、介護保険施設、障がい者支援施設等に関して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を町や府に報告する体制を確立するよう努める。

## 第3 福祉避難所の指定

町は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。福祉避難所として指定する際は、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

## 第4 外国人に対する支援体制整備

### 1 関係機関との連携

町及び府は、民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

また、府は、災害時に府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。

なお、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッ

チングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

## 2 情報発信等による支援

### (1) 町内在住の外国人に対する支援

ア 町及び府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

イ 町及び府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

ウ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

### (2) 外国人旅行者に対する支援

ア 町及び府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。

イ 町及び府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

ウ 府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

エ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

## 3 避難所における支援

府は、避難所を運営する町が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団(OFIX)と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

また、町は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

## 第5 その他の要配慮者に対する配慮

町は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

## 第 1 1 節 帰宅困難者支援体制の整備

大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。町においては、昼間時には大阪芸術大学等に通勤者・通学者等周辺からの多数の流入、多数の帰宅困難者が発生すると予想されている。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、町は関係機関と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、大学等に対して、交通機関の運行が停止した際に学生等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備などについて働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

町は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、町と連携して町の一時滞在施設確保の支援に努める。

また、国、府、町、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

### 第 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府は、町や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動の周知。
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (6) これらを確認するための訓練の実施。

### 第 2 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

府は、関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組

みを確立するとともに、住民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。  
また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

### 第3 徒歩帰宅者への支援

#### 1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

町域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

#### 2 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

町域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

# 第2章 地域防災力の向上

## 第1節 防災意識の高揚

町、府をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

### 第1 防災知識の普及啓発

町及び防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施期間）と福祉（地域包括センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女双方の視点を考慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

#### 1 普及啓発の内容

##### (1) 災害等の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- カ 地域社会への貢献
- キ 応急対応、復旧・復興に関する知識

## (2) 災害への備え

- ア 最低3日間でできれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ  
トーパー等你的生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予  
防・安全対策
- カ 消火器、感震ブレーカーの設置
- キ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難  
所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取  
り決め等）の確認
- ク 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ケ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- コ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- サ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとる  
べき行動
- シ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所  
や指定避難所での行動

## (3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- カ 避難行動要支援者への支援
- キ 初期消火、救出救護活動
- ク 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- サ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- シ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場  
合の協力
- ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場  
合の協力
- セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資  
する行動
- タ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにとるべき行動

## 2 普及啓発の方法

### (1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、平成28年(2016年)熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

### (2) 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間及び防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

## 第2 防災教育

### 1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、町及び府は、必要な情報を共有するなどお互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

#### (1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- オ 災害等についての知識
- カ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

#### (2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ 自主防災組織、ボランティア等との連携
- ク ファイアチャイルド、ファイアジュニアなどを通じての消防防災知識の向上を図る

#### (3) 教職員の研修

教育委員会は、地震に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実

施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

## 2 消防団等による防災教育

町及び府は、消防団が消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。

## 第3 災害教訓の伝承

町及び府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を正しく後世に伝えていくとともに、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。

## 第2節 自主防災体制の整備

町及び府は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化、地域内の連携強化を目的としたコミュニティタイムラインの作成の推進等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力（減災）の向上と継続・発展に努める。

### 第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、町は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。

町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は町の取り組みを支援する。

なお、町防災会議は、町地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

### 第2 自主防災組織の育成

町は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実にも努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

#### 1 活動内容

### (1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生時の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練など）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

### (2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 指定避難所の自主的運営

## 2 育成方法

町は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダーの育成（防災士資格取得支援補助制度によりリーダー養成）
- エ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施
- キ 研修等に係る費用の助成

## 3 各種組織の活用

消防団、ファイアジュニア、ファイアチャイルドなど防災・防火に関する組織のほか、自主防災組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

## 第3 事業者による自主防災体制の整備

町及び府は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、町は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

### 1 啓発の内容

#### (1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）

- ウ 災害発生時の未然防止、危険物等の適正管理、防火防災体制の確立（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の町への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）
- カ マイカーによる出勤、帰宅等の自粛

2 啓発の方法

町は、事業者団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

■防災に関する諸行事の時期

災害予防の種類	災害予防運動	期 間
宅地防災に関する事項	宅地防災月間	5月1日～31日
風水害予防に関する事項	水防月間	5月1日～31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～7日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週
火災予防に関する事項	文化財予防デー	1月26日
	春季火災予防運動	3月1日～7日
	秋季火災予防運動	11月9日～15日
	山火事予防運動	3月1日～7日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	救急の日	9月9日
	119番の日	11月9日

第4 救助活動の支援

町及び防災関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

### 第3節 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、町は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、町、府、日本赤十字社大阪府支部、町社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

加えて、災害発生時における上記連携体制の強化を図るため、府は、府域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努め、町は、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

#### 1 受入窓口の整備

町及び防災関係機関は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

#### 2 事前登録

町は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

#### 3 人材の育成

町社会福祉協議会は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

#### 4 受入れ及び活動拠点の整備

町は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるよう、男女双方の視点を考慮しつつ、あらかじめ計画するとともに、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

#### 5 情報共有会議の整備・強化

町及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

## 第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、町及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

### 1 事業者

#### (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

#### (2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

ア 防災体制の整備

イ 従業員の安否確認体制の整備

ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備

エ 防災訓練

オ 事業所の耐震化・耐浪化

カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

キ 予想被害からの復旧計画の策定

ク 各計画の点検・見直し

ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

コ 取引先とのサプライチェーンの確保

#### (3) その他

ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

## 2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。

## 3 町及び府

町及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、町は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### ※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

# 第3章 災害予防対策の推進

## 第1節 都市防災機能の強化

町及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

また、町及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難場所の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、町の都市防災対策を促進する。

町は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

### 第1 防災空間の整備

町及び府は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

#### 1 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

##### (1) 一時避難場所となる都市公園の整備

一時避難場所としての都市公園については、避難所と一体となった災害時の活動拠点となるように防災機能の強化に努める。

##### (2) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

- (3) その他防災に資する身近な都市公園の整備  
緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

## 2 道路の整備

国道 309 号と府道 5 路線（柏原駒ヶ谷千早赤阪線、富田林太子線、竹内河南線、上河内富田林線、富田林五条線）が幹線道路となっており、町道が生活道路としての役割を担っている。

道路の整備については、原則として次の方針で推進する。

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行うことに努める。
- (2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる道路を整備することとし、そのために国道、府道については府等が、町道については町が拡幅等の整備に努める。
- (3) 避難路、延焼遮断空間及び災害救助活動の拠点としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去等に努める。

## 3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

## 4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

## 第 2 都市基盤施設の防災機能の強化

町及び府は、防災関係機関と連携して、公園、道路、河川等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- 1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置
- 2 河川における防災機能の強化  
町は、町内の中小河川について親水空間の整備に努めるとともに、消防用水等の活用空間の整備を図る。
- 3 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進  
町及び府は、河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進を図る。
- 4 ため池等農業水利施設の防災機能の強化
  - (1) ため池耐震対策の推進
  - (2) 災害時における消火用水、生活用水など、農業用水路、ため池の防災利活用整備の推進

## 第 3 密集市街地の整備促進

町及び府は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地等において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化の促進や公共施設の整備等を図る。

- 1 まちの防災性の向上
  - (1) 建物の不燃化の促進

- ・老朽建築物の除却及び建替えの促進
- ・防火規制の強化
- (2) 燃え広がらないまちの形成
  - ・延焼遮断帯の整備推進
  - ・延焼危険性を効果的に低減する地区内道路等の重点整備及び老朽建築物の重点除却
- (3) 避難しやすいまちの形成
  - ・避難路等の整備推進
  - ・公園、防災空地等の整備推進

## 2 地域防災力のさらなる向上

- ・まちの危険性の一層の「見える化」
- ・地域特性に応じた防災活動への支援強化
- ・多様な主体と連携した防災啓発の推進

## 3 魅力あるまちづくり

- ・まちの将来像の検討・提示
- ・道路等の基盤整備及び整備を契機としたまちづくりの推進
- ・民間主体による建替え等が進む環境の整備
- ・地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用による「みどり」の創出

## 第4 建築物の安全性に関する指導等

町及び府は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を府が行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- 1 府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
- 2 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告及び高層建築物等の防災計画書作成指導）の推進
- 3 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

町、府及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

## 第5 空き家等の対策

町は、平常時から空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、町とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

## 第6 所有者不明土地の活用

町及び国、府は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

## 第7 文化財

町は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- 1 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- 2 所有者等に対する防災意識の徹底
- 3 予防体制の確立
  - (1) 初期消火と自衛組織の確立
  - (2) 防災関係機関との連携
  - (3) 地域住民との連携
- 4 消防用設備の整備、保存施設等の充実
  - (1) 消防用設備等の設置促進
  - (2) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

## 第8 ライフラインの災害予防対策

ライフラインに係る事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとする。

町及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

### 1 上水道

大阪広域水道企業団は、災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
  - ア 配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
  - イ 医療機関、社会福祉施設、指定避難所その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
  - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 管路の多重化（連絡管等の整備）等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新等を計画的に推進する。

## 2 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

## 3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社等）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽化に応じ、更新、予備設備の整備等を計画的に推進する。

## 4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

ガス事業者は、災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽化に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- (5) LPガス施設防災関係事業者は、災害発生の予防、災害発生時のLPガスの二次災害防止と需用家のガス供給確保のために設備の強化と保全に努める。

事業者名	ガス供給又は施設管理区域	備考
大阪ガスネットワーク(株)南部事業部	大宝地区、東山地区の一部	LPガス
伊丹産業(株)和泉工場	さくら坂地区、鈴美台1丁目地区	
イワタニ近畿大阪南営業所	鈴美台3丁目地区	
(一社)大阪府LPガス協会	上記を除く全域	

## 5 電気通信

電気通信事業者は、災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 通信設備等の高信頼化（防災設計）
  - ア 豪雨又は洪水のおそれがある地域にある通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
  - イ 暴風のおそれがある地域にある通信設備等について耐風構造化を行う。
  - ウ 地震又は火災に備えて、主要な通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
  - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
  - イ 主要な中継交換機を分散設置とするとともに、安全な設置場所を確保する。
  - ウ 電気通信設備について、非常用電源を整備する。
  - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するた

め、2ルート化を推進する。

オ 携帯電話基地局の強靱化を図るなど、府及び町の庁舎等・その他の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、町）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

(1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

(2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

ア 株式会社毎日放送（テレビジョン放送及びAMラジオ放送）

イ 朝日放送株式会社（テレビジョン放送及びAMラジオ放送）

ウ 関西テレビ放送株式会社

エ 読売テレビ放送株式会社

オ テレビ大阪株式会社

カ 大阪放送株式会社（AMラジオ放送）

キ 株式会社エフエム大阪（FMラジオ放送）

ク 株式会社FM802（FMラジオ放送）

## 第9 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

町は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

### 1 し尿処理

(1) し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備

に努める。

- (2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

## 2 ごみ処理

- (1) ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) あらかじめ仮置き場等の候補地を検討しておく。また、仮置き場等の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

## 3 災害廃棄物等処理

- (1) 町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 町又は府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 町又は府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (4) 町又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第2節 地震災害予防対策の推進

町及び防災関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震、耐火性を保つよう配慮する。

特に、災害時には防災拠点、指定避難所、救護所等として活用する町の施設、学校等の公共建築物について耐震化を推進する。

また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震、耐火構造の普及に努めるものとする。

### 第1 新・大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。

このため、府が行った大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第2 大規模地震（直下型）の被害想定（平成18年（2006年）度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査（「第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年（2013年）度公表）」参照）をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27年（2015年）～令和6年（2024年）度）で9割減させることなどを定め、それらを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年（2015年）3月策定）に基づき、府の地震防災対策を推進する。なお、能登半島地震の被災地支援での課題を踏まえ対策を推進するため、取組期間を2年間延長し、地震防災対策の更なる推進を図る。

### 第2 地震観測体制の整備

防災関係機関は、地震に関する観測施設を適切に配置、整備し、観測体制の充実に努める。

#### 1 大阪管区気象台

常時地震観測施設により、地震及び地動の観測を行うとともに、計測震度計により、震度の観測を行う。

緊急地震速報は、発表から強い揺れの到達まで極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより被害の軽減を図るための情報であり、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方等が広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する情報である。

このため、住民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう、知識の普及啓発を進める。

### 第3 住宅・建築物の耐震対策等の促進

町、府をはじめ建築関係団体等は、連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家

具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。

町は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、町耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

## 1 公共建築物

- (1) 町は、町有建築物について、各々が定める計画に基づき、耐震化の計画的な実施に努める。
- (2) 町及び府は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図るものとする。

## 2 民間建築物

- (1) 町及び府は、住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取組みをできる限り支援する。町及び府は連携し、きめ細かな地域密着型の啓発活動を行うとともに、自治会等、登録事業者、行政が一体となって、民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。  
また、所有者の負担軽減のため、耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、安心して耐震化できる情報提供等、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。
- (2) 町及び府は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

## 第4 土木構造物の耐震対策等の推進

町をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

### 1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
  - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動を対象とする。
  - イ 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

## 2 道路施設

道路橋等の耐震対策を実施する。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し補強対策を実施する。

## 3 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

## 4 土砂災害防止施設

砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策を実施する。

## 5 農業用施設

### (1) 耐震性調査・診断

町は、府、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

### (2) 耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年(2007年)1月）」に基づき計画的に耐震対策に努める。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

## 第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

町は、防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

### 1 第六次地震防災緊急事業五箇年計画

#### (1) 対象地区

府全域

#### (2) 計画の初年度

令和3年(2021年)度

#### (3) 計画対象事業

① 避難地

② 避難路

③ 消防用施設

④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

⑤ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設

⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

⑦ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑧ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑨ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- ⑩ 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ ⑦～⑩までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- ⑫ 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑬ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑭ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ⑮ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- ⑯ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑰ 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ⑱ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑲ ①～⑱に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

## 第3節 水害予防対策の推進

町をはじめ防災関係機関は、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。

### 第1 洪水対策

#### 1. 河川の改修

- (1) 町の管理する河川の改修については、順次整備を行っていく。
- (2) 府の管理する河川については、整備計画に基づき改修計画が進められているが、町は堤防の決壊により人家等に被害等を及ぼすおそれがある箇所については、管理者に対して改修を要請する。また、最近の著しい開発等による流域、河川の状況等を把握し、河川改修工事の促進を府へ要請していく。

#### 2. 河川施設等の点検・整備

各河川管理者及び水防関係機関は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。

### 第2 雨水出水対策

町は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

### 第3 水害減災対策

洪水、雨水出水、に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

#### 1 洪水予報及び水防警報等

##### (1) 水防警報の発表

水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したときその他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動又は、出動準備させる。

##### (2) 水位情報の公表

町及び府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川において、その水位の状況の公表を行う。

##### (3) 浸水想定区域の指定・公表

町及び府は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区

域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

(4) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 町は、浸水想定区域の指定があった場合は、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

(ア) 洪水予報等の伝達方法

(イ) 避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項  
その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ウ) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

イ 上記アにより町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

・浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を町長に報告する。

ウ 町及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

## 2 洪水リスクの開示

### (1) 洪水リスクの開示

町長は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

### (2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知

町は、公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

また、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 3 防災訓練の実施・指導

### (1) 防災訓練の実施

町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

#### 4 水防と河川管理等の連携

- (1) 府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者等の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川等に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。
- (2) 町及び府は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。
- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

#### 5 消防団（水防関係）の強化

町は、消防団及び水防関係協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、大学生・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、消防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、地区組織等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

#### 6 ため池の治水活用

府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、町やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

### 第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、府、町、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

#### 1 ため池防災対策

- (1) 町は関係機関と協力し、概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の

安全を保てるよう計画的に改修について検討する。

(2) 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

## 2 ため池の減災対策

(1) ため池ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

(2) 府は、地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システム等により、国、町等との速やかな情報共有に努める。

## 3 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

## 第4節 土砂災害予防対策の推進

町、府及び近畿地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

### 第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

#### 1 土砂災害警戒区域等の周知

町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、府が指定する「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の周知に努めるとともに、「土砂災害特別警戒区域」においては、府と連携して住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限し、土砂災害時に著しい損壊が生じる恐れがある建築物等の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

#### 2 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

#### 3 警戒避難体制等

町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布その他必要な措置を講じる。また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条）

土砂災害(特別)警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

町及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

さらに、地域においてワークショップなどを開催し、地域版土砂災害ハザードマップを作

成し、警戒避難体制等の周知を図る。

#### 4 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

町は、ハザードマップなどの配付又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

#### 5 斜面判定制度の活用

町及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害警戒区域等の点検巡視を行う。

#### 6 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

町は府と連携し、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を一般に周知する。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条、27条、29条)

## 第2 土石流対策（砂防）

- 1 土石流等、土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- 2 特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
- 3 町は、「土石流危険溪流及び土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努める。

## 第3 地すべり対策

- 1 多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、国土交通大臣は、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。
- 2 府、近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。
- 3 町及び府は、「土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努める。

## 第4 急傾斜地崩壊防止対策

- 1 府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。

- 2 府は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。
- 3 町及び府は、「土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努める。

## 第5 土砂災害警戒情報の作成・発表

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、町長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、町長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

## 第6 山地災害対策

- 1 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。
- 2 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。
- 3 府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。
- 4 さらに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。
- 5 町及び府は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。
- 6 府は、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

## 第7 宅地造成及び盛土等対策

- 1 町及び府は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。
- 2 町は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。
- 3 町及び府は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要

な措置を行うものとする。さらに、府は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

## 第8 災害防止工事の実施

危険箇所における土砂災害防止のための工事は、基本的には当該土地の所有者、管理責任者又は占有者が施行すべきであるが、一定の条件を具備し、関係法令に基づき危険区域に指定された場合は、国及び府が事業主体として緊急性等を考慮し、災害防止工事を実施する。

## 第5節 危険物等災害予防対策の推進

### 第1 危険物災害予防対策

町及び消防機関は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

#### 1 町

##### (1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

##### (2) 指導

- ア 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

##### (3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

##### (4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全週間（6月第2週）を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

#### 2 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

### 第2 高圧ガス災害予防対策

町及び消防機関は、高圧ガス保安法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

## 1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

## 2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

## 3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

## 4 啓発

高圧ガスに関する知識の普及、自主保安体制の整備促進等、関係者の保安意識の高揚を図る。

### 第3 火薬類災害予防対策

町及び消防機関は、富田林警察署と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

## 1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

## 2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

## 3 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

## 4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

### 第4 毒物劇物災害予防対策

府は、毒物及び劇物取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

## 1 規制

- (1) 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

- (2) 危害防止規程の策定を指導する。
- 2 指導
  - (1) 立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備にするよう指導する。
  - (2) 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。
  - (3) 事業者等に対し、毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、保健所、大阪府警察（富田林警察署）又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。
- 3 危害防止体制の整備
  - 事業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。
- 4 啓発
  - 毒物劇物に関する知識の普及など関係者の危害防止意識の高揚を図る。

## 第5 管理化学物質災害予防対策

町は、管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生 の未然防止について意識の高揚を図る。

- 1 規制
  - (1) 管理計画書等の策定・届出を徹底させる。
- 2 指導
  - (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
  - (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
  - (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を府へ通報するよう、指導する。
- 3 管理体制の整備
  - 管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。
- 4 啓発
  - 化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生 の未然防止について意識の高揚を図る。

## 第6節 火災予防対策の推進

町域における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

### 第1 建築物等の火災予防

一般建築物等における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

#### 1 一般建築物

##### (1) 火災予防査察の強化

町は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

##### (2) 防火管理制度の推進

町は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建物の所有者、管理者、占有者に対し、消防法第8条の規定による防火管理制度を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

##### (3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

町は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

##### (4) 住宅防火対策の推進

町は、住宅における住宅用火災警報器、感電ブレーカー及びその他の住宅用防災機器の設置を促進する。

##### (5) 消防設備士の資質の向上

府は、消防設備士を対象に消防用設備等に関する技術講習を実施する。

##### (6) 住民、事業所に対する指導、啓発

町は、住民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

##### (7) 定期報告制度の活用

府は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

### 第2 林野火災予防

町は林野の管理者と連携し、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 監視体制等の強化

- ア 住民、事業所に対する啓発
- イ 林野火災注意報又は警報の発令
- ウ 林野火災の警報発令時における巡視の実施
- エ 森林法に基づく火入れの許可

2 林野火災特別地域対策事業の推進

町は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域について、府の指導等のもとに、林野火災特別地域対策事業を実施に努める。

3 林野火災対策用資機材の整備

町及び府は、消防力強化のため、防衛資機材の整備と備蓄を推進する。

〔消火作業機器等の整備〕

可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

# 第 3 編 災 害 応 急 対 策



# 第1章 活動体制の確立

## 第1節 組織動員

### 第1 組織体制

町域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、河南町災害対策本部条例の定めるところにより町災害対策本部を設置する。なお、災害応急対策に従事する者の安全確保には十分留意するとともに、本部を設置するに至らない災害にあっても必要に応じて本部に準じた体制を整え、事態に対処するものとする。

また、府は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣するとともに、被害が甚大かつ長期間に及ぶことや複合的な災害が起こることを考慮した災害応急対策のオペレーション体制を整備する。なお、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

#### 1 町事前配備本部の設置及び廃止の基準

自治防災課長は、次の設置及び廃止の基準に該当する場合には、町長の指示により町事前配備本部の設置及び廃止を行う。

##### (1) 設置の基準

- ① 大雨・洪水警報が発表されたとき。
- ② 町域で震度4の揺れを観測したとき。
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- ④ 町長が配備を指令するとき。

##### (2) 廃止の基準

- ① 町域において災害の恐れが解消したとき。
- ② 町災害警戒本部を設置したとき。
- ③ その他町長が必要と認めたとき。

#### 2 町事前配備本部の組織及び業務

##### (1) 町事前配備本部の組織

- ① 町事前配備本部長には防災監を、副本部長には自治防災課長を充てる。
- ② 配備部員には、各課長、各課長補佐、自治防災課担当者等を充てる。

##### (2) 町事前配備本部の業務

- ① 防災資機材の点検に関する事。
- ② 各種情報の収集、伝達に関する事。
- ③ 災害危険箇所の警戒に関する事。
- ④ 被害情報の把握に関する事。
- ⑤ 指定避難所開設及び閉鎖に関する事。
- ⑥ その他必要と認める事項。

#### 3 町災害警戒本部の設置及び廃止の基準

副町長は、次の設置及び廃止の基準に該当する場合には、町長の指示により、町災害警戒本部の設置及び廃止を行う。

(1) 設置の基準

- ① 石川に洪水予報等が発表されたとき。
- ② 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ③ 東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき。
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- ⑤ 災害の発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき。
- ⑥ 小規模の災害が発生したとき。
- ⑦ 町長が配備を指令するとき。

(2) 廃止の基準

- ① 町域において災害の恐れが解消したとき。
- ② 町災害対策本部が設置されたとき。
- ③ その他町長が適当と認めたとき。

4 町災害警戒本部の組織及び業務

(1) 町災害警戒本部の組織

- ① 警戒本部長には、防災監を、副本部長には、自治防災課長を充てる。
- ② 警戒本部員には、政策総務部長、政策総務部理事、すこやか生活部長、まち創造部長、まち創造部理事、教・育部長、教・育部理事、理事兼議会事務局長などを充てる。

(2) 町災害警戒本部の業務

- ① 災害情報の収集、伝達に関すること。
- ② 住民への情報伝達に関すること。
- ③ 指定避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- ④ 避難指示に関すること。
- ⑤ 災害対策本部設置の準備に関すること。
- ⑥ その他必要と認める事項。

5 町災害対策本部の設置及び廃止の基準

町長は、次の設置及び廃止の基準に該当する場合には、町災害対策本部の設置及び廃止を行う。

(1) 設置の基準

・ A号配備

- ① 中規模又は大規模の災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- ② 特別警報が発表されたとき。
- ③ 町長が配備を指令するとき。

・ B号配備

- ① 中規模又は大規模の災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- ② 特別警報が発表されたとき。
- ③ 町長が配備を指令するとき。

・ C号配備

- ① 中規模又は大規模の災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

- ②特別警報が発表されたとき。
- ③町長が配備を指令するとき。
- ④町域で震度5弱以上の揺れを観測したとき。

(2) 設置場所

町災害対策本部は、町役場庁舎（白木 1359-6）2階 201 会議室（大規模災害の場合は4階大会議室）に設置する。ただし、庁舎が被災したときは、町総合保健福祉センター（白木 1371）に設置する。

(3) 廃止の基準

- ① 町域において災害の恐れが解消したとき。
- ② 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ③ その他町長が適当と認めたとき。

(4) 本部の設置及び廃止の通知

町長は町災害対策本部を設置及び廃止したときは、直ちにその旨を知事及び防災関係機関に通知すること。

6 町災害対策本部の組織及び運営

(1) 町災害対策本部の組織

本部の組織は、河南町災害対策本部条例の定めるところにより、次表「町災害対策本部組織編成表」のとおりとする。ただし、災害の状況に応じて必要な部のみを設置することができる。

- ① 本部長には、町長を充てる。
- ② 副本部長には、副町長、教育長、消防団長を充てる。
- ③ 本部員には、本部員には、防災監、政策総務部長、政策総務部理事、すこやか生活部長、まち創造部長、まち創造部理事、教・育部長、教・育部理事、理事兼議会事務局長、自治防災課長などを充てる。

(2) 本部長の代理

町長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副町長、教育長の順とする。

(3) 本部会議

災害対策を実施するための意思決定機関として、本部会議を設置し、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。本部会議は、本部長が招集し、次の事項について協議決定する。

- ① 災害応急対策の基本方針に関すること。
- ② 配備体制に関すること。
- ③ 災害情報の収集、伝達に関すること。
- ④ 避難指示に関すること。
- ⑤ 指定避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- ⑥ 災害救助法の適用申請に関すること。
- ⑦ 自衛隊の派遣要請に関すること。
- ⑧ 府、他市町村及び関係機関への応援要請に関すること。
- ⑨ 災害対策に要する経費の支弁に関すること。
- ⑩ 災害復旧の基本方針に関すること。
- ⑪ その他重要な災害対策に関すること。

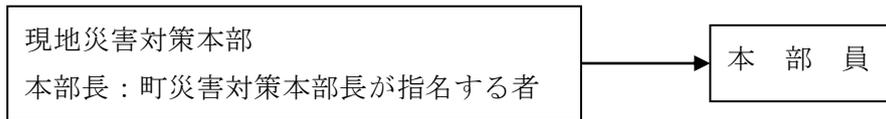
7 町の現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

本部設置体制下において、局地的に著しい災害が発生し、又は発生が予想される場合において現地で指揮系統の確立を行う必要があるときは、本部長の指示により現地災害対策本部を設置する。

(2) 組織及び運営

- ① 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。現地災害対策本部長及び本部員は、町災害対策本部員その他の職員の内から本部長が指名する。
- ② 現地災害対策本部長は、本部長の命を受けて、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- ③ 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の命を受けて、現地災害対策本部の事務を処理する。



(3) 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部は、現地災害対策本部を設置する原因となった災害現場付近など、現地指揮をとるのに有利な公共施設等（公園、広場等を含む。）に設置する。

(4) 事務の分掌

- ① 災害状況の掌握・本部への報告
- ② 現地災害応急対策の立案、決定
- ③ 防災関係機関との連絡調整に関すること
- ④ 必要な応援班、要員の要請と応援機関、集結場所等の指定
- ⑤ 現地災害対策活動の指揮・統制・情報収集、本部指示の伝達等
- ⑥ 本部長の特命事務
- ⑦ その他

(5) 現地災害対策本部の廃止

現地災害対策本部の廃止は、本部長がこれを指示する。

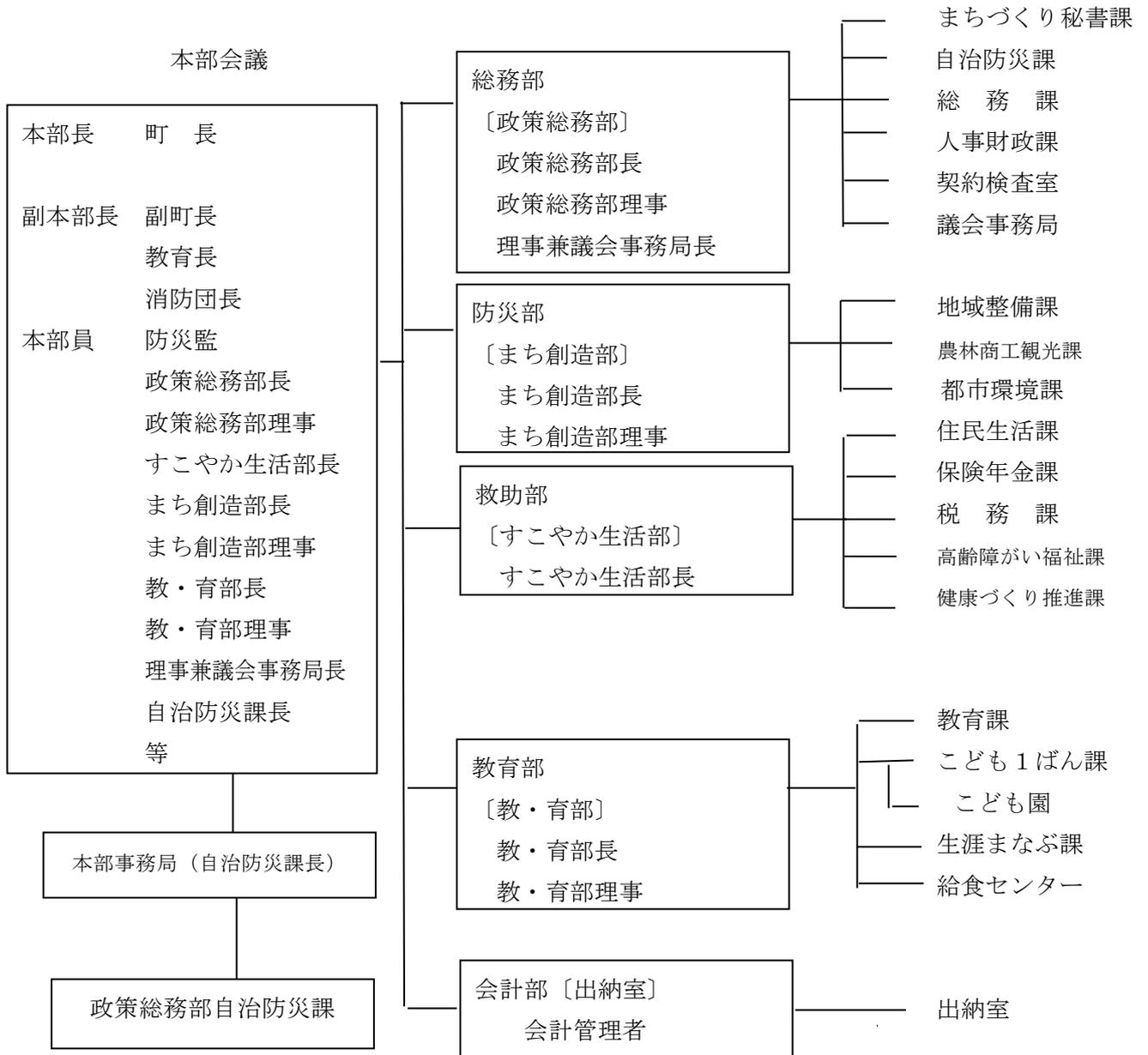
8 府の現地災害対策本部との連携

府の災害対策本部長が、災害応急対策を局地的、重点的に進める必要があると認めたときは、府の現地災害対策本部を被災地直近の府民センタービル、又は被災町庁舎等に設けることとされている。府の現地災害対策本部が設置されたときは、この組織と連携して災害応急対策にあたるものとする。

9 各部の事務分掌

町災害対策本部に置く部の名称、担当部局及び事務分掌は、次表「町災害対策本部業務分担表」のとおりとする。

町 災 害 対 策 本 部 組 織 編 成 表



※ [ ] は平常時の町の組織体制を示し、町災害対策本部を設置せずに、災害応急対策を実施する場合は [ ] があたる。

町災害対策本部業務分担表

部 名	課 名	事 務 分 掌
総 務 部 〔政策総務部〕	まちづくり秘書課	1 職員の招集に関する事 2 議員への連絡調整に関する事 3 町区長会への協力要請に関する事
	自治防災課	4 自主防災組織との連絡調整に関する事 5 各部との連絡調整に関する事
	総 務 課	6 災害対策本部の設置及び廃止に関する事 7 災害対策本部の会議に関する事
	人事財政課	8 防災会議との連絡、合議に関する事 9 国及び府等への報告・要望事項に関する事
	契約検査室	10 災害救助法の適用に関する事
	議会事務局	11 自衛隊、隣接市町村並びに関係機関への協力要請、誘導に関する事 12 広域応援に関する事 13 避難指示及び指定避難所の開設に関する事 14 気象情報の情報収集及び関係機関への伝達に関する事 15 住民からの苦情、相談及び情報等の聴取並びに各部への報告に関する事 16 被災住民からの安否情報等の受付に関する事 17 町有財産の被害調査及び復旧に関する事 18 町有車両及び緊急輸送車両及び燃料等の確保に関する事 19 被害状況の総括及び報告に関する事 20 防災関係機関からの被害状況の受付に関する事 21 報道機関等に対する被害状況等の発表と情報収集に関する事 22 住民への被害に伴う施策等の広報活動に関する事 23 災害に関する施策、情報の緊急放送に関する事 24 時間外勤務人員の把握に関する事 25 消防関係機関との連絡調整に関する事 26 警戒治安に関する事 27 消防（水防）団員の招集に関する事 28 救出業務並びに行方不明者の捜査に関する事 29 被災等証明発行に関する事 30 他部の主管に属さないこと

部 名	課 名	事 務 分 掌
防 災 部 〔まち創造 部〕	地域整備課  農林商工観光課  都市環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設及び住宅内の支障がある土砂、廃材等障害物の除去（最終処分地までの搬送を含む。）に関する事。</li> <li>2 避難路の確保に関する事。</li> <li>3 被害施設の写真撮影に関する事。</li> <li>4 道路、橋梁等公共土木施設の被害調査に関する事。</li> <li>5 農林商工業の被害調査と融資等応急対策に関する事。</li> <li>6 河川、道路等の巡視に関する事。</li> <li>7 応急仮設住宅設置のための用地の確保及び建設に関する事。</li> <li>8 家屋損壊に伴う応急危険度判定に関する事。</li> <li>9 被災住宅の復旧資金の融資等に関する事。</li> <li>10 災害応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>11 大阪府（富田林土木事務所、南河内農と緑の総合事務所）、富田林警察署との連絡調整に関する事。</li> <li>12 関係業者への協力要請及び重機の調達に関する事。</li> <li>13 大阪広域水道企業団との連絡調整に関する事。</li> <li>14 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> <li>15 府南部流域下水道事務所との連絡調整に関する事。</li> </ol>
救 助 部 〔すこやか生 活部〕	住民生活課 保険年金課 税 務 課 高齢障がい福祉課 健康づくり推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアへの協力要請等に関する事。</li> <li>2 富田林医師会等への医療救助の協力要請に関する事。</li> <li>3 指定避難所の運営に関する事。</li> <li>4 救出計画及び遺体の捜索、収容及び埋火葬に関する事。</li> <li>5 被災者の搬出、援護対策に関する事。</li> <li>6 避難行動要支援者対策に関する事。</li> <li>7 生活保護世帯の被災状況調査に関する事。</li> <li>8 災害弔慰金に係る手続き及び支給に関する事。</li> <li>9 義援金等の受付・配分に関する事。</li> <li>10 被災用食料・物資及び生活必需物資の調達に関する事。</li> <li>11 被災者への食料及び物資の配給に関する事。</li> <li>12 被害復旧従事者への食料及び物資の調達及び配給に関する事。</li> <li>13 災害応急資材の調達及び分配に関する事。</li> <li>14 応急災害用救援物資の受領及び配分に関する事。</li> <li>15 し尿及びごみ処理等に係る応急対策に関する事。</li> <li>16 がれきの処理に関する事。</li> <li>17 浸水地域の防疫、清掃に関する事。</li> <li>18 医療用資機材の調整、整備及び運送に関する事。</li> <li>19 被災傷病者の把握及び報告に関する事。</li> <li>20 救護所の管理に関する事。</li> <li>21 医療応援の受入れに関する事。</li> <li>22 感染症の予防に関する事。</li> <li>23 その他医療に関する事。</li> </ol>

部 名	課 名	事 務 分 掌
救 助 部 〔すこやか生活部〕	住民生活課 保険年金課 税 務 課 高齢障がい福祉課 健康づくり推進課	24 町社会福祉協議会、その他協力団体との連絡調整に関する事。 25 災害廃棄物の受入れ及び処理に関する事。 26 死体の搬送、安置、柩、ドライアイス等の手配に関する事。 27 防疫活動、清掃に関する事。 28 家屋等の被害調査に関する事。
教 育 部 〔教・育部〕	教 育 課 こども1ばん課 生涯まなぶ課 給食センター	1 被災小・中学生・園児に対する学用品の調達に関する事。 2 教育施設、社会体育施設、文化財の被害調査及び復旧に関する事。 3 児童、生徒、園児の避難救助及び被災状況の調査に関する事。 4 小・中学校及びこども園・保育施設の休業の処置に関する事。 5 応急教育・保育の実施に関する事。 6 開校・開園の準備等に関する事。 7 教職員への応援要請に関する事。 8 被災者への炊き出し等給食業務に関する事。
会 計 部 〔出納室〕	出 納 室	1 義援金、災害見舞金の保管に関する事。 2 災害救助による物資、資材に要した費用の精算に関する事。 3 その他災害対策本部の活動に要した費用の精算に関する事。

## 第2 動員配備体制

地震による災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。なお、町域で大雨・洪水警報、土砂災害警戒準備情報が発表されたとき及び震度4の震度を観測したときは、自動的に「事前配備」を行い、また、町域で土砂災害警戒情報が発表されたときは、自動的に「警戒配備」を行い、さらに、町域で震度5弱以上の震度を観測したときは、自動的に「町災害対策本部」を設置し、C号配備体制（全職員）をとる。

町災害対策本部等各部配備基準

	事前配備本部	災害警戒本部	災害対策本部		
	事前配備	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
配備の基準	①町域に警報が発表されたとき。 ②町域で震度4の揺れを観測したとき	①石川に洪水予報等が発表されたとき。 ②土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ③東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき ④南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発されたとき ⑤災害の発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき。 ⑥小規模の災害が発生したとき。	①中規模の災害が発生したとき。 ②特別警報が発表されたとき。	①大規模の災害が発生する恐れのあるとき。	①大規模の災害が発生したとき。  ②町域で震度5弱以上の揺れを観測したとき  ③東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき。

◎災害の種類・規模に応じて人員を増減することがある。また、事前配備からC号配備までの配備の基準において、「その他の必要により町長が配備を指令するとき」の場合を含む。

### 第3 動員計画

#### 1 災害時における職員の服務

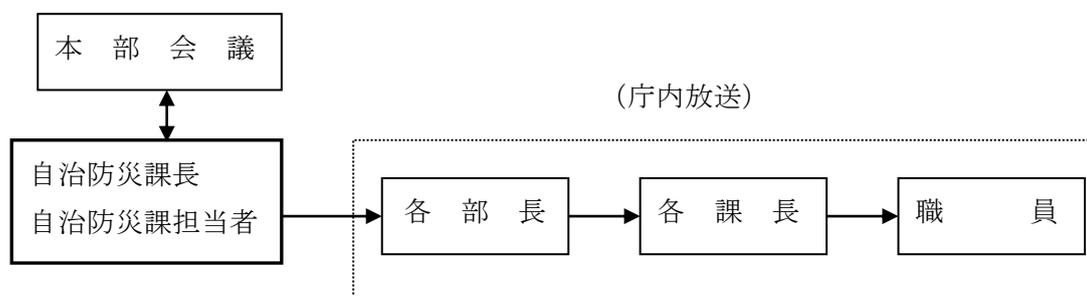
- (1) 職員はこの計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 休日、夜間等勤務時間外に地震が発生したときは、配備区分（大雨・洪水警報が発表されたとき及び町域で震度4の揺れを観測したときは、事前配備。土砂災害警戒情報が発表されたときは、警戒配備。震度5弱以上の揺れを観測したときは、C号配備。）に従い、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集しなければならない。

#### 2 指令の伝達系統及び動員方法

##### (1) 動員方法

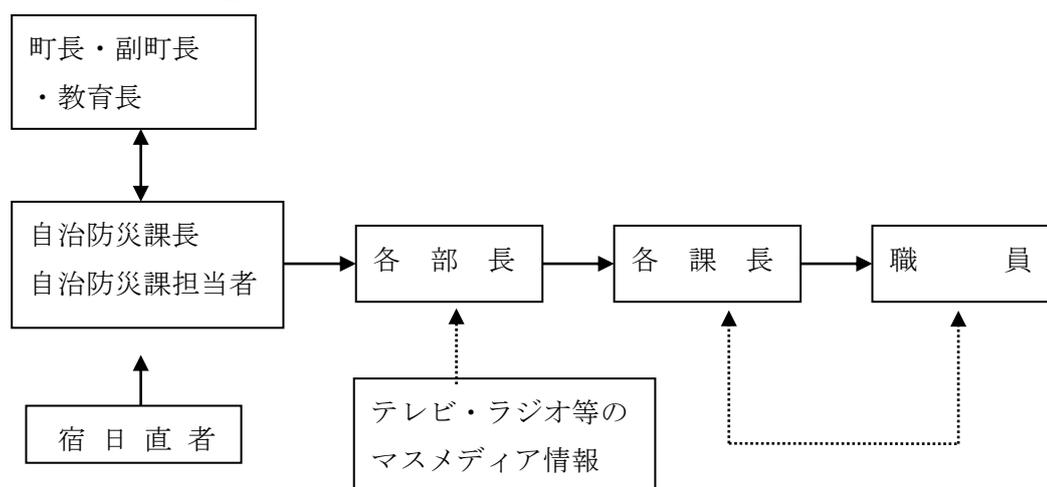
勤務時間内・外の動員は、次のとおりとする。なお、町災害対策本部が設置された場合は、町災害対策本部会議の議を経て、本部長が指令する。

##### (2) 勤務時間内の伝達系統



勤務時間内において配備指令が出されたときは、自治防災課長又は自治防災課担当者がその指示に基づき各部課長等に連絡するとともに、必要に応じ庁内放送を行い、速やかにその旨を職員に周知する。

##### (3) 勤務時間外の伝達系統



町では、勤務時間外における災害発生直後からの情報収集・連絡体制として宿日直者（24時間体制）を置いている。

- ① 宿日直者は、災害の前兆現象等について関係機関や住民等からの通報があった時は、直ちに自治防災課長又は自治防災課担当者に連絡する。
- ② 自治防災課長又は自治防災課は、上記の情報について確認して、町長、副町長等と協議の

上、町長から配備指令が出された時は、直ちに各部課長等に伝達するとともに、速やかにその旨を周知する。

- ③ 自治防災課長及び各部長は、職員の非常招集を円滑に実施するため、配備指令の伝達先名簿及び各所属職員の連絡網を常に整備しておく。また、町職員の安否及び参集見込みの把握をより確実にいき、さらに、非常招集ができるよう専用アプリ配信による体制を整備する。
- ④ 勤務時間外に災害が発生したときは、役場庁舎の近傍に居住している職員を緊急配備体制要員として、各種情報の収集伝達等、初動活動に充てるものとする。
- ⑤ 各部長は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常参集したとき、又は職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ、速やかに非常参集報告書（様式1）により自治防災課長に報告する。
- ⑥ 自治防災課長は常に職員の動員状況を把握し、その状況を速やかに府に報告し、又は関係機関に連絡する。

#### 4 初動時の職員留意事項

職員は、配備体制移行時の状況に応じて、以下の事項を遵守する。

##### (1) 勤務時間内の初動体制

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ③ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ④ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまでは退庁せず待機する。
- ⑤ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。
- ⑥ 出張先において災害が発生した場合は、可能な限りあらかじめ指定された場所に参集し、不可能な場合は最寄りの町の施設に参集する。

##### (2) 勤務時間外（夜間及び休日）の初動体制

- ① 職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により、災害が発生し又は発生する恐れがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長に連絡し、又は指令を待つことなく、所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。
- ② 災害のため、緊急に登庁する際は、特に指示があった場合を除き、できるだけ安全かつ作業が可能な衣服等を着用し、筆記用具及び水筒を持参し参集する。
- ③ 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。
- ④ 休日等で、外出先において災害が発生した場合は、可能な限りあらかじめ指定された場所に参集し、不可能な場合は最寄りの町の施設に参集する。

##### (3) 持ち場に参集できない場合

- ① 災害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの町の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
- ② 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
- ③ 病気その他やむを得ずいずれの施設にも参集が不可能な場合は、その旨を可能な限りの手段を使って所属長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

##### (4) 非常参集及び自主参集を要しない者

- ① 心身の障害により許可を受けて休暇中の職員
- ② その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務出来ないと認めた者

5 各課の動員計画

- (1) 各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう所属の職員について、あらかじめ各号の指令ごとに出動職員を定め、各職員に徹底しておくものとする。
- (2) 各課長は、所属職員の動員を円滑に行うため、連絡責任者及び連絡順序等を定めておくものとする。

6 町防災会議の開催

町域において災害が発生し、各種の応急対策実施上必要のある場合は、町防災会議を開催し、防災関係機関相互に連絡調整を行い、情報の収集その他必要な措置を行う。

## 第2節 自衛隊の災害派遣要請

災害応急対策を実施する上で、自衛隊の救援が必要と町長が判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

### 第1 派遣の要請

#### 1 派遣要請の基準

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、町災害対策本部の職員だけでは、住民の生命、財産の保護が困難で自衛隊の出動が必要と認められる場合に派遣を要請する。

#### 2 派遣の要請手続き

(1) 町長は、把握できる範囲で下記の事項を明らかにし、口頭又は電話等で知事（府危機管理室）に要請する。なお、事後速やかに「自衛隊災害派遣要請書」を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(2) 町長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の依頼ができない場合は、直接陸上自衛隊第3師団長に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を知事に通知する。

### 第2 自衛隊の自主的派遣

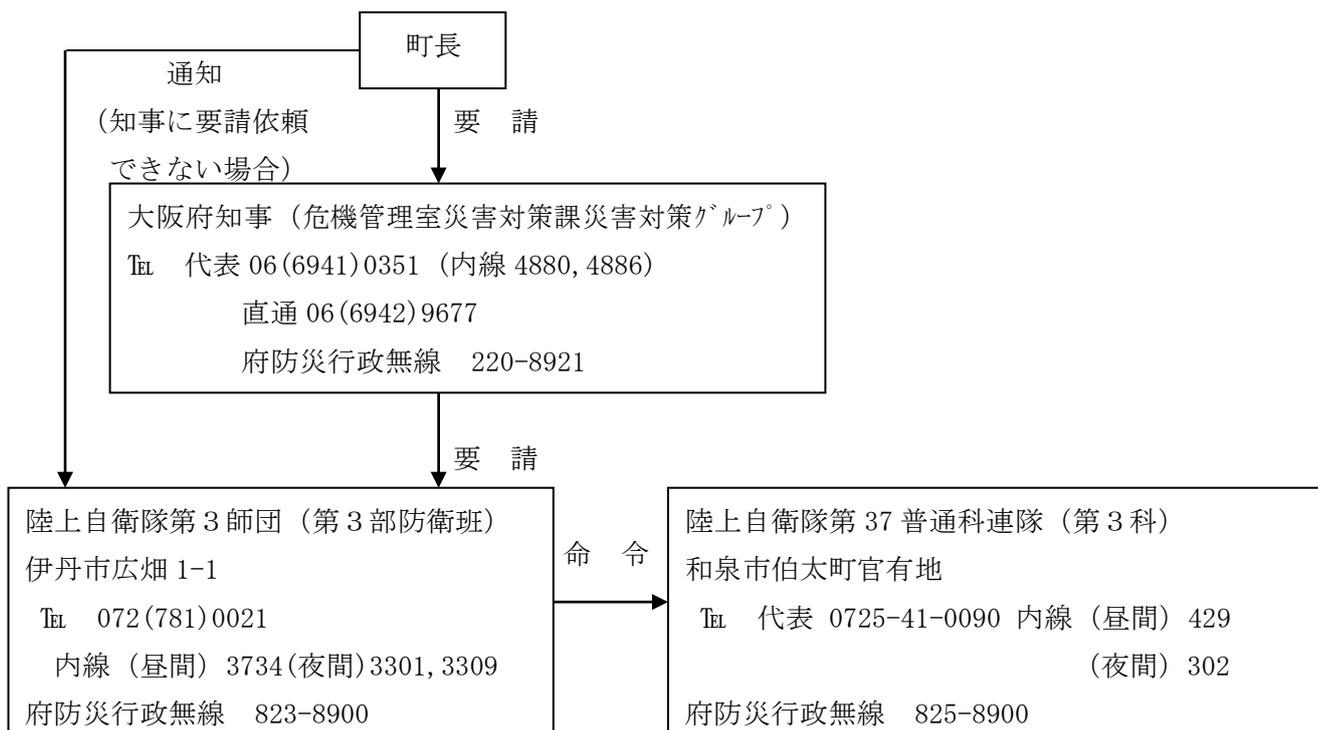
#### 1 要請を待つかまがない場合の災害派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つかまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つかまがないと認められる場合

## 自衛隊派遣・撤収要請系統図



### 第3 派遣部隊の受入れと撤収

#### 1 自衛隊の受入れ

##### (1) 自衛隊の受入れ体制

町長は自衛隊の派遣要請を知事に依頼したときは、その受入れ体制について、自衛隊の救援活動が円滑の実施できるように次のことを行う。

##### ① 派遣部隊の誘導等

自衛隊に災害派遣を要請した場合は、必要により警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

##### ② 受入体制

##### ア 自衛隊受入担当

自衛隊の受入れ、災害対策本部と自衛隊の間における総合調整は総務情報部があたり、連絡調整のために連絡担当者を指名し、連絡窓口を設置する。

##### イ 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加

自衛隊連絡所を設け、必要に応じて本部会議に参加を要請する。

##### ウ ヘリポート等の開設準備

町は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

##### エ 作業実施期間中の現場責任者の設定

作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。

##### オ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り町が準備するほか、必要な設備の使用等に配慮し、速やかに活動が開始できるよう留意する。

#### カ 派遣部隊の宿泊施設

災害派遣部隊の野営適地として、町立中学校を充てる。

### (2) 自衛隊の救援活動

自衛隊が行う救援活動については、概ね次のとおりとする。なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

#### ① 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

#### ② 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

#### ③ 遭難者の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

#### ④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

#### ⑤ 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年(1996年)1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

#### ⑥ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

#### ⑦ 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

#### ⑧ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

#### ⑨ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

#### ⑩ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年(1958年)総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

#### ⑪ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

## 2 自衛隊の撤収要請

町長は、進捗状況を把握し派遣要請の目的が達成したとき、又は必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の防災関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

### 第3節 広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援

町及び防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他市町村及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

#### 第1 広域応援の要請等

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、消防・警察・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- ア 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- イ 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- ウ 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- エ 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

#### 第2 広域応援の受援体制の確立

町及び府は、要請に応じて派遣される応援職員を受け入れるために、環境整備・装備の充実や、体制整備、情報提供など受援体制の確立に努めるものとする。

特に、災害対応に関する方針については、相互に、定期的なテレビ会議の活用などにより情報共有を行うなどして連携強化に努めるとともに、これらの方針等について、応援職員等に迅速かつ適切に情報共有するものとする。

##### 1 受援時の環境整備・装備の充実

町及び府は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員を受け入れるにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。

- (1) 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保
- (2) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保
- (3) テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

##### 2 受援時の体制整備

町及び府は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等を受け入れるにあたり、事前に定めた応援・受援計画に基づき、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定し、応援職員

等の集合・配置体制や役割分担を定めるなど、応援職員が円滑に業務を実施するための体制整備に努める。

### 3 受援時の情報提供

町及び府は、総合防災情報システム（SOBO-WE B）の活用や、道路等の復旧情報のホームページへの公表等により、応援職員等への必要な情報の提供に努める。

## 第3 広域応援等の受入れの実施

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、府立消防学校、その他適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

また、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

### 1 府及び他の市町村からの応援の受入れ

府及び他の市町村からの応援の受入れは、町災害対策本部（総務部）において行う。

### 2 受入れ方法

他の市町村から受入れた職員の数及び技能、応援資機材、車両等の状況を把握した上、必要とする部へ派遣及び拠点地の配置を行う。

#### (1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、富田林警察署と連携し、防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

#### (2) 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

#### (3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

## 第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行うとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、受援体制の充実・強化を図る。

## 第5 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は町及び府等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、町及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟発災時における円滑な活用の促進に努める。なお、町及び府は、平時より、災害マネジメント総括支援員等の登録者の確保に努める。

## 第6 関係機関の連絡調整

内閣府は、町、府、関係省庁及びライフライン事業者などの代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズなどの情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

町は、連絡会議及び調整会議において、把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

## 第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、町、府をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、町の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 第2章 情報収集伝達・警戒活動

### 第1節 警戒期の情報伝達

町及び防災関係機関は、大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区气象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

#### 第1 気象予警報の伝達

##### 1 大阪管区气象台が発表する気象予警報

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報をわかりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に捕足する。

##### (1) 注意報

気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。

種	類	発	表	基	準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s以上になると予想される場合。			
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上になると予想される場合。			
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。			
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で5 cm以上、山地で10cm以上になると予想される場合。			
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下以下になると予想される場合。			
	雷注意報 ※(注6)	落雷等により被害が予想される場合。			

種	類	発	表	基	準
	乾燥注意報	<p>空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。</p>			
	なだれ注意報	<p>なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。</p> <p>②積雪の深さが50cm以上あり、气象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。</p>			
	着雪注意報	<p>着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。</p>			
	霜注意報	<p>晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>最低気温が4℃以下になると予想される場合。</p>			
	低温注意報	<p>低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>最低気温が-5℃以下になると予想される場合。</p>			
	融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p>			
	着氷注意報	<p>著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。</p>			
土砂崩れ注意報☆	土砂崩れ注意報	<p>大雨、大雪等によるがけ崩れ、土石流等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p>			
浸水注意報☆	浸水注意報	<p>浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。</p>			
洪水注意報	洪水注意報	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。</p>			

(2) 警報

気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。

種 類	発 表 基 準
気象警報	暴風警報 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s以上になると予想される場合。
	大雨警報 ※ (注4) 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
気象警報	大雪警報 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。
土砂崩れ警報 ★	土砂崩れ警報 大雨、大雪等によるがけ崩れ、土石流等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
浸水警報 ☆	浸水警報 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

★印は、その警報事項を気象警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4 (※) 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。

注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 (※) 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
地震（地震動）	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置付ける）

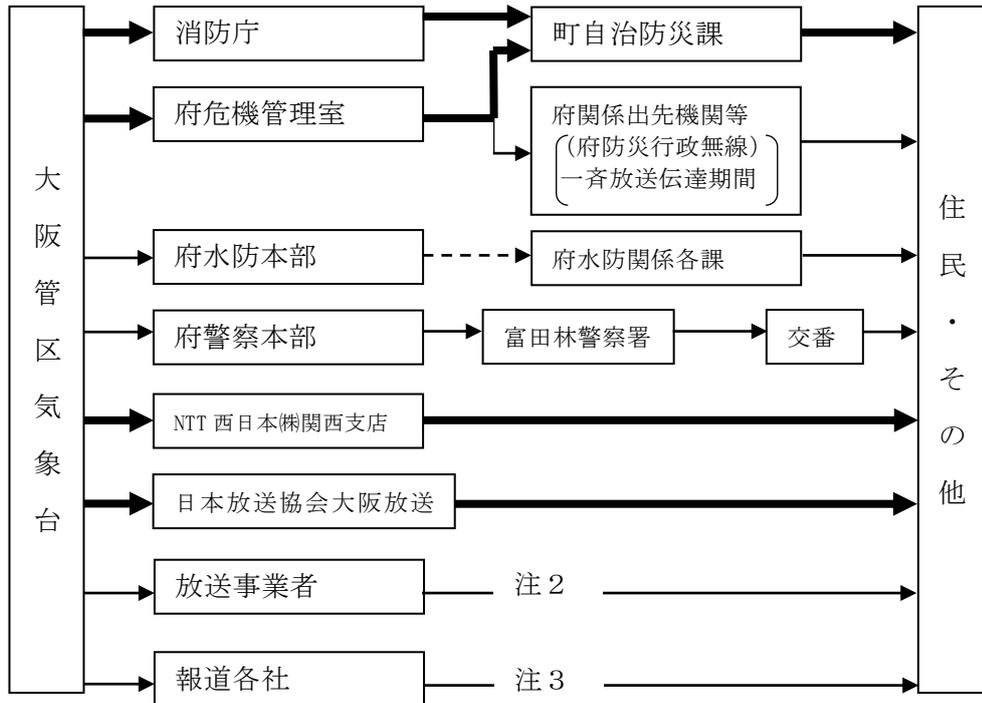
(4) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

(5) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路

気象予警報等は〔別図1-1〕、特別警報は〔別図1-2〕の伝達経路による。

[別図1-1] 気象予警報等の関係機関への伝達経路

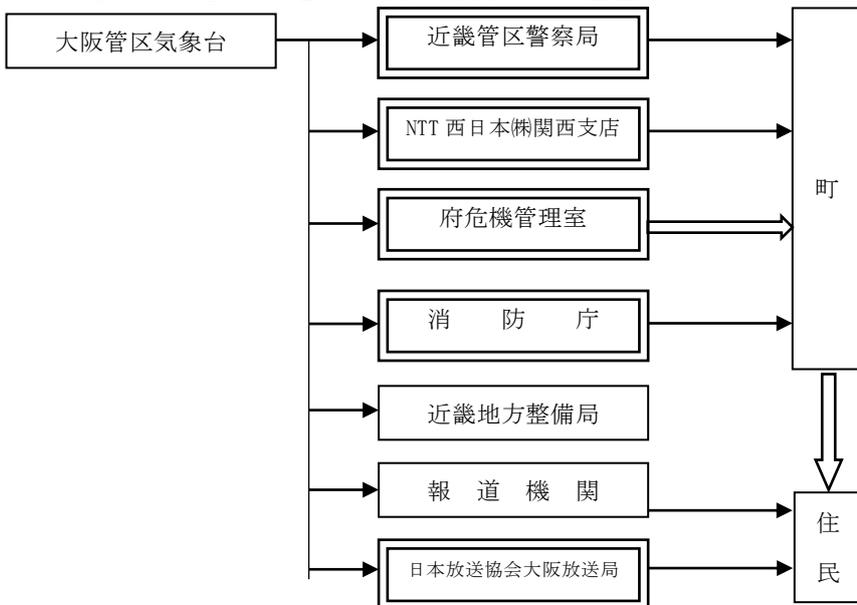


(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMC0. CO. L0) の11社である。

3 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

[別図1-2] 特別警報の関係機関への伝達経路



(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規程に基づく法定伝達先である。

2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

2 大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する洪水予報

大阪管区气象台と府は、対象河川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

(1) 対象河川

水系名	河川名	連絡系統図
一級河川大和川	石川	[別図1-3]

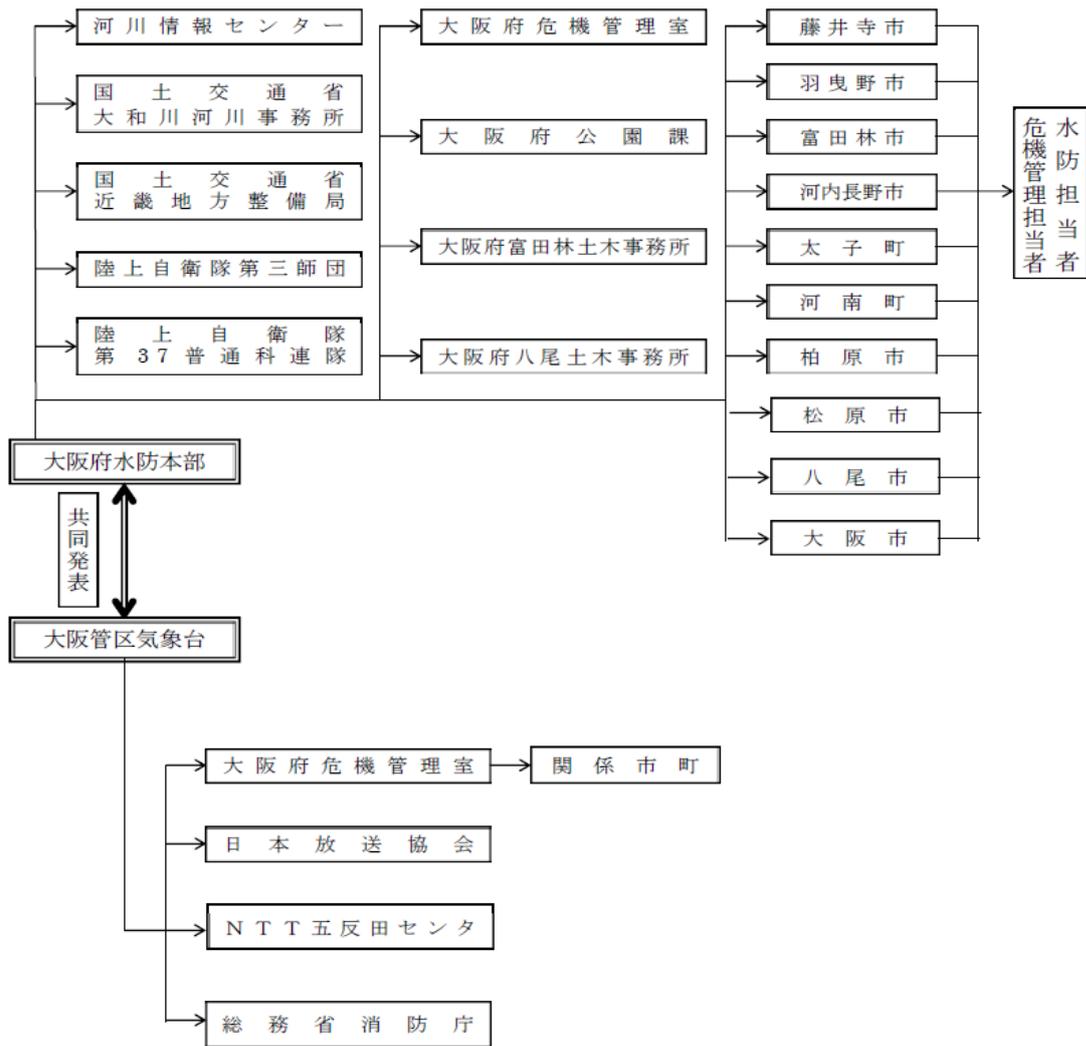
(2) 発表の基準

標題（種類）	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
氾濫警戒情報 （洪水警報）	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
氾濫危険情報 （洪水警報）	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
氾濫発生情報 （洪水警報）	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>

大阪管区气象台及び近畿地方整備局は、大和川の洪水予報を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

[別図 1-3] 石川洪水予報連絡系統図



## 第2 土砂災害警戒情報の伝達

### 1 大阪管区气象台及び府が共同で発表する土砂災害警戒情報※

府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。町は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

#### (1) 伝達体制

[別図1-4] の伝達経路による。

#### (2) 土砂災害警戒情報の留意点

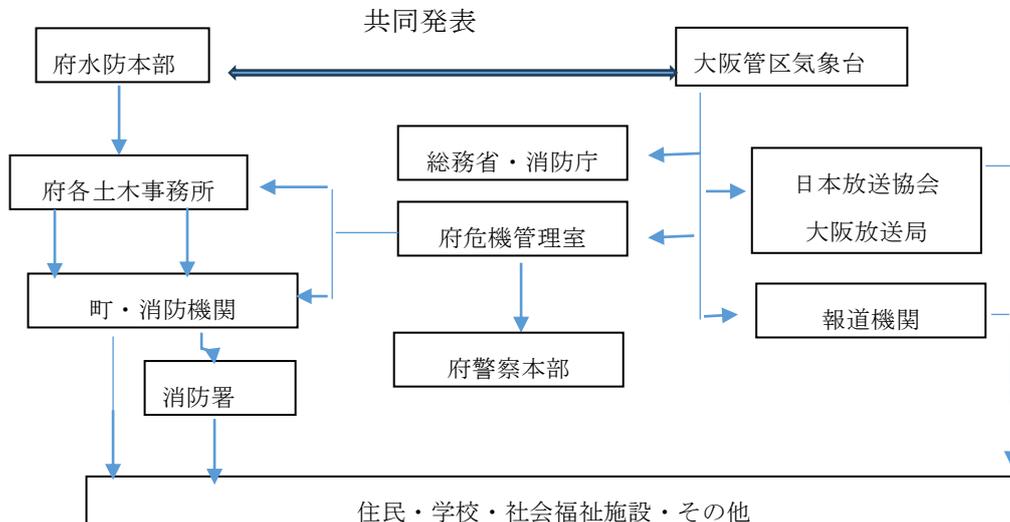
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数（※）等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や同時多発的ながけ崩れとし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

#### ※土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

[別図 1-4] 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



# 大阪府土砂災害警戒情報 第×号

平成△△年□月□日 □時□分

大阪府 大阪管区气象台 共同発表

## 例

### 【警戒対象地域】

堺市 岸和田市 池田市 高槻市 貝塚市 枚方市 茨木市 泉佐野市 富田林市  
寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉市 箕面市 東大阪市 泉南市 四條畷市 交野市  
大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 熊取町 岬町 太子町 河南町  
千早赤阪村

### 【警戒解除地域】

柏原市 羽曳野市

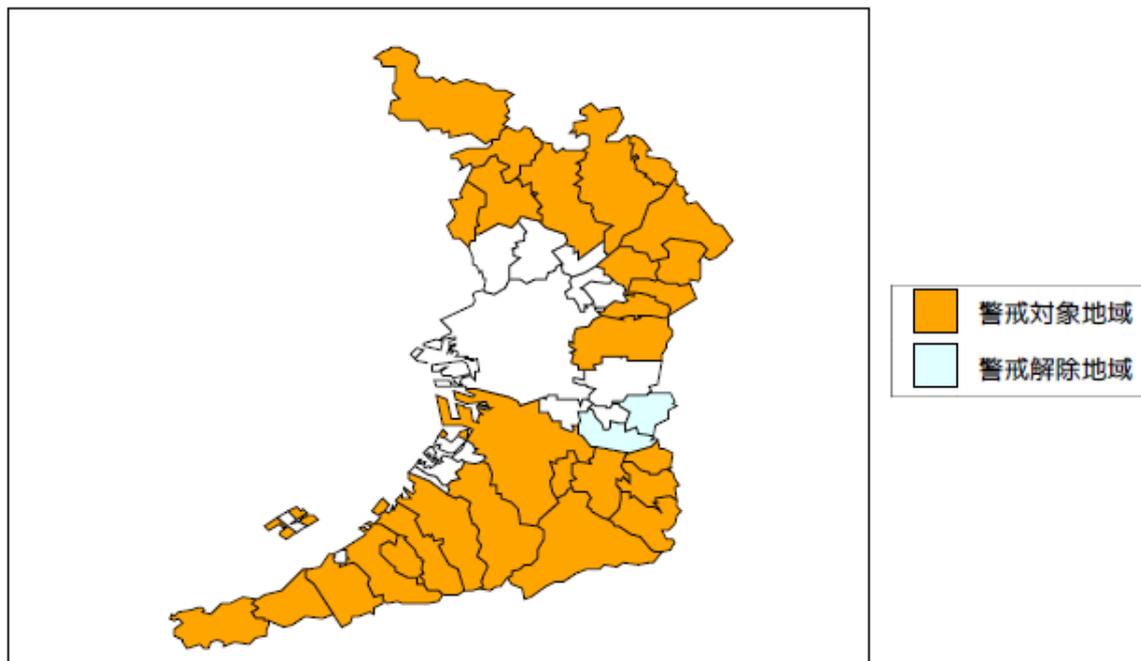
### 【警戒文】

#### <概況>

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

#### <とるべき措置>

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。



問い合わせ先  
06-6944-6167 (大阪府)  
06-6949-6303 (大阪管区气象台予報課)

### 第3 地震情報等の伝達

#### 1 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある（当面の対応）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。 ※海外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で日本でも火山噴火等による潮位変化が観測される可能性がある旨を発表し、その後随時潮位変化や気圧変化の観測状況を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

## 2 緊急地震速報

### ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

<緊急地震速報で用いる区域>

区 域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、 <b>河南町</b> 、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

### イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。町は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経由による防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

## 3 庁内における伝達方法

### (1) 連絡する情報

気象予警報等の伝達は、警報及びその他重要なものについて行う。

### (2) 連絡方法

ア 勤務時間内において各部への連絡は、自治防災課が庁内放送及び電話又は伝令で行う。電話及び伝令は、各部長に対して行うが、部長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

イ 勤務時間外においては、あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

## 第4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

## キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

## 第5 住民への周知

- 1 町は、地域防災計画に基づき、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車などを利用し、又は状況に応じて地区組織や自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、メール、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。
- 2 近畿地方整備局、大阪管区气象台及び府は、河川の洪水、土砂災害の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水警報の危険度分布などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象、土砂災害警戒情報・大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に

正確な知識を普及するものとする。

- 3 大阪管区気象台は、台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるように、暴風警報や竜巻注意情報等の暴風や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。
- 4 町は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。また、府は住民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、町の避難に関する情報に注意を払うことなどに住民へのメッセージとして発信し、住民の意識の切替を促す。
- 5 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

## 第2節 警戒活動

### 第1 気象観測情報の収集伝達

町は、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

#### 1. 気象情報等の収集

大阪管区気象台が発表する気象予警報等を収集するとともに、府防災情報システム等を活用し、気象情報を把握する。

#### 2. 雨量の把握

雨量・水位の情報を、府防災情報システム及び川の防災情報、防災気象情報で確認する。

#### 3. 河川、ため池水位の把握

(1) 水防管理者は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は水位の上昇のおそれのあるとき、水位を観測し、町に通報しなければならない。

(2) ため池管理者はその管理するため池の水位が上昇し、又は、降雨、地震により溢水、決壊のおそれがある察知したときは、直ちに町に通報しなければならない。

(3) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、町に水位状況を通報しなければならない。

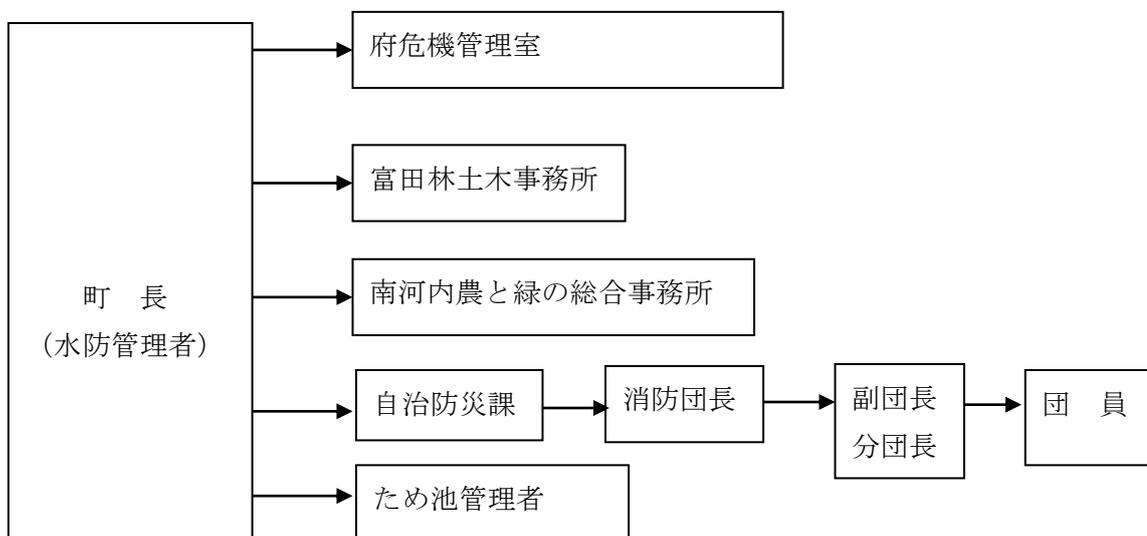
#### 4. 情報交換の徹底

町、府をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

### 第2 水防活動

町域において、河川、ため池において洪水、雨水出水等による災害の発生が予想される場合は、町は、水位の監視その他重要箇所の巡視等の警戒活動を行う。警戒により、異常を発見したときは、直ちに府をはじめ関係機関に報告するとともに、連携して水防活動を実施する。また、その際には水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

#### 1 伝達系統



## 2 出動準備及び出動

### (1) 警戒基準（出場準備）

- ① 河川及びため池の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- ② 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水等の危険が予測されるとき。

### (2) 出動基準

- ① 河川又はため池の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。もしくは、氾濫注意水位（警戒水位）に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは超えることが予想されるとき。
- ② 堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき又は気象予報、洪水予報、水防警報等により出動を要すると認めたとき。

## 3. 監視及び警戒

### (1) 常時監視

- ① 水防法第9条に基づき、水防管理者は随時町内の河川等を巡視して水防上危険であると認められた箇所があるときは、直ちに河川、堤防等の管理者に連絡しなければならない。
- ② ため池管理者は、前記に準じて水防上危険であると認められる箇所があるときは、所轄農と緑の総合事務所長に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

### (2) 非常警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、巡視させ、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合直ちに水防施設の管理者及び富田林土木事務所他関係機関へ連絡・通報する。

- ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
- イ 堤防からの溢水状況
- ウ 樋門の水漏れ
- エ 橋梁等構造物の異常
- オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど

## 4 消防団配備等

### (1) 配備体制

- ① 町長は、気象予警報等を受報したとき、又は種々の状況により必要と認めたときは、消防団長に対し、消防団員配備を要請するものとする。
- ② 消防団長は、町長の要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、消防団員に配備を指示し、伝達するものとする。
- ③ 消防団員の配備区分は、次のとおりとする。

#### ア 警戒配備体制（最小人員の配備）

雨量、水位その他の状況により、河川、ため池等の警戒にあたるため出動する。

#### イ 非常配備

第1 配備（準備体制） 副分団長以上

第2 配備（警戒体制） 班長以上

第3 配備（非常体制） 全団員

(2) 各分団の受持区域等

分団名	受持区域	河川	ため池
石川分団	石川地区	石川・千早川・梅川・島川の地区内支流	今池・山城新池・古池 平和池
白木分団	白木地区	梅川・天満川・馬谷川・平石川・笠石川の地区内支流	二ツ釜上池・二ツ釜下池 今堂池・地藏池・寺田池
河内分団	河内地区	水越川・梅川・竹の谷川の地区内支流	
中分団	中地区	千早川・馬谷川・天満川の地区内支流	神山池・中上池・中中池 中下池・西新池・五歩壺池 白木下池・甘露寺池
大宝分団	大宝地区	梅川の地区内支流	平和池

町は、水防活動が十分に実施できるよう水防資機材を準備しておくとともに、保有状況を常に把握し、災害時には現場への配送、輸送を迅速に行い、水防作業を円滑に実施できるよう措置するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

### 第3 土砂災害警戒活動

町及び府は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒情報発表時等に次の要領で活動にあたるものとする。土砂災害警戒情報は、府と大阪管区气象台が共同で発表するもので、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の目安の一つとなる情報であり、2時間後予測雨量で、土砂災害発生基準線を超過した時に発表される。また、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報を補足する情報として、府及び気象庁では1km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害の危険度を色分けして表示したものをメッシュ情報として公開する。

#### 1 体制及び活動

町及び府は、土砂災害に備え体制を整備し、情報の収集・伝達及び避難誘導の活動等に努めるとともに、非常時においては団体相互の協力及び応援を図りながら、迅速かつ的確な活動を実施する。

#### 2 土砂災害警戒情報の発表と伝達

府と大阪管区气象台は、大雨による土砂災害のおそれがあるときに、共同して土砂災害警戒情報を発表する。

#### 3 措置

町及び府水防本部は次の活動を行う。

情報の種類	活動の目安（町）	活動の目安（府水防本部）
大雨警戒（土砂災害）またはメッシュ情報で警戒【警戒レベル3相当】の基準到達	高齢者等避難の発令	避難情報の発令状況の確認
土砂災害系情報またはメッシュ情報で危険【警戒レベル4相当】の基準到達	避難指示の発令	ホットラインの実施 避難情報の発令状況の確認
大雨特別別警報（土砂災害）またはメッシュ情報で災害切迫【警戒レベル5相当】の基準到達	緊急安全確保の発令	避難情報の発令状況の確認
上記を通じて	土砂災害の前兆現象の収集及び災害情報の収集・伝達 市町村における相互の協力及び応援	土砂災害の前兆現象の収集及び災害情報の収集・伝達 町への通知・調整等

※メッシュ情報は、警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示及び警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の判断に活用する。

#### 第4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官等に通報する。

通報を受けた施設管理者、警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は必要に応じ大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

##### 1 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動など

##### 2 水害（河川、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など

##### 3 土砂災害

###### (1) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在 など

###### (2) 地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し など

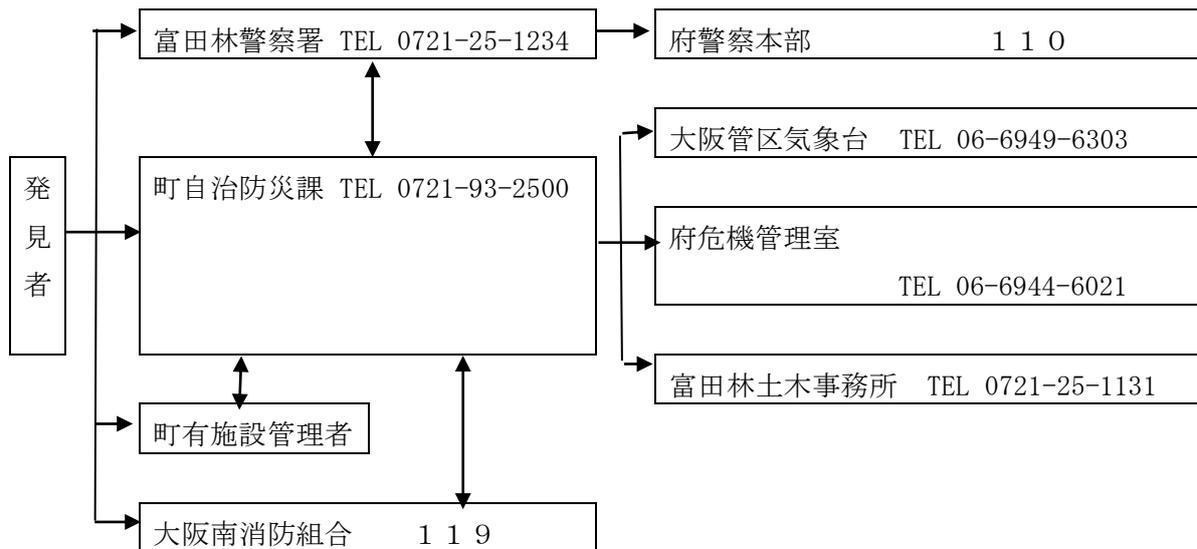
###### (3) がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など

###### (4) 山地災害

わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走る など

【異常現象発見時の伝達経路図】



## 第5 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

### 1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

#### (1) 上水道・下水道

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

#### (2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社等）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

#### (3) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保

ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

#### (4) 電気通信（NTT西日本株式会社（関西支店）等）

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置

ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備

カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置

キ その他安全上必要な措置

### 2 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

### 3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

道路施設（町、府）

ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

## 第6 物資等の事前状況調査

大規模な災害発生のおそれがある場合、町及び府は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、府、国及び電気事業者は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

## 第3節 発災直後の情報収集伝達

町、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリージを行い、適切な応急対策を実施する。

### 第1 情報収集伝達経路

町は、自ら管理する施設等に係る被害情報等を収集伝達するほか、防災関係機関と協力し、被害情報等の収集伝達を行う。

町は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ報告する。

### 第2 町及び府における情報収集伝達

町及び府は、災害発生後、直ちに、府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。

国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。

#### 1 被害状況の早期把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 震度情報ネットワークシステムの観測情報からの被害予測
- (2) 府防災情報システムによる被害予測
- (3) 庁舎周辺の被害状況
- (4) 府警察（富田林警察署）からの被害情報（通報状況等）
- (5) 市町村からの被害情報（消防機関への通報状況を含む。）
- (6) 防災関係機関からの被害情報（リエゾンの配置を含む。）
- (7) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの被害情報
- (8) 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報
- (9) 衛星中継車やヘリコプターテレビ画像伝送装置、無人航空機及び高所監視カメラ等からの被害映像
- (10) 被災状況等を整理・分析し、視覚化した地理空間情報
- (11) 住民からの被害情報（「おおさか減災プロジェクト」やSNS等の活用）
- (12) その他

#### 2 災害情報の収集伝達

町、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、町が報告を行うことができなくなったとき

は、府は職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。人的被害の数について広報を行う際には、町と密接に連携しながら適切に行う。安否不明者等の氏名等は、救助活動の円滑化につながると府が判断する場合、町他関係機関から得た情報を基に、すみやかに安否不明者の氏名公表を行う。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通じて防災関係機関との共有を図る。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、河川、砂防、農地、ため池、山林等の被害の状況
- (5) 上水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) 孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無
- (10) その他

### 第3 町における情報収集伝達

町は、地震発生後、府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

夜間・休日等勤務時間外における情報の収集伝達については、宿日直者（24 時間体制）を置き、職員が登庁するまでの間の情報を収集伝達する。

なお、自治防災課は、各部からの情報や自ら調査した被害状況を災害の推移に応じて取りまとめ、災害対策本部に報告する。

#### 1 被害状況の把握

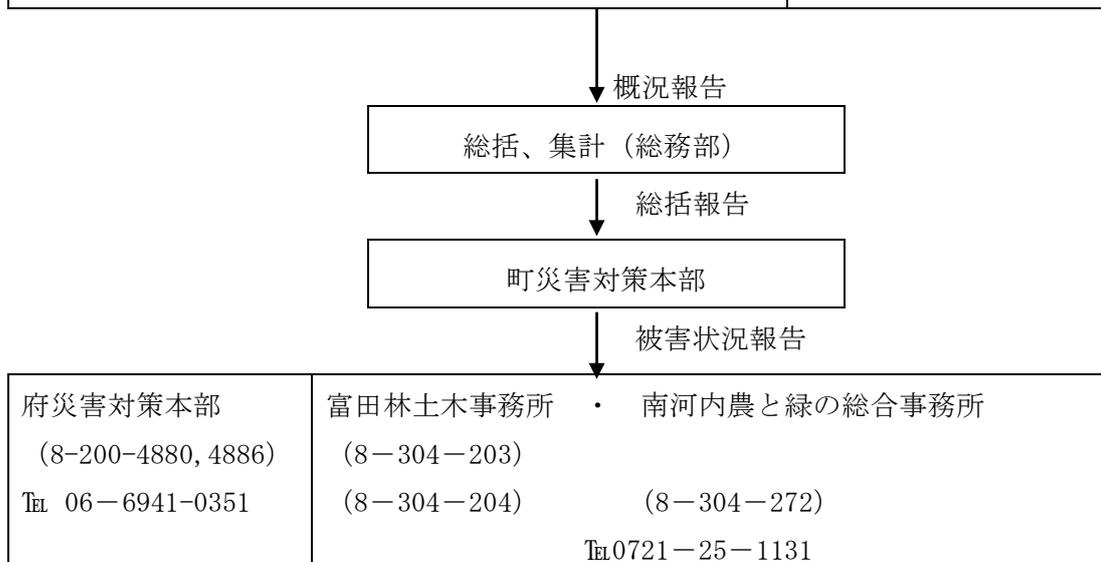
次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。また、被害が同時多発し、被害情報の混乱が予想される中、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、被害情報のトリアージを行い、「在宅医療用呼吸器バッテリーが切れる。」といった生命に関わる緊急要請等を見極めることに努める。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 警察署からの情報（通報状況等）
- (4) 防災関係機関からの情報

- (5) 自主防災組織、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) その他

## 2 被害調査の分担

調査（報告）種別	実施担当部局
1 被害状況の取りまとめ、報告等	総務部
2 住居（住宅）被害	救助部 防災部
3 公共土木施設被害	防災部
4 都市災害被害	
5 農地農業用施設被害	
6 農作物被害	
7 畜産業被害	
8 林業被害	
9 商・工業関係被害	
10 下水道施設被害	
11 人の被害	救助部
12 衛生関係被害	
13 社会福祉関係被害	
14 文教関係被害（小・中学校、保育園、こども園、保育施設、社会教育施設、社会体育施設）	教育部
15 消防関係施設被害	総務部



( ) 内の数字は、府防災行政無線番号を示す。

## 第4 防災関係機関の情報収集伝達

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、府に速やかに報告する。

河川、ため池、砂防、道路・交通施設、上水道、下水道、電力、ガス、電気通信、医療機関、その他

## 第5 府等への被害状況報告

### (1) 報告の基準

府（政策企画部危機管理室）への報告は本部事務局が、府関係部局への個別報告は各部局が、次の基準により行う。

ア 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの

イ 災害対策本部を設置したとき

ウ 災害に対し、国の財政的援助を必要とするとき

エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展する恐れがある場合、あるいは、2市町村にまたがるような広域的な災害で当該市町村が軽微な被害であっても、全体的に大規模な同一災害の場合

オ その他、特に報告の指示があった場合

### (2) 災害報告

ア 本部事務局は、災害対策基本法第53条第1項により、被害状況等の報告を、府に対して行う（府に報告できない場合は、国（内閣総理大臣）に対して行う。）。

府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。但し、地震が発生し、町域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接国（総務省消防庁）に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。

イ 各部局は、府関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年（1970年）4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年（1984年）10月15日付消防災第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、町は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告する。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて大使館等）に連絡する。

### (3) 被害状況報告要領

ア 被害状況報告は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告をする。

イ 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに府及び消防庁に通報する。

ウ 確定報告は、災害応急対策を終了した後に行う。

- エ 被害が甚大なため町で被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、府に応援を求めて実施する。

## 第6 通信手段の確保

- 1 町、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線、公共安全モバイルシステムの活用や、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を利用したインターネット機器の整備、活用等、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

なお、府は、災害応急に必要な通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

総務省及び内閣府は、非常本部等又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとし、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、非常本部等又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。

- 2 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。
- 3 NTT西日本株式会社（関西支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

## 第4節 災害広報

町、府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。

### 第1 災害モード宣言

町は、府が「災害モード宣言※」を行ったとき、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。

※災害モード宣言とは、府が住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけること。

#### 1 発信の目安

##### (1) 台風

気象台の予測で、強い台風が府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合

##### (2) 地震

府域に震度6弱以上を観測した場合

##### (3) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

#### 2 発信の内容

##### (1) 台風

- ア 自分の身の安全確保
- イ 出勤・通学の抑制
- ウ 町長の発令する避難情報への注意

##### (2) 地震

- ア 自分の身の安全確保
- イ 近所での助け合い
- ウ むやみな移動の抑制
- エ 出勤・通学の抑制

### 第2 災害広報

町及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

なお、町及び府は、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

## 1 広報の内容

- (1) 台風接近時の広報
  - ア 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
  - イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
  - ウ 公共交通機関の運行状況等
- (2) 地震発生直後の広報
  - ア 地震情報(震度、震源、地震活動 等)・気象の状況
  - イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
  - ウ 要配慮者への支援の呼びかけ
  - エ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 等
- (3) 風水害発生直後の広報
  - ア 気象等の状況
  - イ 要配慮者への支援の呼びかけ
  - ウ 土砂災害（二次的災害）の危険性 など
- (4) その後の広報
  - ア 二次災害の危険性
  - イ 被災状況とその後の見通し
  - ウ 被災者のために講じている施策
  - エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
  - オ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報
  - カ 交通規制情報
  - キ 義援物資等の取扱い など

## 2 広報の方法

- (1) 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- (2) 広報車による現場広報
- (3) 防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）による地区広報
- (4) 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- (5) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (6) 携帯メールや緊急速報メール
- (7) インターネットの活用
- (8) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報

## 3 災害時の広報体制

- (1) 災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
  - ア 広報資料の作成
  - イ 防災関係機関との連絡調整

## 第3 報道機関との連携

町、府をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

#### 1 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪拠点放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社MBSラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (2) 災害対策基本法の規定により町長から放送を求められた場合
- (3) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

#### 2 報道機関への情報提供

被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

なお、発表に際して、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知する。

#### 3 要配慮者に配慮した広報

##### (1) 障がい者等への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障がい特性に配慮した広報を行う。

##### (2) 外国人への情報提供

町は、府と連携し、必要に応じ、株式会社FM802（FM CO. CO. LO）に対し、外国語による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送事業者に対し、外国語放送など適切な対応を要請する。

##### (3) 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報を行う。

##### (4) 安否情報

日本放送協会（大阪拠点放送局）は安否情報の提供に努める。

### 第4 広聴活動の実施

町、府をはじめ防災関係機関は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

#### 1 相談窓口の開設

災害が発生した場合、若しくは町長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

なお、開設にあたっては、災害の規模及び程度を考慮し、適切な場所を選定する。

#### 2 相談窓口の推進体制

- (1) 相談窓口では、当該災害についての電話及び住民対応業務全般について実施するものとする。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じて住民へ周知する。

### 3 広聴内容の処理

- (1) 相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部へ連絡する。
- (2) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

# 第3章 消火、救助、救急、医療救護

## 第1節 消火・救助・救急活動

町、消防機関及び自衛隊等は、府等と活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

### 第1 消火・救助・救急活動

#### 1 災害発生状況の把握

町等は高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

##### (1) 消火活動

ア 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

##### (2) 救助・救急活動

ア 富田林警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

#### 2 広域応援の要請

大阪南消防組合は、応援要請の必要があると認めるときは、近隣市町村等に対し、消防機関の出動を要請するものとする。

##### (1) 広域消防相互応援協定

大阪南消防組合単独では十分な消火・救助・救急活動が困難な場合又は資機材が必要な場合は、消防応援協定に基づき応援を要請し、迅速かつ的確な対応を図る。

##### (2) 知事への応援要請

大阪南消防組合は、町全域災害等で必要な場合は、広域消防相互応援協定のほか災害対策基本法第68条の規定により、知事への応援を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

##### (3) 航空消防応援協定

大阪南消防組合は大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、協定に基づき応援を要請する。

ヘリポートは、災害状況を踏まえ必要に応じて災害時用臨時ヘリポートの中から選定し対応する。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

町長は大規模災害時に、消防庁長官のもと消防活動を行う組織（緊急消防援助隊）に対して、知事を通じ直ちに派遣要請を行う。

(5) 応援部隊の誘導

町長は応援部隊が有効に活動できるよう後方支援活動拠点、被災地等へ誘導を行う。

3 消防団の活動

水害その他災害時には、本部長及び消防団長の特命により緊急出動するが、消防団員が電話連絡その他により災害の発生を覚知したときは、特命を待つまでもなく直ちに出動する。

4 各機関による連絡会議の設置

町、府、富田林警察署、大阪南消防組合及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

5 自主防災組織等の活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。また、消防機関、富田林警察署など防災機関との連携に努める。

6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第2節 医療救護活動

町、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。また、災害医療コーディネータに対して適宜助言及び支援を求める。

### 第1 医療情報の収集・提供活動

富田林医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

### 第2 現地医療対策

#### 1 現地医療の確保

##### (1) 医療救護班の編成・派遣

町は、富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会（以下「富田林医師会等」という。）及び富田林保健所の協力を得て、直ちに医療救護班を編成し、原則として医療活動を行うために当座必要な資器材等を携帯して医療救護活動を実施することとする。

なお、町単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣の要請を行う。

医療機関名	所在地	電話
富田林医師会	富田林市向陽台 1-3-38	0721-29-1210
富田林歯科医師会	富田林市栗ヶ池町 2969 番地の 5	0721-29-1748
富田林薬剤師会	富田林市向陽台 1-3-38	0721-29-1905
大阪府	大阪市中央区大手前 2-1-22	06-6941-0351
大阪府富田林保健所	富田林市寿町 3-1-35	0721-23-2681
日本赤十字社 大阪府支部	大阪市中央区大手前 2-1-7	06-6943-0705

##### (2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、町は搬送手段を確保し、搬送を行う。

##### (3) 救護所の設置・運営

ア 町は、応急救護所を設置・運営するとともに、指定避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

イ 町は、医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

##### (4) 医療救護班の受け入れ・調整

町は、医療救護班の受入れ窓口を町保健福祉センターに設置し、富田林保健所の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

## 2 現地医療活動

### (1) 救護所における現地医療活動

#### ア 応急救護所における現場救急活動

富田林医師会が派遣する医療救護班は、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

#### イ 医療救護所における臨時診療活動

府及び各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

### (2) 医療救護班の業務

- ① 患者に対する応急処置
- ② 医療施設への搬送の要否及びトリアージ
- ③ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- ④ 助産救護
- ⑤ 被災住民等の健康管理
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ その他状況に応じた処置

### (3) 現地医療活動の継続

府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、災害支援ナース、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

## 第3 後方医療対策

### 1 後方医療体制の整備

救護所で対応できない重症者については、後方医療機関に搬送し、入院・治療等の救護を行うが、その対象となる施設は、次の医療機関とする。

#### (1) 地域災害医療センター

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷などについては、近畿大学医学部附属病院において24時間緊急対応を行うものとする。

#### (2) 特定診療災害医療センター

循環器疾患、呼吸器疾患、小児医療など専門診療を必要とする特定の疾患対策の拠点を（地

独) 大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター (Tel072-957-2121) 等とする。

## 2 重症患者等の搬送体制

(1) 医療救護班は、医療救護等を行った者のうち後方医療機関に収容する必要がある場合は、大阪南消防組合に搬送の要請をする。救急車が確保できない場合は町が配送車両を確保する。なお、ヘリコプターによる搬送を要する場合は、大阪南消防組合を通じ大阪市消防局航空隊に要請するほか、府へ搬送支援を要請して確保する。

(2) 受入れ病院の選定

広域災害・救急医療情報システム (EMIS) 等の受入れ可能病床情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整する。

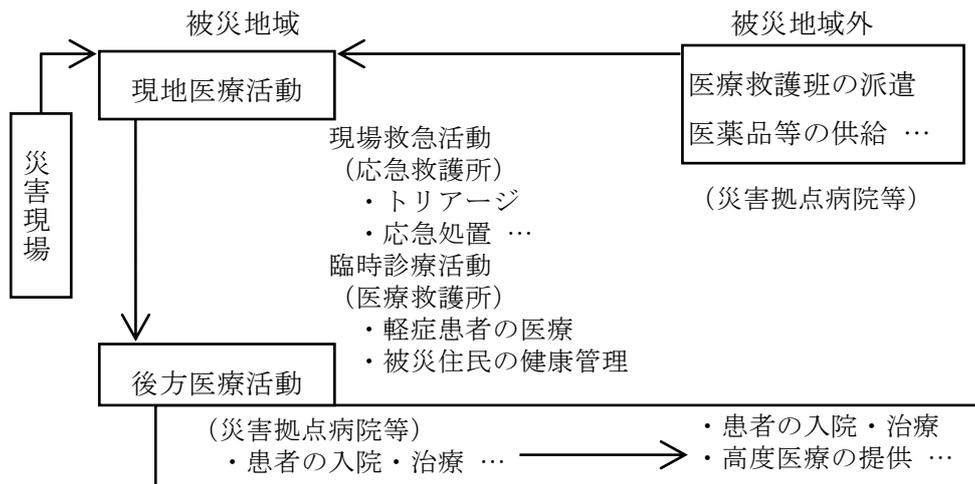
## 第4 医療品等の確保・供給活動

町及び府は、それぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターの助言を得て、被災地域における医薬品及び医療用資器材のニーズを把握し、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力のもと、医薬品等の調達及び避難所等における調剤体制を確保し、医薬品等の供給活動を行う。また、日本赤十字社大阪支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備し、供給活動を行う。

## 第5 個別疾病対策

町は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター及び各専門医会等関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

### 【参考：医療機関等】



参考: 近隣 (富田林市、河内長野市、藤井寺市、羽曳野市) の災害医療協力病院 (救急病院等を定める省令に基づく救急病院としての認定)

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

名 称	所 在 地	電話番号
丹比荘病院	羽曳野市野 164-1	072-955-4468
しらとり病院	羽曳野市誉田三丁目 15 番 27 号	072-958-5566
しまだ病院	羽曳野市檜山 100-1	072-953-1001
高村病院	羽曳野市恵我之荘 3-1-3	072-939-0099
城山病院	羽曳野市はびきの 2 丁目 8 番 1 号	072-958-1000
大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの 3 丁目 7-1	072-957-2121
金剛病院	富田林市寿町 1-6-10	0721-25-3113
青山脳神経外科病院	藤井寺市野中 2 丁目 91 番地	072-937-0012
近畿大学病院	堺市南区三原台 1-14-1	072-288-7222
大阪さやま病院	大阪狭山市岩室 3-216-1	072-365-0181
さくら会病院	大阪狭山市半田 5-2610-1	072-366-5757
檜本病院	大阪狭山市東菜萁木 4-1151	072-366-1818
辻本病院	大阪狭山市池之原二丁目 1128 番地の 2	072-366-5131
結のぞみ病院	富田林市伏見堂 95	0721-34-1101
富田林病院	富田林市向陽台 1-3-36	0721-29-1121
P L 病院	富田林市新堂 2204 番地	0721-24-3100
小川外科	富田林市甲田 3-10-2	0721-24-8686
大阪南医療センター	河内長野市木戸東町 2-1	0721-53-5761
南河内おか病院	河内長野市木戸東町 1 番 1 号	0721-55-1221
寺元記念病院	河内長野市古野町 4-11	0721-50-1111

# 第4章 避難行動

## 第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、河南町避難行動要支援者避難行動支援プラン等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。また、より実態に即した支援とするため、河南町避難行動要支援者避難行動支援プランの見直しを行う。

### 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

なお、府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

#### 1 避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 （気象庁が発表）	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・府が提供する土砂災害危険度情報（注意）

<p>警戒 レベル 3</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	<p>高齢者等避難 （町長が発令）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）</li> <li>・大雨警報（土砂災害）</li> <li>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）</li> <li>・府が提供する土砂災害危険度情報（警戒）</li> </ul>
<p>警戒 レベル 4</p>	<p>危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>	<p>避難指示 （町長が発令）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険）</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）</li> <li>・府が提供する土砂災害危険度情報（危険）</li> </ul>
<p>警戒 レベル 5</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	<p>緊急安全確保 （町長が発令）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）</li> <li>・（大雨特別警報（浸水害））※1</li> <li>・（大雨特別警報（土砂災害））※1</li> <li>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫）</li> <li>・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）</li> </ul>

注1 町長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 町長が発令する避難指示等は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 緊急安全確保は、令和3年(2021年)災対法改正により、警戒レベル5を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報(浸水害)及び大雨特別警報(土砂災害)は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注4 気象庁は令和3年(2021年)3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

## 2 実施者

### (1) 緊急安全確保、避難指示

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの硬固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)

実施者	災害の種類	要件	根拠
町長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条第 1 項
町長(「屋内での待避等の安全確保措置」の指示)	災害全般	避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条第 3 項
知事 (指示)	災害全般	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、町長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する	災害対策基本法 第 60 条第 6 項
警察官 (指示)	災害全般	町長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、町長から要求があったとき	災害対策基本法 第 61 条第 1 項
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第 4 条第 1 項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者(指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第 29 条
知事、その命を受けた職員(指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第 25 条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官(指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 第 94 条第 1 項

## (2) 高齢者等避難の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、避難情報の発令基準・伝達方法等を規定したマニュアル等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

## 第 2 洪水、土砂災害による高齢者等避難の指示

- 1 町長は、河川で避難判断水位に達し、洪水により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により高齢者等避難を発令・伝達する。
- 2 町長は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区において、避難情報の発令基準・伝達方法等を規定したマニュアル等に定める基準を超過した場合に、広報車等により住民に高齢者等避難を広報する。

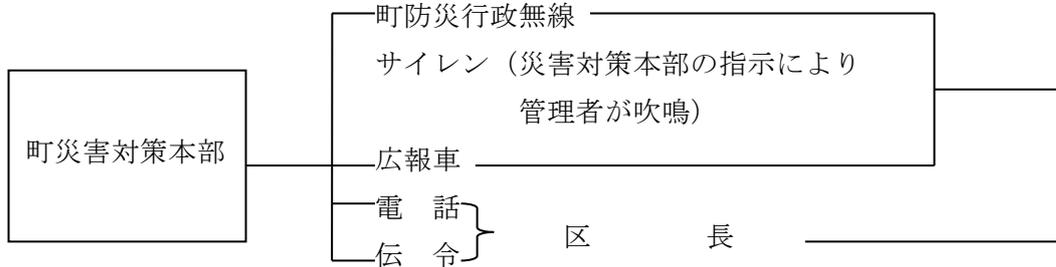
## 第 3 住民などに対する避難の周知方法

町長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に

配慮したものとする。

また、町及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

(1) 周知方法



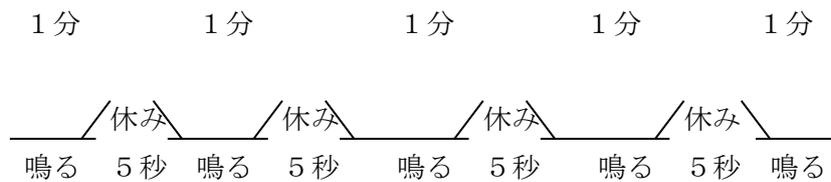
(2) 高齢者等避難指示文及び信号

① 指示文

年 月 日
河南町災害対策本部指示
こちらは河南町災害対策本部です。
月 日 時 分
〇〇のため〇〇地区は被災のおそれがあるので、直ちに〇〇〇に避難してください。

② 避難信号 (水防法第13条による水防第4信号)

避難のためのサイレン吹鳴信号は、次のとおりとする。



## 第4 避難者の誘導等

### 1 避難誘導

#### (1) 誘導員の派遣

住民の避難誘導は、原則として地区組織や自主防災組織による自主避難とする。ただし、緊急事態が発生したときは、速やかに町が誘導員を派遣し、避難の誘導にあたらせる。

誘導員は、町職員、消防団員等をもってし、富田林警察署と連携して広報車、携帯マイク、メガホン等を十分活用して、住民に周知徹底を図り、対象者を誘導するものとし、誘導にあたっては、できるだけ地区ごとに集団避難を行い、府が示す指針に基づき、町が作成するマニュアルに即して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

避難誘導にあたっては、町は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

#### (2) 避難の誘導方法

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じておおむね次のように実施する。

ア 安全な経路を通して避難所へ徒歩により誘導する。火災発生時においては、指定緊急避難場所又は広域避難場所へ誘導する。

イ 避難の誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先するとともに、できる限り早めに避難させる。

ウ 火災等で最初の指定緊急避難場所が危険と判断された場合、近くの指定緊急避難場所か広域避難場所又は指定避難所へ移動する。

#### (3) 携行品の制限

避難誘導員は避難立退きにあたっての携行品を必要最小限度に制限し、円滑な立退きについて指導する。（携行品の例：現金、食料、水筒、タオル、懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）

#### (4) 避難者の確認

避難指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、誘導員・補助誘導員の協力を得て巡視を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。

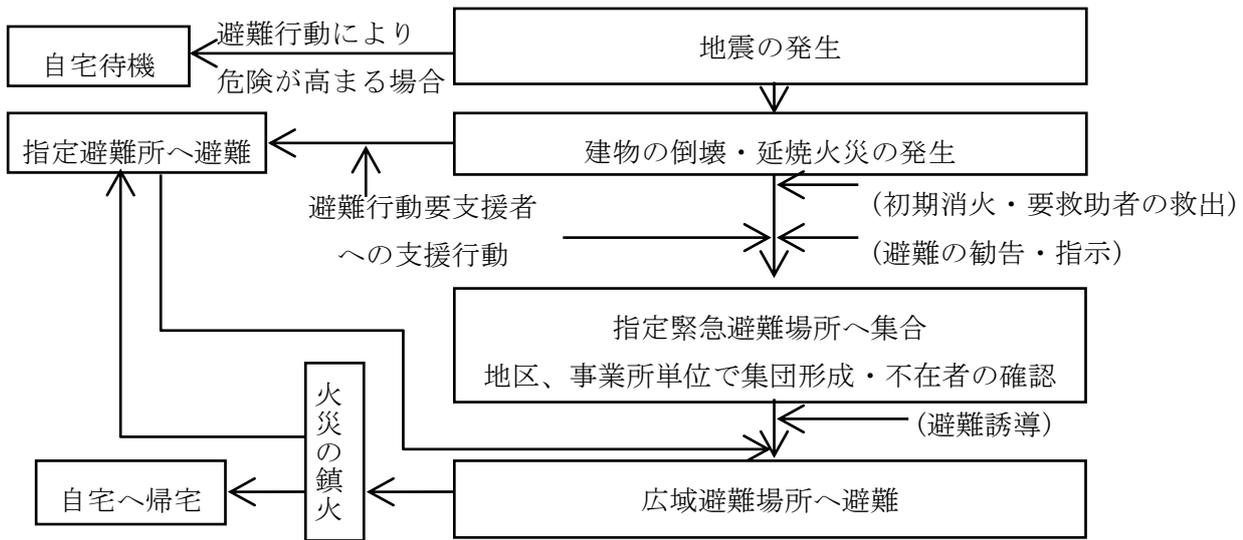
### 2. 避難路の確保

町、府、富田林警察署及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

### 3. 学校等の施設管理者

学校、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

## 【避難誘導フロー】



## 第5 広域避難

### 1 府内市町村間の広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### 2 都道府県外の広域避難の協議等

町は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、町から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、町から求めがあった場合は適切な助言を行う。

## 第6 避難者の運送

府は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

## 第7 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、町長は職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外のものに対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し町長が発令するいとまのないときは、本部事務局、その他の関係部が実施する。この場合、事後直ちにその旨を町長に報告しなければならない。

なお、府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

## 1. 設定者

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
町長	災害全般	町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	災害全般（水災を除く）	消防吏員又は消防団員は、火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項、第36条第7項
警察官	災害全般（水災を除く）	消防吏員又は消防団員が火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法第28条第2項、第36条第7項
消防長又は消防署長	火災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第1項
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第2項
水防団長水防団員若しくは消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法第21条第1項
警察官	洪水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者が居ないとき、又はこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等を行う。	水防法第21条第2項

## 2. 警察官等に対する警戒区域の設定要求

実施責任者は、次の場合、災害対策基本法第63条第2項、消防法第23条の2第2項、消防法第28条第2項の規定により、警察官等に警戒区域の設定を要求する。なお、警察官等は、警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を実施者に通知する。

- ア 地すべり、山崩れ、がけ崩れが発生し、又は発生するおそれがある場合
- イ 火災が発生し非常に危険な状態となった場合、又は付近に延焼のおそれがある場合
- ウ その他災害、又は災害発生のおそれがあり町長等が必要と認める場合

## 3. 規制の内容及び実施方法

町長は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

## 第2節 指定避難所の開設・運営等

町は、災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。

### 第1 指定避難所の開設

#### 1 避難所開設

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに避難所を管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅等を実質的に福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所を開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

#### 2 指定避難所開設の報告

町長は避難指示等をしたとき、又は指定避難所を開設したときは、直ちに知事（府危機管理室）に報告するものとする。

- ①指定避難所開設の日時・場所
- ②設置箇所数及び収容人員
- ③開設期間の見込み
- ④避難対象地区名
- ⑤その他参考となるべき事項

## 第2 指定避難所の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。

### 1 避難収容の対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- イ 現に災害を受けた者であること

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ア 避難指示が発せられた場合
- イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

### 2 指定避難所の運営・管理の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするため、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

なお、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

- (1) 指定避難所ごとに受け入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等にかかる情報の把握に努め、府への報告を行う。なお、指定避難所及び指定避難所外で生活している避難者等の情報の把握については、必要に応じてデジタル技術を活用すること。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮（常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要な措置を実施
- (5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保
- (6) 避難行動要支援者への配慮
- (7) 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド（段ボールベット等）を設置
- (8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を実施
- (9) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮

- (10) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
- (11) 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者へ配慮
- (12) 指定避難所運営組織への女性の参加
- (13) 男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮
- (14) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮
- (15) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (16) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- (17) 被災者支援等の観点から、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
- (18) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること
- (19) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めること
- (20) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、災害支援ナース、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成を行うこと
- (21) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。
- (22) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (23) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

### 第3 指定避難所の早期解消のための取組み等

町は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供を行い、指定避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、町、府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

### 第4 指定避難所の閉鎖

- (1) 町長は災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、避難所従事職員に必要な指示を与える。
- (2) 避難所従事職員は、町長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。
- (3) 町長は避難者のうちにその住居が倒壊等により帰宅が困難な者がある場合については、指定避難所を縮小して存続させるなどの措置をとるものとする。
- (4) 土砂災害は、災害がおさまりに、しばらくして発生することもあり得るので、指定避難所の閉鎖は十分調査し、安全を確認した上で行う。

## 第3節 避難行動要支援者への支援

町及び府は、災害により被災した避難行動要支援者及び社会福祉施設等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）や災害支援ナースを被災市町村へ派遣し、支援する。

### 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握

#### 1 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

- (1) 災害発生直後には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「河南町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

- (2) 所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の把握に努める。

#### 2 看護ニーズの把握

町は、派遣された災害支援ナースを通して、被災した避難行動要支援者に対して健康状態を観察し、医療ニーズ、看護ニーズの把握に努め、必要な医療の提供及び専門職種へ連携できるように努める。

#### 3 福祉ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努める。

### 第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

#### 1 在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、町及び府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

## 2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

## 3 広域支援体制の確立

町は、避難行動要支援者及び社会福祉施設等に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、府を通じて国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制の確立を図る。

## 第4節 広域一時滞在への対応

町が被災した場合、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町の行政機能が著しく低下した場合などに、府は広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

# 第5章 交通規制・緊急輸送活動

## 第1節 交通規制・緊急輸送活動

町、府をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

警察、道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

### 第1 緊急交通路の確保

#### 1. 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保と関係機関の役割

##### (1) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保

町は、災害応急対策上必要と認められる場合に、被災地の状況、道路状況、緊急輸送活動等を考慮して、府と協議により緊急交通路を選定する

富田林警察署及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、町及び府に連絡する。

##### ア 道路管理者

###### 1) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び富田林警察署に連絡する。

###### 2) 通行規制

道路の破損、欠損等により通行が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、富田林警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

###### 3) 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、消防機関、自衛隊、他の道路管理者等と相互に協力し、必要な措置をとるものとする。

##### イ 富田林警察署

###### 1) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

###### 2) 緊急交通路の交通規制の実施

必要に応じて緊急交通路の交通規制の見直しを行うとともに、選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

##### (2) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両のため、同様の措置を講じる。

### (3) 交通規制の標識等の設置

富田林警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

## 第2 交通規制の実施

### 1 交通規制

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見されたとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行う。道路交通の制限の権限は、町長（道路管理者）などのほか公安委員会、警察署長及び警察官も有するもので、町長が道路交通の規制を行うにあたっては、富田林警察署長と協議して行うものとする。

実施責任者		範 囲	根拠法令
道 路 管 理 者	町 長 知 事	道路施設の破損、欠壊その他の事由により交通の危険を防止するため必要があると認める場合	道路法 第46条第1項
		道路施設に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	
警 察	公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑する恐れがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じる恐れのある場合	道路交通法 第6条第4項

なお、災害対策基本法第76条に基づき交通規制が実施された場合、現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するため、同様の措置をとることができる。

## 2 町道以外の規制

交通施設などに危険な状況が予想され、又は発見されたときは速やかに必要な規制を行う。ただし、町長は、町以外の者が管理する道路、橋梁施設で道路管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに警察官に通報し、道路交通法に基づく交通規制を行うなどの必要な応急措置をとる。

## 3 う回道路の選定

町道の交通規制を行った場合、富田林警察署と協議の上、う回道路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

## 4 警戒区域の設定等

災害が発生したときは、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通の規制を行うとともに、障害物の除去等により応急対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、町長は、警戒区域を設定し、又は交通規制を行うときは、あらかじめ富田林警察署と協議する。

## 5 相互連絡

町、道路管理者、公安委員会、富田林警察署は、被災地の実態、道路、橋梁及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び事由を相互に連絡する。

## 6 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

# 第3 地域緊急交通路の整備

## 地域緊急交通路の選定

町長は、災害対策本部、防災拠点、災害時用臨時ヘリポート、指定避難所等主要施設を連絡する地域緊急交通路を選定し、府の選定する広域緊急交通路とネットワーク化する緊急交通網を確保する。

# 第4 緊急輸送

## 1. 緊急輸送手段の確保

町は、緊急交通路の道路状況、避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

輸送手段の確保にあたっては、次のとおりとする。

### (1) 緊急通行車両の調達

町が保有する車両等の一括管理により対応する。また、必要に応じ、町内事業者の協力を得て、車両を確保する。

### (2) 府への車両の確保の調達あつせん

町内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して府に調達あつせんを要請する。

ア 輸送区間及び借り上げ期間

- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要な事項

2. 災害時の車両燃料の確保

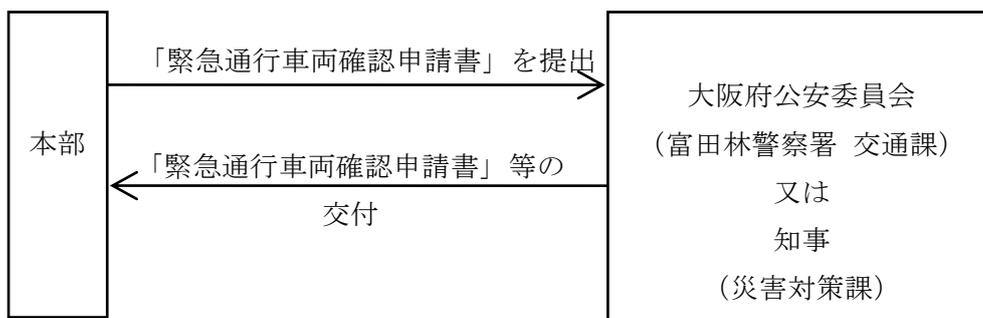
災害時における車両燃料を確保するために、町内の燃料取扱事業所の協力により確保を図る。

3. 緊急通行車両の確認

大阪府公安委員会が災害対策基本法第 76 条第 1 項により通行の禁止又は制限を行った場合、大阪府公安委員会（富田林警察署長）、又は知事（災害対策課）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(1) 申請手続き

町長は「緊急通行車両確認申請書」を大阪府公安委員会（富田林警察署）又は知事（災害対策課）に提出する。ただし、事前届出をしている車両については、大阪府公安委員会（富田林警察署）に提出する。



(2) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を受けた場合は、大阪府公安委員会から「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」が交付されるので、車両の前面の見やすい位置に貼り付けて輸送を実施する。

(3) 緊急通行車両指定の範囲

緊急通行車両は、次の業務のいずれかに従事する車両をいう。

- ア 避難指示に使用するもの
- イ 消防、水防、その他応急措置に使用するもの
- ウ 被災者の救援、救護活動に使用するもの
- エ 施設及び設備の応急復旧に使用するもの
- オ 清掃及び防疫その他保健衛生に使用するもの
- カ 遺体の搬送等に使用するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害現場における社会秩序の維持に使用するもの
- ク その他、本計画に基づき災害に係る応急対策を実施するために使用するもの

4. 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時から地域緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集や応急点検の体制を整備する。

5. 緊急交通路の周知

町、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関

係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

## 第2節 交通の維持復旧

道路等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

### 第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

### 第2 道路管理者における対応

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

### 第3 交通の機能確保

#### 1. 障害物の除去

災害が発生し、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者、府公安委員会等の関係機関と連携し、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等を行う。

#### 2. 道路施設における復旧

- ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ウ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- エ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

# 第6章 二次災害防止、ライフライン確保

## 第1節 公共施設応急対策

町及び防災関係機関は、地震活動又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

### 第1 公共土木施設等

町、府及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

国は、応急復旧資機材の確保や貸与等による府及び市町村への支援を推進するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

また、町、府及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

#### 1 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（町長）、ため池等管理者、大阪南消防組合及び消防団は、直ちにその旨を、富田林警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者（町長）は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者（町長）、ため池等管理者、大阪南消防組合及び消防団は、欠壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

#### 2 砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 町及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 町、府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 町、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

#### 3 その他公共土木施設

- (1) 町及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 町、府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 町、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

#### 4 土砂災害警戒区域等

町は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

府は、町の派遣要請に基づき、大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。

大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

## 5 橋梁など道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

## 第2 公共建築物

町及び府は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

## 第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

## 第2節 民間建築物等応急対策

町及び関係機関は、建築物の倒壊、危険物の漏洩、放射性物質の飛散、被災文化財の被害拡大等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境監視等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

### 第1 民間建築物等

#### 1 民間建築物

町は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。町は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

#### 2 宅地

##### (1) 被災宅地危険度判定の実施

被災宅地の被害状況を府に報告するとともに、被災宅地危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

##### (2) 被災宅地危険度の周知

被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

##### (3) 使用中止の勧告

危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

#### 3 空き家等の対策

町は、平常時から災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

### 第2 危険物等

#### 1 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、必要に応じて、立入検査を行うなど適切な措置を講ずる。

#### 2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生する恐れのある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

### 第3 放射性物質

#### 1 施設の点検、応急措置

放射性物資を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

## 2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生する恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

## 第4 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を町を經由して府に報告する。府は、被災文化財の被害拡大を防止するため、町を經由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

## 第3節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

### 第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は府に報告する。なお、電力、ガス、通信事業者は、生じた被害により町域に影響を与える場合については、町にも報告する。

### 第2 上水道

大阪広域水道企業団は、災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

#### (1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、大阪南消防組合、富田林警察署及び付近住民に連絡する。

#### (2) 応急給水

ア 大阪広域水道企業団、府及び（公社）日本水道協会は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水タンクを搭載した車両等により、応急給水を行う。

ウ 被害状況に応じて、医療機関、社会福祉施設等の重要給水施設へ優先的な応急給水を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

#### (3) 広報

水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、町ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

### 第3 下水道

町は、災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

#### (1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。

ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

エ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、大阪南消防組合、富田林警察署及び付近住民に連絡する。

(2) 応急対策

ア 被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。

イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア 生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

#### 第4 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社等）

災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、必要に応じ、府、大阪南消防組合、富田林警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

#### 第5 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

(1) 応急措置

ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、町及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。  
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

## 第6 電気通信（NTT 西日本株式会社関西支店等）

災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（NTT西日本株式会社関西支店）。  
また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

- ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

## 第7 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

## 第8 府及び関係機関における対応

### 1 電源車等の配備

府は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。また、府は、近畿経済産業局、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

### 2 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、府、関係省庁及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施するとともに、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

## 第4節 農業関係応急対策

町及び防災関係機関は、農林業に関する応急対策を講ずるものとする。

### 第1 農業用施設

町及び水利組合等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

#### 1 町

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずるよう水利組合等に指導を行う。

#### 2 水利組合等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

### 第2 農作物

#### 1 技術の指導

町、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起しなど応急措置の技術指導を行う。

#### 2 病虫害の防除

町は、府その他関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を活用した被災農作物の各種病虫害防除の指導を行う。

#### 3 主要農作物及び園芸種子のあっせん

主要農作物及び園芸種子については、必要に応じて府からのあっせんを求める。

### 第3 畜産

町は、府の協力を得て、家畜伝染病の予防など家畜被害の未然防止に努める。

#### 1 家畜感染症の防止

(1) 町は、府及び畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。

(2) 防疫計画を策定し、これにより家畜防疫員を指揮し、伝染病の発生防止に努めるほか、必要に応じ家畜伝染病防疫対策本部を設置し、防疫の万全を図る。

(3) 伝染病発生畜舎等の消毒を実施する。

(4) 必要に応じ、家畜伝染病予防法に基づき、家畜防疫員の派遣要請について、府に国と協議するように要請する。

#### 2 一般疾病対策

一般疾病の発生に際して治療を要する場合は、獣医師会に対し協力を要請する。

#### 3 飼料対策

被害状況及び家畜数に応じて、必要量を取りまとめ、府を通じて国に供給を要請する。

## 第4 林産物

町及び森林組合は、林産物の被害を軽減するため、病虫害の防除等必要な対策に努める。

### 1 技術の指導

- (1) 町及び森林組合は、府に協力し、倒木に関する措置等の技術指導を行う。
- (2) 国有を除く被災造林地において、幼齢林の倒木起こし作業等の補助事業の実施により早期復旧を図る。
- (3) 浸冠水した苗畑において速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

### 2 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

# 第7章 被災者の生活支援

## 第1節 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、町、府は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

府は、支援体制の整備は、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定める。

町は、府の支援を受けながら、支援体制の整備に努める。

## 第2節 住民等からの問い合わせ

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

国は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第3節 災害救助法の適用

### 第1 法の適用

#### 1 災害救助法の適用

(1) 町における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告する。ただし、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理については知事の指揮を受けるものとする。

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、知事は災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

(2) 町の地域に災害救助法が適用されたとき、町長は知事の委任により、法に基づく救助事務を実施する。

(3) 町長は、災害救助法の適用を要請する場合には、府に対し、次に掲げる事項について無線又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既ににとった緊急処置及び行おうとする緊急処置
- ⑥ その他必要な事項

#### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条の定めるところによるが、町における具体的適用基準は次のとおりである。

- (1) 町内における住家の滅失世帯数が50世帯以上であること。
- (2) 府の地域内における住家の滅失世帯数が、2,500世帯以上で、町内の住家の滅失世帯数が、25世帯以上であること。
- (3) 府の地域内における住家の滅失世帯数が、12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする政令で定める特別の事情がある場合であって、住家の滅失世帯が多数であること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、政令で定める基準に該当すること。

※ 上記(1)～(3)における住家の滅失世帯数の算定基準

ア 全壊（全焼）、流失世帯は1世帯とする。

イ 半壊（半焼）、著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。

ウ 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

## 第2 救助の実施

### 1 救助の実施機関

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、災害の実態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、町長は知事に代わって実施する。

また、知事の職権の一部を委任された事項について、町長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

### 2 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。ただし、(1)のうち応急仮設住宅の供与、(6)及び(7)については府が実施し、その他については、災害救助法第30条の規定に基づく、大阪府災害救助法施行細則第17条により、予め町長に委任されているため、町長が実施する。

但し、災害が発生するおそれがある段階での救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

- (1) 受入れ施設(応急仮設住宅を含む)の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### 3 適用の手続き

- (1) 町長は、町における災害が前記「第1-2 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、次の系統により直ちにその旨を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。



- (2) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合には、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。
- (3) 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、資料74「災害救助法に

よる救助の程度、方法及び期間等早見表」のとおりである。ただし、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、知事に要請し厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

## 第4節 緊急物資の供給

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システムを活用し、情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

町及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、消防庁〕等に対し、物資の調達を要請する。

なお、町は、府に要請することもできる。また、府は、被災市町村において備蓄物資等の不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

### 第1 物資等の運送要請

#### 1 府

府は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

府は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

#### 2 運送事業者

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応じることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。また、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

### 第2 給水活動

大阪広域水道企業団は府等と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

なお、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、必要に応じ大阪府水道災害調整本部を設置する。府は、関係機関等と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

### 1. 水源の確保

飲料水の確保については、次の方法によって行う。

- (1) 配水管等が破損した場合については、配水池等において貯水されている浄水により確保する。
- (2) 上記施設の使用が不能となった場合は、大阪広域水道企業団用水供給管路に設置されている「あんしん給水栓」を使用し飲料水を確保する。

### 2. 給水の実施

#### (1) 給水の基準

災害発生直後の給水にあたっては、住民1人あたり1日3リットルを目標とし、医療機関や保健福祉施設等緊急性の高いところを重点として給水を実施する。その後は応急復旧の進捗に合わせて順次給水量を増加していく。

#### (2) 給水活動に関する情報の提供

給水にあたっては、事前に広報車、防災行政無線等により給水方法、場所、時間帯、その他必要事項を住民に周知する。

### 3. 給水方法

#### (1) 応急給水所等の設置

避難所設置施設となる小学校等において、応急給水所を設置する。また、応急給水活動に必要な飲料水を下記の応急給水拠点により確保する。

#### 【応急給水拠点一覧】

	拠 点 名	所 在 地	供給公称水量 (m <sup>3</sup> )
1	大宝低区配水池	大宝 4-8-11	2,000
2	大宝高区配水池	大宝 5-11-1	800
3	さくら坂低区配水池	さくら坂 5-2-2	1,000
4	さくら坂高区配水池	さくら坂 2-21-3	1,400

#### (2) 応急給水所での応急給水

容器は、各家庭において、自ら持参するが、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、地区等に対して、援助・相互融通を要請し、応急給水活動全体に支障が生じないように留意する。

#### (3) 車両輸送による応急給水

被災地において飲料水を確保することが困難な場合は、給水タンクを搭載した車両により搬送し、給水する。

#### (4) 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管により仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

#### (5) 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

#### (6) 応援要請

応急給水に相当期間を要すると判断される場合は、大阪広域水道震災対策相互応援協定等に基づき、大阪広域水道企業団、（公社）日本水道協会や隣接市町村へ必要な資器材及び要員等の応援要請を行う。

又、自衛隊の応援要請が必要な場合は、町長は知事に要請する。

### 第3 食料の供給

町は、災害が発生したときは、避難者、被災者に対する応急的な炊き出し、食品の供給及び調達を迅速かつ円滑に実施する。また、不足する場合は府に応援要請を行う。近隣市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

#### 1. 食料の調達及び供給

##### (1) 食料の供給

ア 町は、指定避難所ごとの必要量を算定し備蓄食料を供給する。炊き出しは、避難所に収容された避難者、被災者に対し、各避難所等において実施する。各避難所等において炊き出しに使用できる設備等の現状を把握しておくとともに器材等の調達についても、調達器材、調達先等を定めておく。さらに、学校給食センターにおいて、炊き出しが実施できるように設備等を整える。

イ 供給の期間は、災害発生の日から7日以内とし、町長が必要と認めたときは、延長することができる。

##### (2) 調達方法

ア 民間協定先（㈱万代、大阪いずみ市民生活協同組合、㈱サンプラザ）等より調達するが、さらに不足する場合は府及び近隣市町村に応援を要請する。なお、災害救助法の適用を受けた場合には、府に対し「大阪府災害救助用食料緊急引渡要領」により、米穀、乾パン及び漬物の引渡しの申請を行ない、大阪府災害用備蓄倉庫・大阪府南部広域防災拠点又は農林水産省指定倉庫等から現品を受領する。

イ 府等防災関係機関に応援を要請した場合、府に報告する。

ウ 副食物、その他町内食料品店から購入する等その確保に努める。

##### (3) その他

##### ア 住民等の協力

炊き出し及び食料の配給にあたっては、自主防災組織、地区組織、町社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

##### イ 要配慮者への配慮

高齢者、乳幼児に対する炊き出し等、食料の供給は、温かなもの、軟らかなもの、調整粉乳等、配慮したものを供与する。

##### ウ 炊出し用燃料の調達

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、本部事務局を通じ（一社）大阪府LPガス協会等にガス等及び燃料の供給を要請して調達する。

##### エ 食品の衛生管理

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生だけでなく、調理器具や施設についても消毒を行う

など衛生管理に十分注意する。

## 2. 供給品目と数量

【大阪府災害救助用食料緊急引渡要領による数量】

区分 \ 品目	米穀	乾パン等	漬け物
被災者供給用	精米 1人1食当たり 200g または 玄米 1人1食当たり 220g	1人1食当たり 115g	1人1食当たり 20g
災害救助従事者用	精米 1人1食当たり 300g または 玄米 1人1食当たり 330g	1人1食当たり 115g	1人1食当たり 20g

上記の他、必要に応じてパン、弁当、インスタント食品類を業者より購入し供給する。町が備蓄するアルファ化米、粉ミルク、高齢者用食等の供給を行う。

## 3. 供給対象

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、半焼、半壊等により炊事のできない者
- (3) 被災により供給機関が通常の配給を行うことができない場合、その供給機関を通じないで供給をする必要があるとき
- (4) 住家に被害を受けたため現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で食料を喪失するとともに、入手の手段がない場合
- (5) 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要があるとき

## 第4 生活必需品の供給

災害が発生したときは、防災関係機関等と相互に協力するように努め、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない寝具、衣服、その他の生活必需品を喪失又は棄損し、急場をしのげない者に対し次のとおり給与又は貸与するものとする。

また、町単独で十分な生活必需品の供給を実施することが困難な場合は府に支援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

### 1 給与又は貸与の対象者及び品目等の基準

#### (1) 対象者

- ア 災害により、住家が全焼、全壊、半焼、半壊等の被害を受けた者。
- イ 寝具、衣服、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者。
- ウ 寝具、衣服、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

#### (2) 供給品目等の基準

ア 寝具、衣服、その他の生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

	種類	品名
1	寝具	毛布(最小限のもの)

2	衣服	肌着等
3	炊事道具	鍋、炊飯器、包丁等
4	食器	茶わん、皿、はし等
5	保育用品	ほ乳びん等
6	光熱材料	マッチ、ローソク、燃料等
7	日用品	石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉

イ 供給品目、供給のための支出できる経費の限度、期間等は、資料 74「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」のとおりとする。

## 2 調達方法

- (1) 生活必需品の調達は避難所等からの生活必需品の需要情報を把握し、民間協定先（NPO 法人コメリ災害対策センター、大阪いずみ市民生活協同組合、コーナン商事㈱）等より確保するが、困難な場合は、府に対し物資の調達あっせんを依頼する。また、近隣市町村にも応援を要請する。
- (2) 他の市町村等に応援を要請した場合は、府に報告をする。

## 3 供給の方法

### (1) 物資の供給

物資の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握し、被災者間に公平に配分する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

### (2) 住民等の協力

配分にあたっては、自主防災組織、地区組織、町社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て行う。

### (3) 物資の受払いの管理

物資の供給にあたっては、避難所ごとに物資の受払い責任者を設けるとともに、避難所ごとに受払いを記録し、常に手持ち数量を明確にしておくものとする。

## 第5節 住宅の応急確保

町は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

### 第1 被災住宅の応急修理

#### (1) 実施機関

災害救助法が適用された場合の建設型応急住宅の建設は知事が実施する。ただし、知事から委任を受けた場合は、町が実施する。

#### (2) 実施基準

住宅の応急修理の実施基準は、資料 74「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」を準用する。

その主な基準等は、次のとおりである。

- ・住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者
- ・住家の居室、炊飯場及び便所等、必要最小限の部分に対し、現物をもって行う。

### 第2 住居障害物の除去

#### (1) 実施機関

災害救助法が適用された場合の応急修理は知事が実施する。ただし、知事から委任を受けた場合は、町が実施する。

#### (2) 実施基準

住宅関係障害物の除去の基準は、資料 74「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」を準用する。

その主な基準等は、次のとおりである。

- ・自らの資力をもって障害物を除去することができないこと。
- ・居室、炊事場等日常生活に欠くことができない部分、又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態であること。

### 第3 応急仮設住宅の建設

#### (1) 実施機関

災害救助法が適用された場合の建設型応急住宅の建設は知事が実施する。ただし、知事から委任を受けた場合は、町が実施する。

#### (2) 実施基準

建設型応急住宅の実施基準は、資料 74「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」を準用する。

その主な基準等は、次のとおりである。

・家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができない者。

・入居者に供与する期間は、完成の日から原則として2年以内とする。

### (3) 建設敷地

応急仮設住宅の建設用敷地は、基本的に近隣公園、公共空地等を選定するものとするが、水道及び便所が整備されている施設を優先する。

### (4) 入居者の選考

入居者の選考にあたっては、被災者の資力、福祉ニーズ、その他生活条件等を十分調査して優先度を決定する。

### (5) 応急仮設住宅の建設及び資機材等の確保

応急仮設住宅の建設にあたっては、建設業者、木材業者等から必要に応じ調達する。しかし、災害時の混乱などにより確保が困難な時は、府に協力を要請する。

## 第4 応急仮設住宅の運営管理

町及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、町と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

## 第5 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

## 第6 公共住宅への一時入居

町及び府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の建設及びみなし応急仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

## 第7 住宅に関する相談窓口の設置等

1. 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。  
また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
2. 民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

## 第6節 応急教育

町及び府は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

### 第1 教育施設の応急整備

町及び府は、被害を受けた教育施設の授業等実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

### 第2 応急教育体制の確立

#### 1. 応急教育の実施

##### (1) 学校

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、町と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の町との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

##### (2) 園

職員及び園児の被災状況や所在地を確認するとともに、園施設の状況を踏まえ、町と協議し、園児の安全を確保するため、休園、中途帰宅等の適切な措置を講じる。

##### (3) 町

学校・園施設が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業・保育を実施できるよう努める。また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

##### (4) 府

児童・生徒・園児の転校手続き等の弾力的運用を図る。

また、必要に応じ、国及び他府県教育委員会に対して、児童・生徒の受入れについて応援を要請する。加えて、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、町に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校・園運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

#### 2. 給食の応急措置

学校・園及び町は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

(1) 災害救助のため学校給食施設で炊出しを実施する場合

(2) 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合

(3) 感染症の発生が予想される場合

(4) 給食物資が入手困難な場合

(5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

### 第3 就学援助等

#### 1. 就学援助等に関する措置

町教育委員会は、被災した児童・生徒に対する就学援助の支給について必要な措置を講ずる。

#### 2. 学用品の支給

町は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

学用品給与の実施基準は、資料 74「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」による。

その主な基準等は、次のとおりである。

- (1) 住家が全壊、全焼、半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は、き損し、就学上支障のある小・中学校の児童・生徒に対して行う。
- (2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(措置方法)

対象となる児童・生徒数を各学校で照合し、被害別等に分類し、対象人員を正確に把握して、教科書にあたっては学年別・学科別・発行所別に調査集計し措置する。文房具、通学用品にあたっては、対象人員に基づいた学用品を購入し、交付する。

#### 3. こども園・保育園の措置

町は、こども園・保育園について、上記に準じて就園援助に十分配慮するものとする。

#### 4. 児童・生徒・園児の健康管理

町教育委員会、府教育委員会及び学校園長は、被災児童・生徒・園児の体と心の健康管理を図るため、学校医、富田林保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

## 第7節 自発的支援の受入れ

町内外から寄せられる自発的支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

### 第1 ボランティアの受入れ

町、府、町社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

町及び府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、男女双方の視点を考慮するなど、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

#### 1 受入れ窓口の開設

ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口は、町社会福祉協議会とする。

#### 2 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。また活動内容としては、およそ以下の範囲とする。

- (1) 避難誘導補助及び避難者支援
- (2) 避難所運営支援
- (3) 炊き出し及び救護物資の配布支援
- (4) 避難行動要支援者等の要配慮者支援
- (5) 清掃及びがれき除去等
- (6) その他災害応急対策に関する作業

#### 3 活動環境の整備

府は、災害の状況、町から収集した住民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

#### 4 ボランティア保険への加入促進

府は、大阪府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

#### 5 高齢者等災害時避難行動要支援者への支援

府は、大阪府社会福祉協議会、町社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

#### 6 在住外国人への支援

府は、大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

## 第2 義援金品の受付・配分

委託された被災者あての義援金品の受付、配分は次のとおり行う。

### 1 義援金

#### (1) 受付

- ① 委託される義援金は、高齢障がい福祉課において受け付ける。
- ② 日本赤十字社大阪府支部に委託される義援金は、高齢障がい福祉課において受け付ける。
- ③ 大阪府共同募金会に寄託される義援金は、高齢障がい福祉課において受け付ける。

#### (2) 配分

- ① 義援金の配分方法等については、関係機関が協議し決定する。
- ② 高齢障がい福祉課は、府又は日本赤十字社大阪府支部から配分を委託された義援金を配分する。

### 2 救援物資

#### (1) 受付

町に寄託される義援物資は、高齢障がい福祉課に窓口を設置し、受け付ける。

義援物資の募集に際し、又は電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は、申し出人の善意に十分配慮し、次の事項にも配慮頂くよう要請する。

#### ア 受け入れ品目の限定

- (a) 必要とする物資
- (b) 不要である物資
- (c) 当面必要でない物資

#### イ 義援物資送付の際の留意事項

- (a) 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること
- (b) 複数の品目を梱包しないこと
- (c) 腐敗する食料は避け、可能な限り義援金としてお願いする。

#### (2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、町立総合体育館（寺田580番地）で保管する。また、受入れた義捐物資は、数量等を把握し、種類、品目ごとに区分し、出荷しやすい状態で維持管理する。

#### (3) 配分

義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

### 3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

## 第3 海外からの支援の受入れ

町は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

(1) 国との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国、府と十分な連絡調整を図りながら対応する。

(2) 支援の受入れ

① 府と連携し、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- 1) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- 2) 被災地のニーズと受入れ体制

② 海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- 1) 案内者、通訳等の確保
- 2) 活動拠点、宿泊場所等の確保

#### 第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3. 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4. 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

# 第8章 社会環境の確保

## 第1節 保健衛生活動

町は府の指導のもと、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施するなど必要な措置を講ずる。

また、町は、府と連携し、発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

### 第1 防疫活動

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年(1965年)厚生省公衆衛生局通知）に基づき、富田林保健所等と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 1 府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。
  - (1) 消毒措置の実施（感染症新法第27条）
  - (2) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症新法第28条）
  - (3) 指定避難所の防疫指導
  - (4) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
  - (5) 衛生教育及び広報活動
- 2 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- 3 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- 4 その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。

### 第2 食品衛生監視活動

町は、食品衛生の徹底を推進するなど、保健所の活動に協力する。

- 1 食中毒の防止
  - (1) 保健所は、物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態監視、指導に努める。
  - (2) 保健所は、指定避難所において、食品衛生監視員による食品の取扱状況や容器の消毒等についての調査、指導に努める。
  - (3) 保健所は、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。
- 2 食中毒発生時の対応方法

町は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原

因究明及び被害の拡大防止に努める。

### 第3 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止

町は、府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持・災害関連死の防止に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

#### 1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施し、健康管理や生活環境の整備を図る。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、巡回健康相談等による健康状況の把握により、支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携した支援に努める。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等と連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導及び食中毒の予防を行う。
- (3) 高度医療等を要する在宅療養者を把握し、適切な保健指導や必要に応じた医療機関等への受診の助言等を行う。
- (4) 府の助言を得ながら、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善の指導を行う。

#### 2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後のストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、保健福祉センター等に心の健康に関する相談窓口を設置、適切な医療機関を紹介する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 保健所の指示のもと、環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

#### 3 災害関連死の防止

大規模災害において、避難所や在宅避難時に多くの方が関連死で亡くなる恐れが大きいことから、長期化する避難生活により、持病等が悪化し、災害関連死に至ることがないように、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努めるものとする。

### 第4 保健衛生活動における連携体制

- 1 町及び府は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。
- 2 町及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。

## 第5 応援要請

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、町だけでは十分なことが実施できない場合は、府などに応援を要請する。

## 第6 動物保護等の実施

町は、府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

### 1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

また、町及び府は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

### 2 指定避難所における動物の適正な飼育

町は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

### 3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、府警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

## 第2節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

### 第1 し尿処理

#### 1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電気、ガス、電話等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、必要に応じ仮設トイレやマンホールトイレを速やかに設置するとともに、簡易トイレ、組立式洋式トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

#### 2 処理活動

- (1) し尿の収集運搬については、すみやかに収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。
- (4) 収集したし尿は、原則として次の施設で処理する。

施設名	南河内環境事業組合
構成団体	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、千早赤阪村、河南町
所在地	大阪狭山市東池尻 6-1622-1
処理能力	200 kl/日

### 第2 ごみ処理

#### 1 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

#### 2 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないよう、ごみの収集処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、仮置場等を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場等における衛生状態を保つ。
- (5) ごみの収集運搬については、委託業者で行うものとする。ただし、委託業者のみで収集

運搬ができない時は、近隣市町村及び関係業者に協力を求めるものとする。

(6) 収集したごみは、原則として次の施設で処理する。

施設名	南河内環境事業組合（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、千早赤阪村、太子町）		
工場名	第1清掃工場	第2清掃工場	
所在地	富田林市甘南備大字 2345 番地	河内長野市日野 1564-3	
処理能力	焼却	300t/24H (150t/24H×2 基)	190t/24H (95t/24H×2 基)
	破碎	50t/5H	30t/5H 5t/5H (せん断式)

### 第3 災害廃棄物等処理

#### 1 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

#### 2 処理活動

- (1) 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
- (6) その他災害廃棄物等の処理に際して、二次的環境汚染が発生しないように留意する。

## 第3節 遺体対策

町及び富田林警察署は遺体対策について、必要な措置をとる。

### 第1 事前措置

町は、遺体対策に際し、次の事前措置を講じる。

- 1 遺体安置所の確保
- 2 ドライアイス、柩等の資機材の調達
- 3 作業要員の確保
- 4 火葬場までの搬送手段の確保や必要な手続き事項
- 5 火葬場の耐震化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める

### 第2 遺体の処理

- 1 町は、富田林警察署及び医療機関等と協力して遺体の処理、収容にあたる。
- 2 遺体の処理、収容の基準は、資料 74「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」を準用する。
- 3 警察による検視（死体調査）、医師による検案の後、身元が判明した遺体については、遺族、親族に連絡の上、引き渡す。
- 4 身元不明の遺体については、富田林警察署その他関係機関に連絡の上、その調査にあたりとともに、身元確認の資料となる遺品などを保存する。
- 5 遺体の検案は、警察署が要請した検案医が行う。
- 6 遺体の収容措置が生じたときは、寺院等の協力も得ながら、遺体安置所を開設する。
- 7 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）及び医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- 8 遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、町が代わってこれを実施する。
  - (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
  - (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
  - (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
  - (4) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

### 第3 遺体安置所の設定

- 1 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- 2 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- 3 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、

葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

- 4 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- 5 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- 6 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- 7 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。
- 8 町は自ら遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

#### 第4 遺体の火葬等

- 1 身元不明の遺体や遺族が遺体対策を行うことが困難、若しくは不可能である場合、町が代わって実施する。
- 2 遺体の埋葬の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」を準用する。
- 3 納棺又は火葬に至るまでの業務（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置）は、葬儀取扱店等の協力を得て実施する。
- 4 遺体の埋葬は、火葬により実施する。
- 5 身元が判明しない遺体や引き取り手のない遺体は、身元確認の資料及び遺品などを保存の上、本部の判断で火葬許可証を交付し、火葬を行い、火葬後の遺骨は寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- 6 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）及び医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

#### 第5 応援要請

町は、自ら遺体対策の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

## 第4節 社会秩序の維持

町及び防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

### 第1 住民への呼びかけ

町及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 第2 警備活動の強化

自主防犯組織等は、富田林警察署よりパトロール及び生活の安全に関する情報等の提供をうけ、必要に応じて地域の安全確保に努める。

### 第3 物価の安定及び物資の安定供給

町は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

#### 1 消費者情報の提供

町は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止を図る。

#### 2 生活必需品の確保

町は、生活必需品等の在庫量を可能な限り把握し、不足量については、国、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるように努める。

#### 3 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努める。

## 付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応



# 第1節 総 則

## 第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認められるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者に対して、警戒体制をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないとされている。

河南町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

## 第2 基本方針

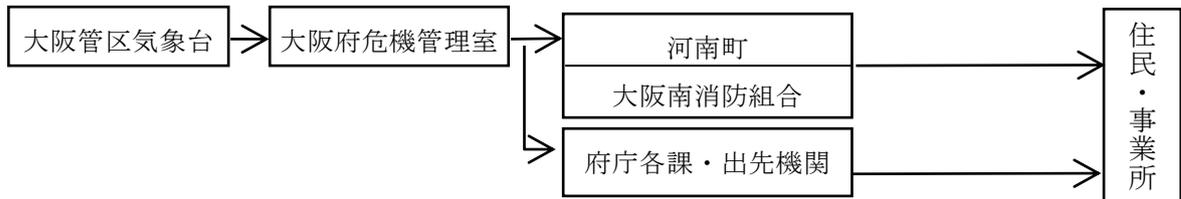
- 1 町は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常通り確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発令せられるまでの間についても必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画第2編災害予防対策編、第3編災害応急対策編で対処する。

## 第2節 東海地震注意情報発表時の措置

町及び防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

### 第1 東海地震注意情報の伝達

#### 1 伝達系統



#### 2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

### 第2 警戒態勢の準備

町及び防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防組合に地震警戒警防本部を設置する。

### 第3節 警戒宣言が発せられた時の対応

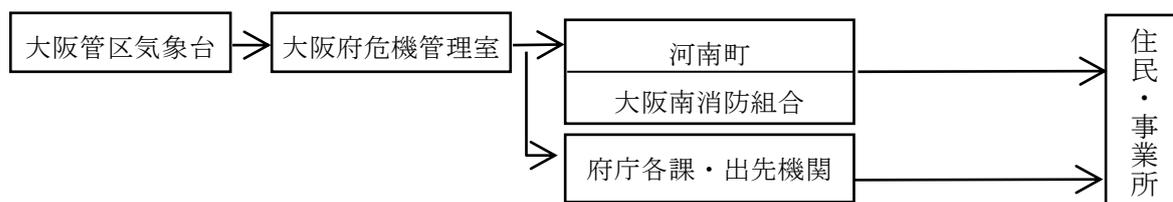
町及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

#### 第1 東海地震予知情報等の伝達

町及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民等に伝達する。

##### 1 東海地震予知情報

###### (1) 伝達系統

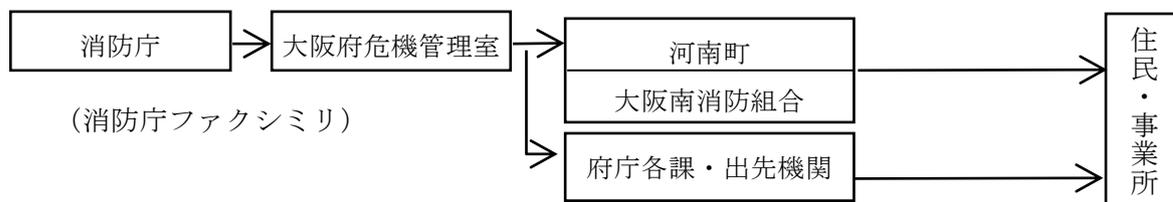


###### (2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

##### 2 警戒宣言

###### (1) 伝達系統



###### (2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

#### 第2 警戒態勢の確立

町及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続するものとする。

##### 1 組織動員配備体制の確立

- ア 町は、震度予想や地域の実情に応じて、災害対策（警戒）本部を設置する。
- イ 町は、必要な動員配備体制をとる。
- ウ 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- エ 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

## 2 消防・水防

町及び府は、迅速な消防活動ができるよう、適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- ア 東海地震予知情報等の収集と伝達
- イ 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- ウ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- エ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

## 3 交通の確保・混乱防止

町は、富田林警察署、道路管理者及び関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- ア 交通規制、交通整理
- イ 交通規制等への協力と安全走行についての広報

## 4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、府及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

## 5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

## 6 危険箇所対策

- ア 町は府と連携して、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- イ 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、富田林警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前避難させる。

## 7 社会秩序の維持

### ア 警備活動

富田林警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。町及び関係機関は、これに協力する。

### イ 生活物資対策

町は、府及び関係機関とともに、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

## 8 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館街等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

## 第3 住民、事業所に対する広報

警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

### 1 広報の内容

- ア 警戒宣言等の内容とそれによつてとられる措置
- イ 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- ウ 自主防災組織等の防災体制準備の呼びかけ
- エ 流言防止への配慮
- オ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- カ 町や防災関係機関が行う防災活動への協力など
- キ 社会的混乱防止の注意
  - (a)自動車使用の自粛
  - (b)町や消防組合等への問い合わせや照会電話の自粛
  - (c)不要な買いだめの自粛
  - (d)デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手
- ク 非常用持出し品の用意
- ケ 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれがあり、その場合に生じる危険について

### 2 広報の手段

- ア 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- イ 町は、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- ウ 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

## 広報の例文

住民並びに事業所の皆さん、こちらは河南町災害対策本部です。

先程、テレビ・ラジオで報道されましたように、本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から東海地震に関わる「警戒宣言」が発せられました。

その内容は、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるということです。この東海地震が発生した場合、河南町内では、震度4程度であると予想されます。

震度4では、被害はほとんど発生しませんが、地盤の悪いところでは局地的に、老朽建物の破損、窓ガラスの落下、家具の転倒等が考えられます。住民・事業所の皆さんが冷静沈着な行動をとり、適切に対処すれば被害は最小限に食い止めることができます。

まず、地震に備えての身の回りの準備を整え、不要不急の電話の利用や自動車の使用を極力自粛してください。品物の買いだめなどに走り回らないでください。

また、デマなどに惑わされず、テレビ・ラジオの情報や町の防災行政無線からの広報など正確な情報に耳を傾けてください。

繰り返します。この東海地震が発生した場合でも、皆さんが冷静に行動すれば大丈夫です。あわてず落ち着いて行動していただくよう重ねてお願いいたします。

## 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画



## 第1節 総則

### 第1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年(2002年)法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

### 第2 推進地域

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき指定された府の推進地域は、以下の42市町村である。（平成26年(2014年)3月31日内閣府告示第21号）

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、  
守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、  
松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、  
藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島  
本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河  
内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村

### 第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

地震防災に関し、町や防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則 第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

### 第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された気象庁マグニチュード6.8以上の地震が発生、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等に、大規模地震発生との関連性について調査を開始又は調査を継続している旨を知らせる南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※8.0以上の地震が発生したと評価した場合に発表

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード※7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表

#### 3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

※ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

### 第2 防災対応について

町、府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

実際に臨時情報が発表された場合には、住民等が混乱しないよう、町、府をはじめ防災関係機関は適切な呼びかけを行う。特に町及び府は連携して、土砂災害の恐れのある地域の住民等に対する丁寧な呼びかけを行う。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行うった上で、社会経済活動を継続する。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

## 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

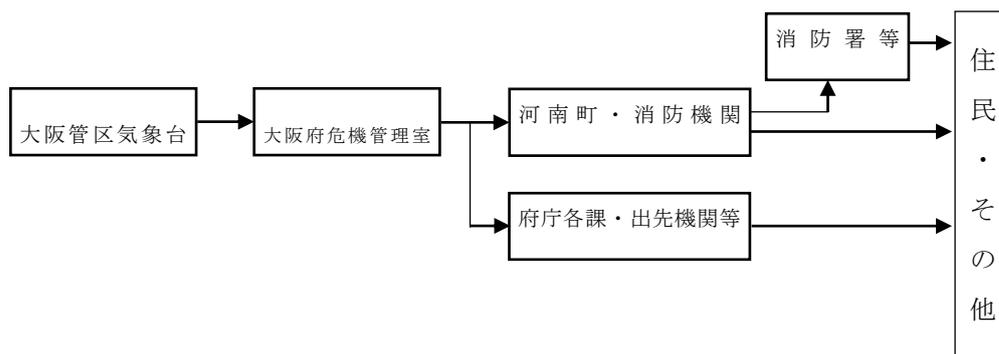
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され1週間経過した後の1週間、以下の措置等を行ったうえで、社会経済活動を継続する。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

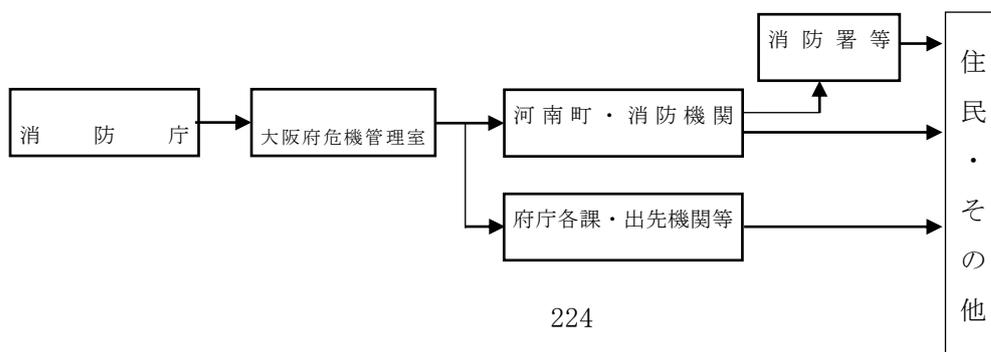
## 第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

### 1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）



- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



## 2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

## 第3節 地震発生時の応急対策等

### 第1 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「災害応急対策 第1章 活動体制の確立」によるものとする。

### 第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「第3編 災害応急対策 第1章 活動体制の確立～第8章 社会環境の確保」によるものとする。

## 第4節 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「災害予防対策 第2章 地域防災力の向上」「第3編 災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動」によるものとする。

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「地震防災緊急事業五箇年計画」によるものとする。（「第3編 災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第2節 地震災害予防対策の推進」参照）

## 第 4 編 事故等災害応急対策



## 第1節 林野火災等応急対策

町及び防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

### 第1 火災の警戒

#### 1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は町長に伝達する。通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

(1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上の風が吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報を取りやめる場合がある。

#### 2 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたときまたは火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

#### 3 火気の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで大阪南消防組合が指示する火気の使用を制限する。

#### 4 住民への周知

町は、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車などを使用し、または状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

### 第2 林野火災

#### 1 通報基準

町は、火災の規模等が以下に示す府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

(1) 焼損面積5ha以上と推定される場合

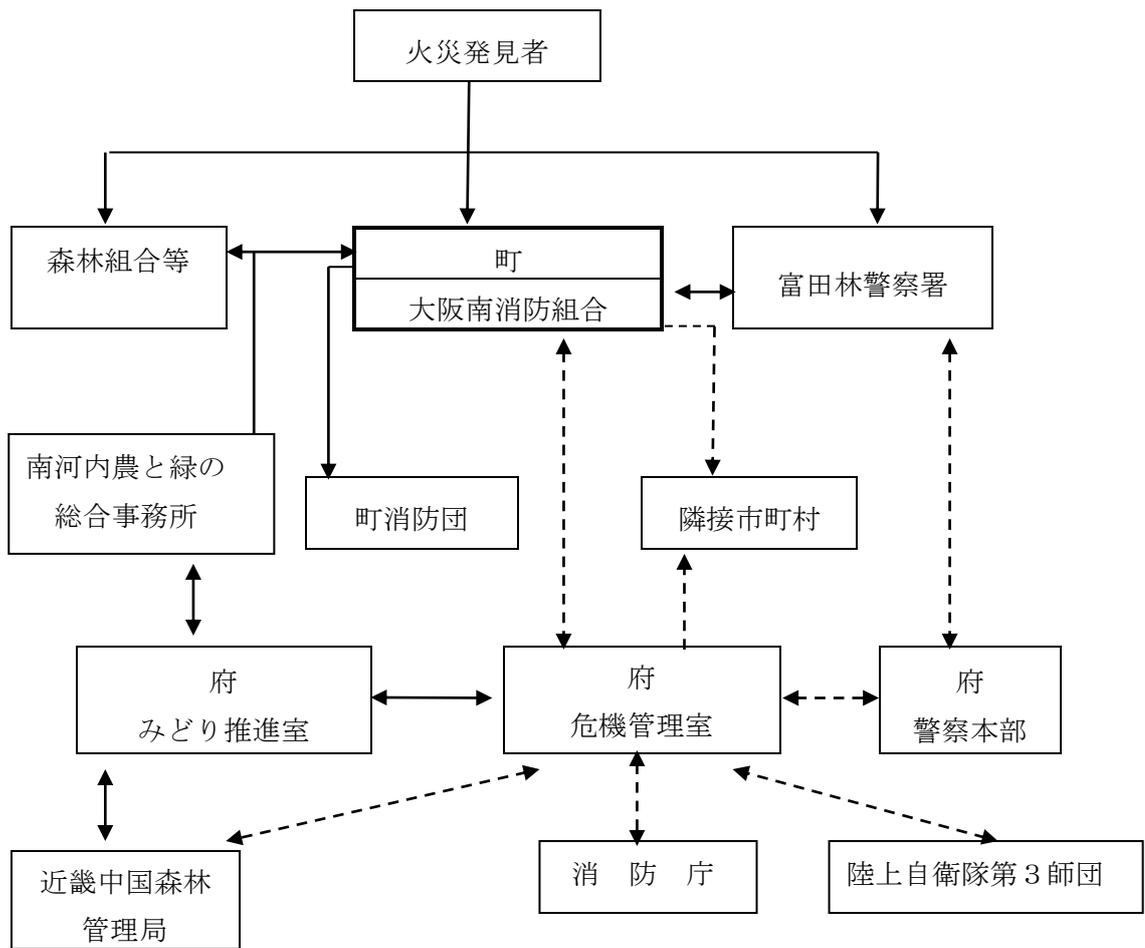
(2) 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合

(3) 空中消火を要請する場合

(4) 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高い場合

## 2 伝達経路

林野火災発見からの伝達経路は次のとおりである。



(点線は状況等に応じた伝達経路)

## 3 活動体制

町及び大阪南消防組合は、林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

### ① 現地指揮本部の設置

ア 林野火災発生のお知らせがあった場合、大阪南消防組合は直ちに現地指揮本部を設置し、富田林警察署等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。

イ 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。

ウ 火災が拡大し、町単独では十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定等に基づく隣接市町村等への応援出動の要請を行う。

### ② 現地対策本部の設置

ア 他市町村等への応援要請を行った場合は、現地対策本部を設置する。

イ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成

ウ 警戒区域、交通規制区域の指定

エ 空中消火の要請又は知事への依頼

オ 消防庁に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する派遣要請についての検討

カ 応援部隊の受入れ準備

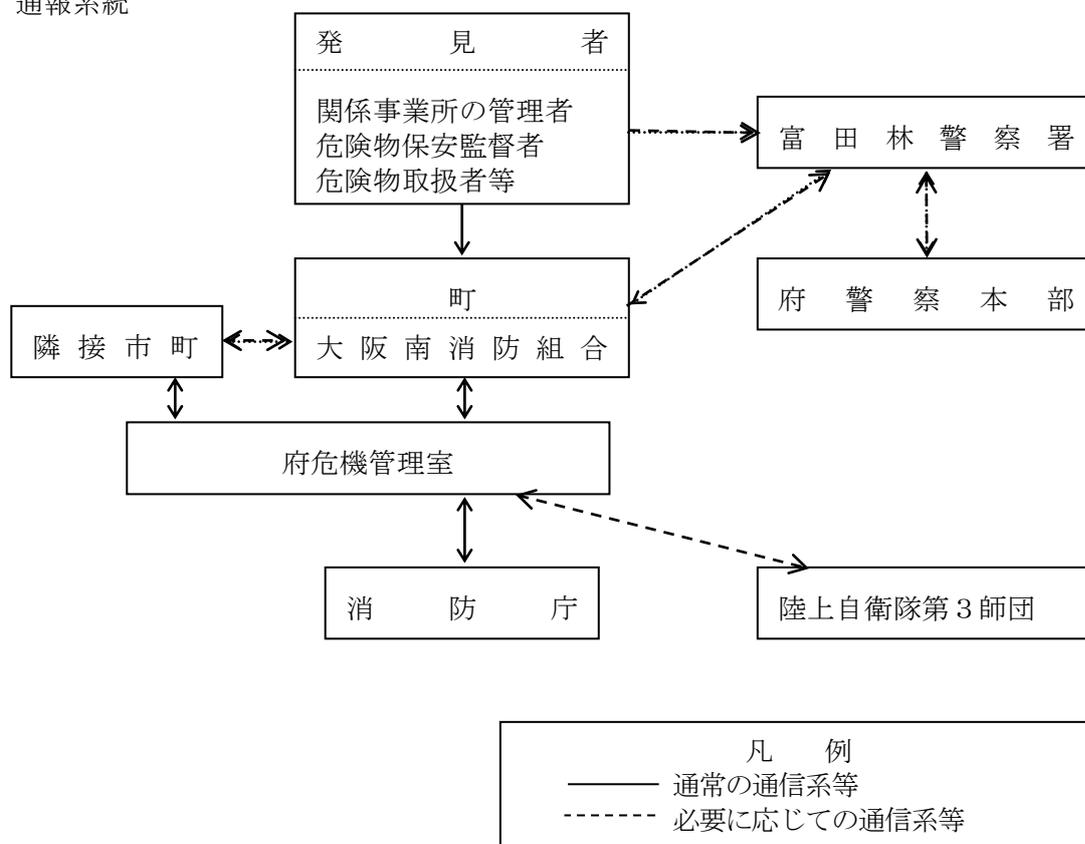
## 第2節 危険物等災害応急対策

町及び大阪南消防組合は、火災その他の災害に起因する危険物等の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図るものとする。

### 第1 危険物災害応急対策

- 1 町及び大阪南消防組合は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- 2 町及び大阪南消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
  - (1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
  - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
  - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立
- 3 町及び大阪南消防組合は施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- 4 町長は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて隣接市町村長に対し応援を要請する。

#### 通報系統

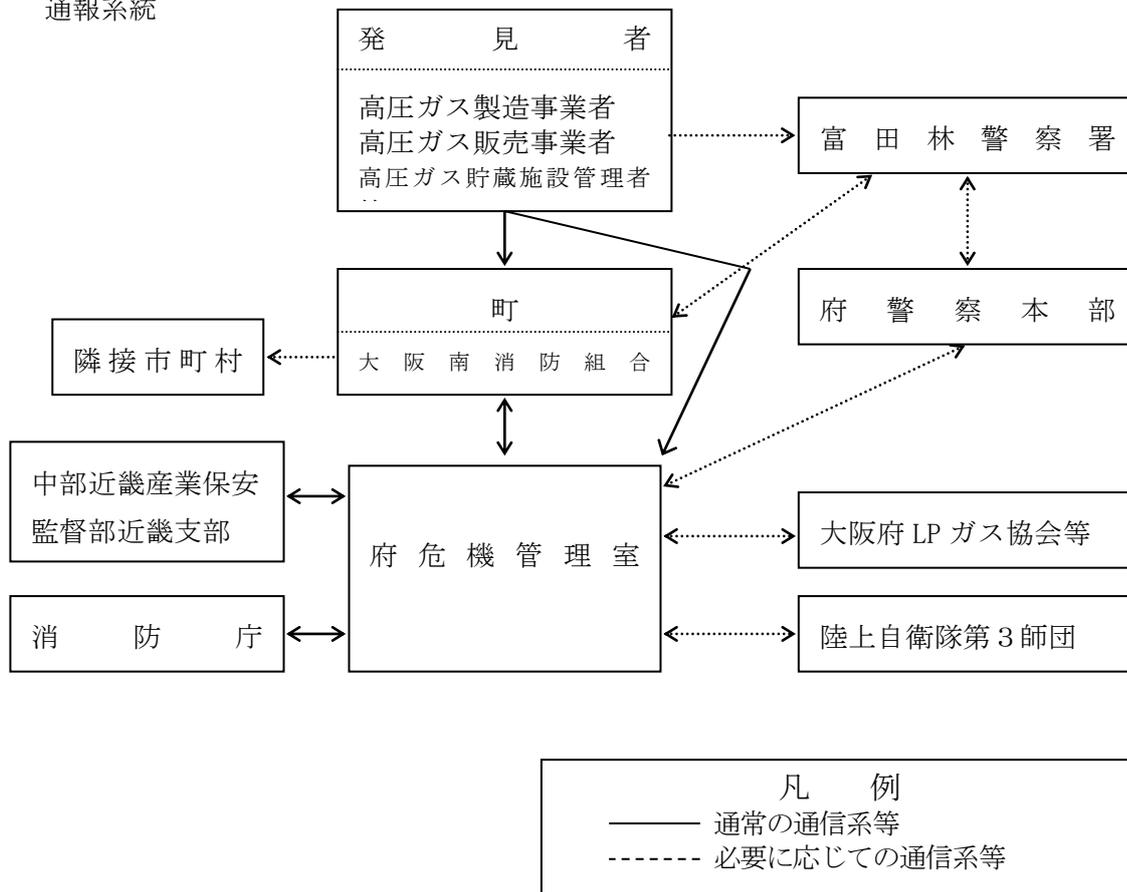


## 第2 高圧ガス災害応急対策

町及び大阪南消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

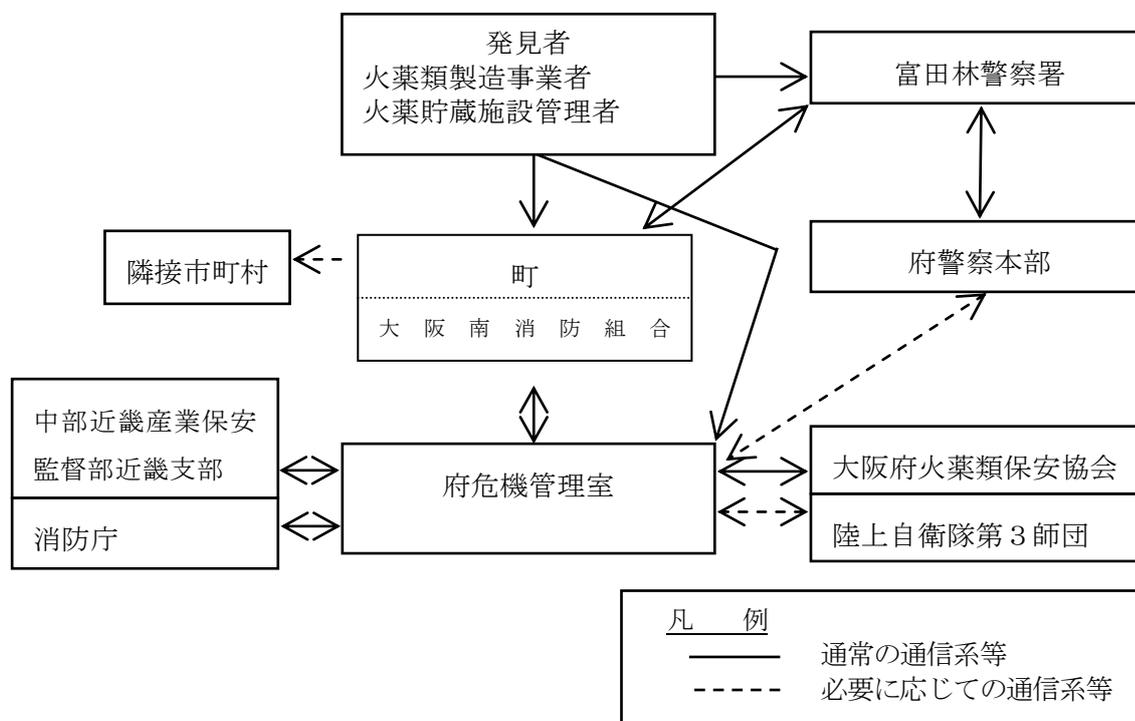
### 通報系統



### 第3 火薬類災害応急対策

町及び大阪南消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

#### 【通報連絡体制】

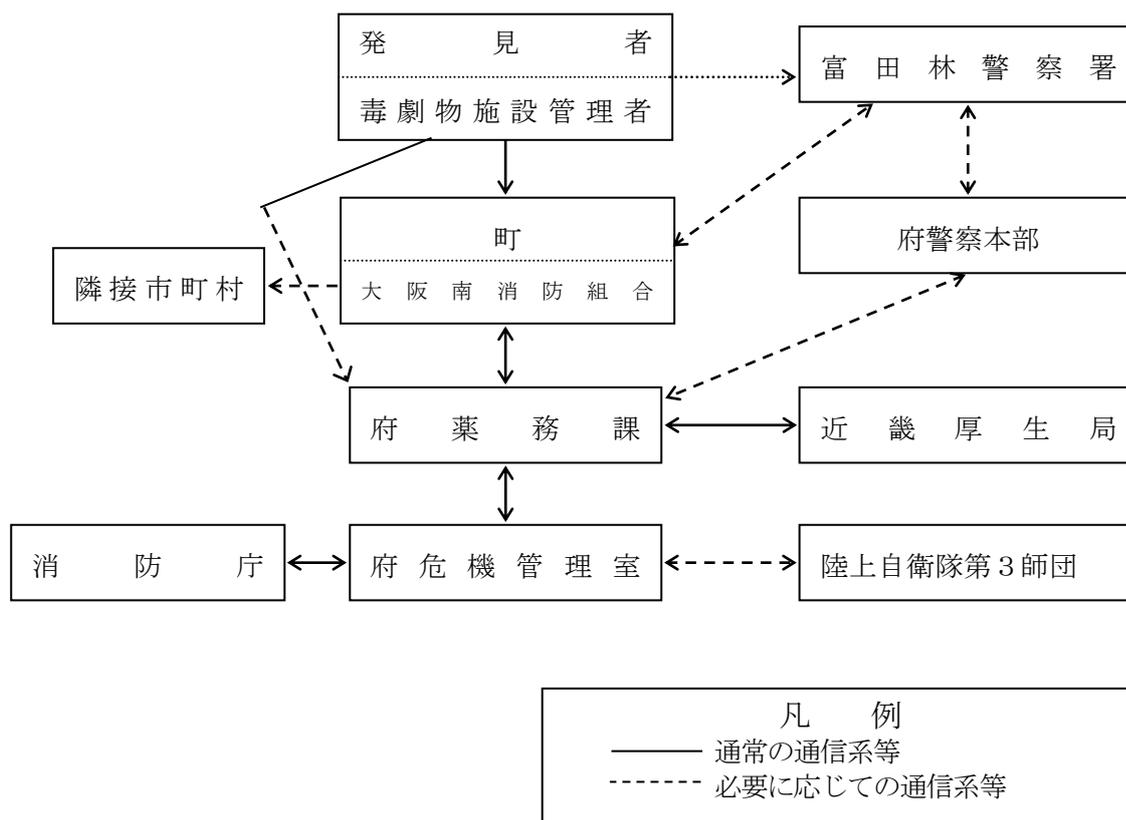


### 第4 毒物劇物災害応急対策

町及び大阪南消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

毒劇物施設が災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏洩、又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、府、大阪南消防組合、富田林警察署等関係機関と連携して、交通規制、緊急避難、広報活動等の必要な措置を行う。

## 通報系統



## 第5 原子力災害への対応

### 1 原子力災害対策

原子力災害への対応は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者の原子炉運転等により、放射性物質等が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害の発生、拡大を防止し、その復旧を図ることとしている。

原子力事業所は、府内に現在3か所あり、それぞれ原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点地域」という）の範囲を（資料 大阪府域の原子力災害対策重点地域）のとおりとし、府は「大阪府地域防災計画（原子力災害対策）」に基づき、オフサイトセンターの整備、環境放射線モニタリング体制などの事前対策、緊急事態への応急対策及び原子力対策中長期対策を講ずることとしている。その他、府内には核燃料物質等を扱う事業所があるが、いずれも使用する核燃料物資等の量が少ないため、原子力災害対策特別措置法の対象となる事業所ではなく、事業所以外に影響を及ぼすような放射線事故は基本的に考えられないが、防災対策の観点から、原子力事業所に準ずる対策を講ずるように努めることとしている。

### 2 原子力災害における広域避難の受入れ

#### ① 避難者の受入れ

町は、福井県内の原子力発電所で事故災害が発生した場合を想定し、福井、滋賀、京都3府県のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の住民等の広域避難（府県外避難）の受入れを行う

こととなっている。町は、関西広域連合が進めている広域避難の受入れ調整に基づき、広域避難者の受入れ体制を整備し、滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府に協力して受入れる。

## ② 避難所の設置・運営

避難所の開設は、災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項に基づき、町が行う。町は、避難元市町に避難所を提供し、避難所開設当初の避難者の受入れと生活支援を行う。

避難所は、避難者による自主運営が行われることが原則であることから、避難所開設当初の町主導の運営から、避難元市町による運営へ、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切り替えていく。

## ③ 拠点避難所の設置運営

町は、避難者の受入れを行うほか、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、拠点避難所を開設することができるものとする。拠点避難所から最終的な避難所へは、徒歩又はバス等の公共交通機関により移動する。

事前に策定する広域避難計画では、避難者の最初の目的地となる拠点避難所のほか、できる限り、最終的な避難先となる避難所についても、名称と所在地を定める。

広域避難における町の避難所運営にかかる役割例

時期	役割	摘要
初動期 ↳ 応急対応期	避難所の開設・施設管理	施設管理者が実施。
	開設当初の避難所運営	当初 3 日間を目安に町が主導。避難元市町による運営、避難者による自主運営に順次切替え。
	仮設トイレの設置	避難所の設備状況や避難者数に応じて手配。
	生活物資の調達・配布	府と連携して実施。不足する場合、府は広域連合に広域応援調整を要請。
	り・被災証明の発行	必要に応じ避難元市町と連携して実施。
	生活支援情報サービスの提供	

## 第3節 中高層建築物災害応急対策

町は、中高層建築物等のガス漏れ事故及び火災等の事故に対処するため、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

### 第1 町

#### 1 ガス漏洩事故

(1) 消防活動体制の確立

(2) ガス漏れ事故発生箇所及び拡散範囲の推定

(3) 避難誘導

避難経路、避難先等を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、富田林警察署等と協力して安全・迅速な避難誘導を行う。

(4) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救援搬送措置を行う。

(5) ガスの遮断（消防法施行令第21条の2第1項に定めるガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない対象物）

ア ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク㈱が行う。

イ 広範囲にわたり多量のガス漏洩があるなど、緊急やむを得ないと認められるときは、大阪ガスネットワーク㈱が到着する前でも、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、消防隊は、直ちにその旨を大阪ガスネットワーク㈱に連絡する。

#### 2 火災等

防本部及び消防団は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

(1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担

(2) 活動における情報収集、連絡

(3) 排煙、進入時における資機材の活用対策

(4) 中高層建築物等の消防用設備の活用

(5) 浸水、水損防止対策

### 第2 警察署

富田林警察署は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

#### 1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立するとともに、警備本部を設置する。

#### 2 救出・救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出・救助活動と消防機関、救護機関等との連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

#### 3 避難誘導

危険箇所への要員の配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るため必要な警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

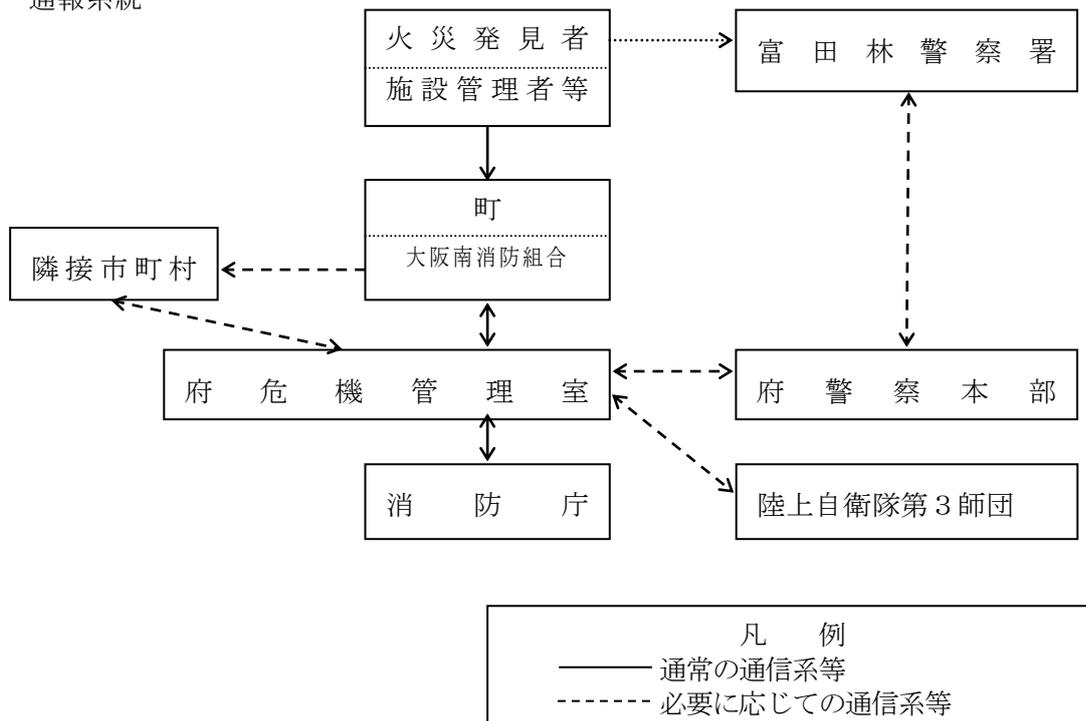
町及びその他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（見分）等所要の措置をとる。

### 第3 大阪ガスネットワーク(株)南部事業部

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- 1 緊急の場合には、特定の地下街に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- 2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

#### 通報系統



## 第4節 その他災害応急対策

河南町地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるように定めているが、その他にもトンネルの崩落事故など不測の事故が発生する恐れがある。

こうした場合においても、町及び防災関係機関は災害の態様に応じ、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消防・救助救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

## 第 5 編 災害復旧・復興対策



# 第1章 災害復旧対策

## 第1節 復旧事業の推進

町、府をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の住民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

被災地方公共団体は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

### 第1 公共施設等の復旧

#### (1) 復旧事業計画の作成

町、府をはじめ防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

#### (2) 復旧完了予定時期の明示

町、府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

### 第2 激甚災害の要請

町は町域で「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚災害法という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する著しい災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査・把握し、公共施設等の災害復旧事業が円滑に行なえるよう府に対して要請する。

### 第3 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

### 第4 特定大規模災害

特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が国において設

置された災害)を受け、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、権限代行制度によりその工事を府に要請することができる。

## 第2節 被災者の生活再建等の支援

町及び府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

### 第1 災害弔慰金等の支給

#### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

町及び府は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、被災者に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。又、災害見舞金を支給し被災者の生活確保に努める。

##### (1) 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

対象となる災害	ア 河南町において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 イ 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害 ウ 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記の災害による死亡者の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母 （*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む）
支給額	ア 生計維持者が死亡した場合 - 500万円 イ その他の人が死亡した場合 - 250万円
支給制限	ア 死亡が故意又は重大な過失による場合 イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

##### (2) 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

災害障害見舞金は、法第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象	上記の災害により「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表に掲げる程度の障害を有する人となった者
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 - 250万円 イ その他の人が障害を受けた場合 - 125万円
支給制限	ア 障害が故意又は重大な過失による場合 イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3)大阪府災害見舞金（大阪府災害見舞金内規）

府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

対象となる災害	町域内において10世帯以上の住家が滅失した自然災害
支給対象	罹災世帯主
支給額	ア 住家全壊又は流失した場合 - 10万円 イ 住家半壊又は床上浸水した場合 - 5万円

## 第2 町災害弔慰金及び災害見舞金

災害により被害を受けた者等に対し、河南町災害見舞金等支給要綱（昭和57年河南町告示第47号）に基づき災害弔慰金又は災害見舞金を支給する。

### 1 災害弔慰金又は災害見舞金の支給対象者

災害発生時に町に居住し、かつ住民基本台帳又は外国人登録原票に登載されている者が、災害によって傷害を受けた場合、又は90日以内に死亡した場合及び自己の居住する家屋が被災したときに、被害者又は遺族に支給する。

### 2 町災害弔慰金及び災害見舞金

区分	基準	金額(円)
災害弔慰金	死亡のとき（1名につき）	100,000
災害見舞金	家屋の全壊のとき	100,000
	家屋の半壊のとき	50,000
	家屋の床上浸水のとき	20,000

## 第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

町、府及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

### 1 災害援護資金貸付

町は、自然災害により、府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。また、その他町独自の基準により、自然災害により一時的に生活資金が不足するなど、日常生活に支障を来している人に対して、災害援護資金を貸し付ける。

### 2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、町内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

#### 第4 罹災証明書の交付等

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

#### 第5 租税等の減免及び徴収猶予等

町は被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和等、適切な措置を講じ、被災者の生活の安定化に努める。

##### 1 町税

###### (1) 納税期限の延長

町長は災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認められるときは、公示によって当該期間を延長する。

###### (2) 徴収猶予

町長は災害によって財産に被害を受けた納税義務者等が、町税を一時に納付し、又は納入できないと認められるときは、地方税法第15条の規定に基づき、その者の申請によって1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

(3) 減免

町長は「災害による被災者に対する町税の減免に関する条例」並びに、地方税法第323条及び地方税法第367条の規定に基づき被災者の納付すべき町府民税及び固定資産税の減免措置を行う。

税目	減免の内容
個人町府民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により被害を受けた土地・家屋について被害の程度に応じて減免を行う。

2 府税・国税

(1) 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

(2) 府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

ア 申告、納入若しくは納付期限の延長

イ 府税の還付又は減免

ウ 徴収猶予

エ 納処分の執行停止、換価猶予

(3) 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

3 国保・介護・年金

(1) 国民健康保険・介護保険

町長は災害により、居住家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失したとき、被保険者に対し、保険料納付の緩和措置として、事態に応じて納付期限の延期、徴収猶予及び減免の措置をとることができる。

(2) 国民年金

社会保険庁は災害により、居住家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失し、保険料の支払いが困難な被保険者に対し、保険料支払いの緩和措置として、事態に応じて免除の措置をとることができる。

4 下水道使用料

町長は災害により、居住家屋が火災等の被害を受けた納付義務者に対し、料金納付の緩和措置として、減額の措置をとることができる。

## 第6 雇用機会の確保

府及び関係機関は、災害により離職した者に対する就職あっせん、被災事業者に対する雇用維持の要請に努める。

1 府及び大阪労働局は、災害による離職者の把握に努め、その早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所や府の就職支援機関などを通じて速やかにあっせんを

図る。

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置について、国は次の措置を講ずる。

(1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。

(2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、特例として求職者給付を行う。

3 府及び大阪労働局は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て、事業主に雇用維持を要請する。

## 第7 住宅の確保

町及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1) 相談窓口の設置

町は、住宅に関する相談窓口を設置し、住民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

ア 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供

イ 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供

ウ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供

エ 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

(2) 住宅復興計画の策定

町及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

(3) 公共住宅の供給促進

町及び府は、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(4) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災町長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

町は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

## 第8 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

町は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

また、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

## 2 被災者生活再建支援制度の概要

### (1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

### (2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する町（人口10万人未満に限る）における自然災害。

### (3) 支給対象世帯

自然災害により、

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

### (4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

・上記(3)ア～ウの世帯 100万円

・上記(3)エの世帯 50万円

※世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・住宅を建設又は購入した場合

上記(3)ア～エの世帯 200万円

上記(3)オの世帯 100万円

・住宅を補修した場合 100万円

上記(3)ア～エの世帯 100万円

上記(3)オの世帯 50万円

- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）

上記(3)ア～エの世帯 50万円

上記(3)オの世帯 25万円

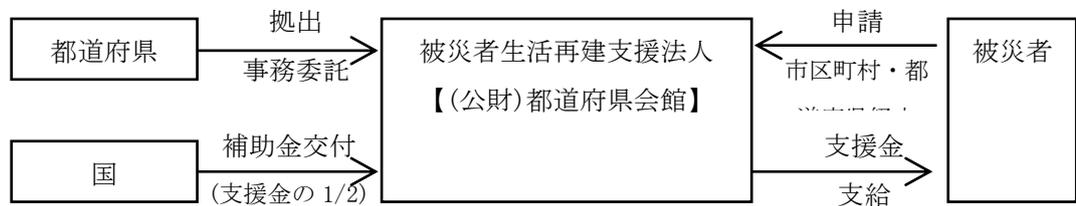
※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。（中規模半壊世帯は1/2）

※世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、府から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、府により拠出された基金を活用して行う。

支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府)

### 第3節 中小企業の復旧支援

町は、災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられるが、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

なお、町及び府は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

#### 1 資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

#### 2 中小企業者に対する金融制度の周知

富田林商工会、その他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害等対策資金及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特別利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

## 第4節 農業関係者の復興支援

町は、災害により被害を受けた農業関係者等に対して復旧を促進し、農業等の生産力の回復と経営の安定化を図るため、国・府が行う災害復旧に関する融資制度等について大阪南農業協同組合の協力を得て、広報活動を行うとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、府に協力して必要な措置を講ずる。

### 1 資金需要の把握・調査

府が行う農業関係者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。

### 2 資金の融資措置

大阪南農業協同組合の協力を得て、府と協力・連携して被災した農業関係者に対する資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう支援する。

### 3 農業関係者に対する融資制度の周知

大阪南農業協同組合その他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、(株)日本政策金融公庫が行う災害貸付等について、農業関係者に周知する。

## 第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

### 第1 復旧計画

#### 1 復旧計画の策定

- (1) 施設、設備などの被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。必要に応じ被害原因等の調査を行う。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設、指定避難所、官公署等の重要施設を優先することを原則とし、被災状況や復旧難易度、復旧効果の大きいものから普及計画をたてる。
- (3) 単独復旧が困難な場合は他の事業者からの応援を受ける。
- (4) 設備復旧後の再稼働時には、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。
- (5) 府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

#### 2 想定されるライフライン

- (1) 上水道
- (2) 下水道（町）
- (3) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社等）
- (4) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社等）
- (5) 電気通信（NTT西日本株式会社（関西支店）等）
- (6) 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、町）
- (7) 放送（日本放送協会、民間放送事業者）
- (8) 道路（近畿地方整備局、大阪府、町）

### 第2 広報

被害状況、対応策の状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えてホームページ上に復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

## 第2章 災害復興対策

### 第1節 復興の基本方針

被災地の復興について、町は被災者の生活再建を支援し、災害の再発防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のため、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる。地震災害における都市の復興に関しては、「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」（大阪府建築都市部）を活用する。

また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

#### 第1 災害復興基本方針の決定

町は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

#### 第2 原状復旧

町は、原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

#### 第3 復興に向けた取組み

- 1 大規模災害により町域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、町及び府は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
- 2 町及び府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行をはかるため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。
- 3 町及び府は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュールなどを明らかにするとともに、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

## 河南町地域防災計画修正沿革

沿	革			作	成
		昭和53年	12月		
		昭和58年	3月		第1回修正
		昭和61年	3月		第2回修正
		平成3年	3月		第3回修正
		平成8年	3月		第4回修正
		平成11年	2月		第5回修正
		平成19年	3月		第6回修正
		平成28年	3月		第7回修正
		平成31年	3月		第8回修正
		令和8年	2月		第9回修正

### 河南町地域防災計画

発行 河南町

編集 河南町政策総務部自治防災課

〒585-8585

大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

TEL 0721-93-2500 (代表)

FAX 0721-93-4691